

令和元年5月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

3番	加藤克之	4番	高橋八重典
5番	永井利明	6番	鈴木みどり
7番	那須英二	8番	三宮十五郎
9番	早川公二	10番	平野広行
11番	三浦義光	12番	堀岡敏喜
13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高 清
15番	武田正樹	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

7番	那須英二	8番	三宮十五郎
----	------	----	-------

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	大木博雄
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟	開 発 部 長	大野勝貴
教 育 部 長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
総務部次長兼 財政課長	安井文雄	開発部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄
開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史	会 計 管 理 者	横山和久
監 査 委 員 事務局 長	山下正己	総 務 課 長	佐藤文彦
秘書広報課長	安井幹雄	企画政策課長	佐野智雄
危機管理課長	伊藤淳人	税 務 課 長	佐藤雅人
収 納 課 長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長	鈴木博貴
保険年金課長	服部利恵	環 境 課 長	柴田寿文
健康推進課長	飯田宏基	福 祉 課 長	大木弘己

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	山守美代子
商工観光課長	横江兼光	都市計画課長	梅田英明
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	伊藤えい子
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	山森隆彦
図書館長	服部朋夫	歴史民俗資料館長	伊藤隆彦

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	安井耕史	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 承認第1号	専決処分の承認について
日程第5 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7 議案第32号	弥富市税条例の一部改正について
日程第8 議案第33号	弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について
日程第9 議案第34号	公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
日程第10 議案第35号	弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
日程第11 議案第36号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第12 議案第37号	弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
日程第13 議案第38号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第14 議案第39号	弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第40号	弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16 議案第41号	弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17 議案第42号	弥富市介護保険条例の一部改正について

- 日程第18 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第20 議案第45号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第47号 市道の認定について
- 日程第23 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより令和元年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月19日までの27日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの27日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、また地方自治法施行令の規定により、市長から平成30年度一般会計予算の繰り越しに関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第4、承認第1号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆様、おはようございます。

令和元年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中、御出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は承認1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、必要な条例改正を平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 承認第1号、専決処分をさせていただきました弥富市税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案を6枚はねていただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 現行の軽自動車税の税率の特例規定について、最初の新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車は、翌年度から税率を重く（重課）する特例措置の規定を整備いたしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、平成31年4月1日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、諮問第2号及び日程第6、諮問第3号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は諮問2件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が令和元年9月30日任期満了のため、その後任者として伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、服部忠昭氏が令和元年9月30日任期満了のため、その後任者として服部忠昭氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第2号及び諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号及び諮問第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

諮問第2号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

続きまして、諮問第3号の採決に入ります。

お諮りをいたします。

諮問第3号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第32号 弥富市税条例の一部改正について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第7、議案第32号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は条例関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第32号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第32号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. ふるさと納税における寄附金控除の対象となる寄附金を、総務大臣が定める基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定し、指定を受けた地方団体への寄附金を「特例控除対象寄附金」とする地方税法の改正に伴う関係規定の整備を行うことといたしました。

この総務大臣が定める基準といたしましては、返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることなどでございます。

2. この条例は、令和元年6月1日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより議案第32号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第32号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第33号 弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について

日程第9 議案第34号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第10 議案第35号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第11 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第12 議案第37号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

日程第13 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第14 議案第39号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第40号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16 議案第41号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第17 議案第42号 弥富市介護保険条例の一部改正について

- 日程第18 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第20 議案第45号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第47号 市道の認定について
- 日程第23 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第8、議案第33号から、日程第27、議案第52号まで、以上20件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案14件、法定議決議案1件、予算関係議案5件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第33号弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正につきましては、行政組織の変更に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第34号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市長の給与を減額するため、必要があるものであります。

次に、議案第36号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号弥富市都市公園条例の一部改正、議案第44号弥富市下水道条例の一部改正、議案第45号弥富市污水处理施設条例の一部改正及び議案第46号弥富市道路占用料条例の一部改正につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号市道の認定につきましては、弥富市火葬場の都市計画決定に伴い、道路を認定するものであります。

次に、議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援新制度システム改修委託料の増額や、いこいの里修繕工事請負費等の増額を計上するものであります。

次に、議案第49号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、旧被扶養者に係る減免の見直しに伴う電子計算処理等委託料を計上するものであります。

次に、議案第50号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険事務処理システム改修委託料等を計上するものであります。

次に、議案第51号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、機能強化対策工事請負費の増額を計上するものであります。

次に、議案第52号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、道路占用物件等の移転に伴う補償金の増額を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第33号弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 行政組織の変更に伴い、企画政策課において総合計画審議会及び行政改革推進委員会

の庶務を処理することといたしました。

2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。

次に、議案第34号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について御説明申し上げます。

25枚はねていただきまして、公の施設の使用料の改定に関する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、ここに掲げてございます(1)弥富市市民ホールから、次のページの(16)弥富市産業会館までの公の施設の使用料の改定を行うものでございます。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することといたしました。ただし、3については公布の日から施行することとしました。

3. 令和元年10月1日、以下「施行日」といいます、前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することといたしました。

次に、議案第35号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市長の給与の特例に関する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市長の給料の月額について、令和元年7月1日から令和4年12月1日までの間、以下「特例期間」といいます、において30%減額し、月額65万1,700円とすることとしました。

2. 弥富市長の期末手当の額について、特例期間において、30%減額することとしました。

3. この条例は、令和元年7月1日から施行することとしました。

次に、議案第36号弥富市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

30枚はねていただきまして、弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 個人市民税において、消費税引き上げ時における需要変動の平準化対策として、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間、消費税率10%が適用される住宅取得について、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を拡充（10年から13年間に3年間延長）することとしました。

2. 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親（単身児童扶養者）に対し、個人住民税を非課税とすることとしました。

3. 消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車税について、環境性能割の税率を1%分軽減することとしました。

4. 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、現行制度を令和3年度まで2年延長し、令和4年度及び令和5年度については、軽課の対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限定することとしました。

5. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

6. この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、一部については、令和元年10月1日、令和2年1月1日、令和3年1月1日または同年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第37号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、行政財産目的外使用料の額の改定を行うこととしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げることとしました。

2. 低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「27万5,000円」から「28万円」に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「50万円」から「51万円」にそれぞれ引き上げることとしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第39号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 災害援護資金の貸付利率年3%を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年1%とすることとしました。

2. 災害援護資金の償還方法に、月賦償還による方法を加えることとしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第40号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を確保しないことができることとしました。

2. 1の場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととしました。

3. 満3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を確保しないことができることとしました。

4. 連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるときは、連携施設を確保しなければならないとする規定の適用の猶予期間を「5年」から「10年」に延長することとしました。

5. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第41号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、指定都市の長も実施できることとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第42号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、介護保険料の保険料基準額に

対する割合を、第1段階については0.35から0.25に、第2段階については0.5から0.4に、第3段階については0.7から0.65に、それぞれ引き下げることにした。また、令和元年度の保険料軽減強化については、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定することとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 議案第43号弥富市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、弥富市都市公園条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、都市公園使用料の額を改定することとしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

次に、議案第44号弥富市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、弥富市下水道条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、下水道使用料の額を改定することとしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

3. 令和元年10月1日前から継続して使用されている下水道で、同日以後最初に額が確定するものの使用料に対する税率は、従前の例とすることとしました。

次に、議案第45号弥富市汚水処理施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、弥富市汚水処理施設条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、汚水処理施設使用料の額を改定することとしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

3. 令和元年10月1日前から継続して使用されている汚水処理施設で、同日以後最初に額が確定するものの使用料に対する税率は、従前の例とすることとしました。

次に、議案第46号弥富市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、弥富市道路占用料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんく

ださい。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、道路占用料の額を改定することとしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

次に、議案第47号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

都市計画施設として弥富市火葬場を都市計画決定したことに伴い、表にございます市道鍋田44号線を認定するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,671万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億160万6,000円とするものであります。

歳入予算といたしましては、番号制度整備費補助金として、総務費国庫補助金239万1,000円、財政調整基金繰入金5,432万3,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては、子ども・子育て支援新制度システム改修委託料300万円、いこいの里修繕工事請負費212万円、介護保険特別会計事務費繰出金83万4,000円。

農林水産業費におきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金1,764万円。

土木費におきましては、公共下水道事業特別会計繰出金3,296万円であります。

次に、議案第49号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ179万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億2,379万3,000円とするものであります。

歳入予算といたしましては、保険給付費等交付金特別交付金特別調整交付金分179万3,000円。

歳出予算といたしましては、旧被扶養者に係る減免の見直しに伴う電子計算処理等委託料179万3,000円であります。

次に、議案第50号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ83万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億4,118万4,000円とするものであります。

歳入予算といたしましては、事務費繰入金83万4,000円。

歳出予算といたしましては、事務処理システム改修委託料74万6,000円、指定機関等管理システム改修委託料8万8,000円であります。

次に、議案第51号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,000万円とするものであります。

歳入予算といたしましては、県補助金3,136万円、一般会計繰入金1,764万円。

歳出予算といたしましては、機能強化対策工事請負費4,900万円であります。

次に、議案第52号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,296万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億996万円とするものであります。

歳入予算といたしましては、一般会計繰入金3,296万円。

歳出予算といたしましては、道路占用物件等の移転に伴う補償金3,296万円であります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案20件は継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案20件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎



令和元年6月3日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番  | 加藤克之  | 4番  | 高橋八重典 |
| 5番  | 永井利明  | 6番  | 鈴木みどり |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 三宮十五郎 |
| 9番  | 早川公二  | 10番 | 平野広行  |
| 11番 | 三浦義光  | 12番 | 堀岡敏喜  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高清  |
| 15番 | 武田正樹  | 16番 | 大原功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 9番 | 早川公二 | 10番 | 平野広行 |
|----|------|-----|------|

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                 |      |                  |        |
|-----------------|------|------------------|--------|
| 市長              | 安藤正明 | 副市長              | 大木博雄   |
| 教育長             | 奥山巧  | 総務部長             | 渡邊秀樹   |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長 | 宇佐美悟 | 開発部長             | 大野勝貴   |
| 教育部長            | 立松則明 | 総務部次長兼<br>庁舎建設室長 | 伊藤重行   |
| 総務部次長兼<br>財政課長  | 安井文雄 | 開発部次長兼<br>農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 開発部次長兼<br>土木課長  | 伊藤仁史 | 会計管理者            | 横山和久   |
| 監査委員<br>事務局長    | 山下正巳 | 総務課長             | 佐藤文彦   |
| 秘書広報課長          | 安井幹雄 | 企画政策課長           | 佐野智雄   |
| 危機管理課長          | 伊藤淳人 | 税務課長             | 佐藤雅人   |
| 収納課長            | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長  | 鈴木博貴   |
| 保険年金課長          | 服部利恵 | 環境課長             | 柴田寿文   |
| 健康推進課長          | 飯田宏基 | 福祉課長             | 大木弘己   |

|                                                 |      |                              |       |
|-------------------------------------------------|------|------------------------------|-------|
| 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 藤井清和 | 児童課長                         | 山守美代子 |
| 商工観光課長                                          | 横江兼光 | 都市計画課長                       | 梅田英明  |
| 下水道課長                                           | 水谷繁樹 | 会計課長                         | 伊藤えい子 |
| 学校教育課長                                          | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 山森隆彦  |
| 図書館長                                            | 服部朋夫 | 歴史民俗資料館長                     | 伊藤隆彦  |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会議務局長 | 安井耕史 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして、質問させていただきます。

本日初ということで緊張しておりますが、よろしくをお願いいたします。

今回は妊活・子育て支援と題しまして、主に特定不妊治療とロタウイルスワクチンへの補助について、また三花まつり、桜まつり・藤まつり・芝桜まつりについて、最後に桜小学校対応の児童館について質問をさせていただきます。

まず一つ目でございます妊活についてでございますけれども、今年度より弥富市は、一般不妊治療に対して年齢制限の枠を拡大し、受けられる対象をふやしました。しかし、その一方で、昨年、今年度から行くと検討していたはずの特定不妊治療に対して補助を取りやめました。まずは、その取りやめた経緯について尋ねます。なぜ取りやめたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） おはようございます。

那須議員にお答えいたします。

特定不妊治療費の助成につきましては、昨年6月の那須議員の一般質問に対しまして、少しでも経済的な負担ができるよう制度の導入を検討してまいりたいと御答弁申し上げました。

特定不妊治療費助成について、県内の状況等も調査しましたところ、現在、県の特定不妊

治療費助成制度への上乗せ補助を実施している市町村は8つの市町という状況でございます。

本市としましては、今年度はこれまで実施してきました一般不妊治療費助成事業の拡充を優先させていただきました。

拡充の内容でございますが、議員おっしゃられたように、助成額を4万5,000円から5万円へ5,000円の引き上げ、また、これまで対象者は43歳未満の方としていましたが、この年齢制限も廃止しました。そのほかとしまして、産後に家族などの支援が受けられず、体調不良や育児不安が著しいお母さんに対し、医療機関での宿泊型のサポートを行う産後ケア事業を優先させていただきましたので、特定不妊治療費の助成につきましては、今年度は実施を見送らせていただきました。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 一般不妊治療の拡充と宿泊型産後ケア事業に対して拡充したということで、この特定不妊治療は見送られたということでございました。

しかし、昨年もこの不妊治療に対して質問させていただきましたが、この特定不妊治療というのは、一般不妊治療より特定不妊治療のほうが何倍も負担が重くて、精神的な部分に対しても苦しいものであることは市のほうでも理解しているのではないのでしょうか。

特定不妊治療は保険適用外であって、1人の子供を授かるのに多額な費用がかかります。平均でどれほどかかるのか、市のほうは把握しているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

特定不妊治療にかかる費用について調べたところ、少なくとも1回20万円以上はかかるということでした。

治療費の平均総額については把握できていませんが、ある個人の方が、治療患者や経験者176人にアンケート調査をした結果、回答された方のうち、50万円から200万円という方が6割ほどで、中には1,000万円以上を要した方もいたとの報告書をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） かなりの高額だということでございます。

不妊治療には、さまざまな治療の段階がございます。ステップ1といたしましてタイミング療法ということでございますが、これについては保険適用内なので、1回当たり5,000円から1万円で済むことでございますが、ここで妊娠できる確率といたしましては5%から6%程度と言われております。それがやはり難しいとなると、今度はステップ2に進みまして人工授精という形になっていきますが、これからが保険適用外となります。1回当たり1万円から3万円ということで、比較的まだ軽微な状況になります。しかし、ここでの妊娠率は7%から9%ということで、なかなかここまでのステップで妊娠できる方は少ないというよ

うな状況でございます。

このステップ2までが、いわゆる一般不妊治療になりまして、これからが特定不妊治療ということでございますが、この特定不妊治療になっていきますと、体外受精や顕微授精と言われるものになってきますが、ここからは本当に保険適用外で、1回当たり、先ほど言われたように20万円から50万円、1回当たりにかかってくるわけです。この妊娠率といたしましては30%から45%程度と言われておりまして、100%ここで産めるということではないというような状況でございます。

一般不妊治療と特定不妊治療では、10倍以上も負担が違うということなんです。そして、確率的には一般不妊治療で授かることは少なく、多くの方が特定不妊治療まで進んでしまうというような状況になってしまいます。しかも、その金額の大きさに諦めてしまうという方もいるということなんです。

少子化の時代にあって、子供が生まれるというおめでたいことを応援する、ここに支援の必要があるんじゃないかと思います。

フランスなんかでは、42歳になるまで自己負担なしで体外受精、全ての不妊治療を受けることができるということでございます。少子化が問題だという日本も、本来そうすることが望ましいと思いますが、妊娠・出産・子育ての支援は諸外国と比べ、まだまだかなり低い状況になっています。

不妊治療を始めて1人の子供を授かるまで、平均すると、私の調べによりますと、約190万円ぐらいかかると言われています。アプリの調査によりますと、年代別の1年間にかかる費用といたしましては、29歳以下では約3万円、30歳から34歳の間では約8万円、35歳以上になると一気に約35万円程度となっています。1年間にこれだけかかるということでございます。この35歳以上になると急にはね上がるのは、特定不妊治療に進む割合がふえるからです。そして、現代は35歳を過ぎてから妊娠し、子供を産むことも珍しくない状況になっています。

私の友人でも、総額300万円以上かけてようやく授かったという方もいらっしゃいます。ほかの友人では100万円ぐらいかけてようやく授かったとか、そういう声も聞いています。その友人は、決してお金にゆとりのある方ではありません。何度も諦めようと思ったと言っていました。こういう方々に、やはり支援の手が必要じゃないかと思いますが、市長のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

那須議員の御質問でございますが、近年の晩婚化に伴い、不妊に悩む方も増加傾向にありますが、保険適用外の治療を受けるには高額な費用を必要としますので、治療が長引けば長

引くほど経済的、あるいは精神的、身体的な負担ははかり知れないと認識しております。

したがって、市としては、現行行っている相談業務や費用助成による支援を後退させることなく、今後も財政状況に応じて必要な支援に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 後退させることなくというのは、もちろん当然のことでございますけれども、やはりここは拡充してほしいということでございます。

今年度行くと予定していた特定不妊治療の上乗せ補助は、300万円の予算で考えられていたと聞いておりましたが、どのような想定で考えられていたのでしょうか。まずお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

現在、県が実施している特定不妊治療費助成制度は、医療保険が適用されない体外受精や顕微授精による治療以外に妊娠の見込みがないなどの夫婦に対して、所得制限として夫婦の前年合計が730万円未満、助成金額が初回の治療に限り30万円を限度とし、2回目以降は上限15万円、当該年齢が40歳未満の方は通算6回、当該年齢が40歳以上43歳未満の方は通算3回までとなっています。

市としては、この助成対象治療費から県の助成上限額を差し引いた額の範囲内で、1回の治療につき上限5万円を上乗せし、対象者を約60人と見込みまして300万円を積算しておりました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、県の補助が出ているということでございました。県の補助に加えて、市のほうではプラス5万円、60人対象ということで想定していたということでございました。

そこで、現在、弥富市の一般不妊治療、特定不妊治療を受けている方はどれくらいなのか把握していますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） 現在、治療を受けている方の人数は把握できておりませんが、市の一般不妊治療費助成の実績として、平成28年度が17件、29年度が13件、30年度が11件となっております。

また、県の特定不妊治療費の助成件数は、平成28年度が52件、29年度が59件、30年度が68件となっております。増加傾向にあると言えます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 補助の申請を出している方がそれだけいらっしゃる。やはり一般不妊治療のほうが比較的少なく、特定不妊治療のほうが多いと、しかも年々上がっているというような傾向にあることがわかります。

現代は晩婚化の傾向が強く、また早目に結婚しても、預貯金がなくて給与面に不安があるため、子供は少しお金をためてからということもあって、いざ子供をつくろうとするということになると、なかなかできないような状況になり、そういうことから、今では約16%の夫婦が治療を受けているという調査があり、約6組に1組が不妊に悩んでいると言われていています。この不妊治療という、不妊に悩む方は特別な方ではなくて、多くの子供を望む人たちが悩んでいるということなんです。

県からも補助が出ておりますが、先ほど言われたように、年齢は43歳まで、所得は夫婦合計で730万円までという基準で、1回目は30万円ということですが、2回目以降は15万円が上限となって、6回という回数制限まであります。しかも、この40歳から43歳の間では、その回数制限が3回までとなっています。1回目で成功される方においては比較的少ない負担で済みますけれども、2回目以降は補助額が半分に減らされるので、これでは到底足りません。だからこそ上乗せした補助をしている自治体が県内にも、先ほど市のほうが調査したところによると8件ということでしたが、幾つもあるわけでございます。例えば東郷町、東海市、一宮市などでは10万円を上乗せして補助を出しています。

一宮市は、5万円の上乗せだったものが、平成28年度4月から、2回まででございますが、10万円の上乗せに拡充しています。一宮市の特色として、市のPRにつなげているということでもございました。

東海市では、特定不妊治療は県の助成プラス10万円の上乗せ、しかも、こちらは一般不妊治療は全額補助で自己負担なしで受けられる、所得制限もなし、24カ月までという手厚い支援を行っています。県内で1位、2位を争う合計特殊出生率になっておいて、不妊治療に力を入れている自治体の代表格とも言えます。

西尾市では、西尾市長の強い思いで拡充され、ことしからは何と1回15万円、初回に限っては20万円の上乗せ補助があります。昨年は西尾市で200件ほど、この補助を受けられたということでもございました。

県内で実施している自治体は、5万円の補助であったものを拡充して10万円、15万円と、そういった拡充をしている自治体が多くて、出生率にも寄与している。子供を産みたいと切に願っている家庭に子供ができないのは、本当に精神的にも、身体的にも、経済的にもしんどいことだと思います。ぜひ、そういった方に温かい手を差し伸べていただきたいと思いますが、来年度に向けて、この特定不妊治療の上乗せ補助ができるように準備してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 不妊治療をめぐる現状として、治療を始める方の年齢が高くなるほど、流産・死産のほか、妊娠に伴う産科合併症を初め健康を害するリスクも高くなる傾向があるとともに、不妊治療を行ったとしても出産に至る確率が下がることが医学的に明らかとなっていますので、不妊治療費の助成については、著しい費用対効果を望むことができません。

ただし、年齢にかかわらず、治療を受けなければ妊娠できない御夫婦が、前述のリスクを承知の上で我が子を産み育てたいと願う切実な思いも尊重する必要があると思います。

したがって、市といたしましては、不妊治療を続ける方々に対し、少しでも経済的な負担ができるよう、また少子化対策の一環として、特定不妊治療費助成の新年度の事業化に向けて準備を進めていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この不妊治療は、やはり費用対効果では図れないものだと私は思います。来年度に向けて、市長のほうは今、特定不妊治療に対して事業化に向けて進めたいと、検討したいということですので、ぜひ拡充していただきたいと思っています。できればほかの市町村と同じように、拡充された市町村と同じように、10万円以上の上乗せの補助をお願いしたいと思っています。

また、ぜひそれをPRの一環として、子供を産むなら弥富市へというようなPRもあわせていただいて、ぜひこの弥富市をさらに子育てしやすいまちという形で押し出していきたいと思っています。

そして、続きまして、子育て支援ということで、産後の予防接種で、多くの予防接種は今補助をしていただいている状況で、そのほとんどは無料で受けられて、大変助かっています。私の娘も今、ようやく5カ月を過ぎたところでございますけれども、たくさんの予防接種を受けさせていただきました。

しかし、この補助のある予防接種でないものにロタウイルスというものがございます。このロタウイルスは、ノロウイルスのような症状が出ます。このノロウイルスとの違いというのは、ノロウイルスは秋から冬の中盤にかけて流行することが多く、激しい嘔吐が特徴で、下痢や発熱もありますが、1日くらいでおさまります。対してこのロタウイルスというのは、冬の終わりから春にかけて流行することが多く、激しい下痢、嘔吐、発熱が長く続くのが特徴です。基本的には一、二週間くらいでよくなりますけれども、乳幼児に多く、3歳未満の子供は脱水が進み、点滴や入院治療が必要になることが多くあります。非常に感染力が強く、5歳までの大半の子供がこのロタウイルスを発症する、かかるというような状況になっています。

そんな感染力が強く、乳幼児がかかると危険なウイルスであるにもかかわらず、任意の予

防接種になっており、しかも、この任意の予防接種を受けるのに2万4,000円から2万8,000円の自己負担がかかるということでございます。

そこで、近年では、このロタウイルスの補助を出す自治体がふえてきています。愛知県でも多くの自治体が補助しております。

そこで、弥富市もこのロタウイルスに対して補助をしていく考えはあるか尋ねたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

ロタウイルスの予防接種は、予防接種法に基づく定期接種ではなく、任意接種となっております。海部地区で1自治体のみが無料で実施している状況ですので、今のところ費用の助成は考えておりません。

今後については、厚生労働省において定期接種化に向けての検討がなされておりますし、県内では54市町村中20市町村が無料、または一部を助成するなど、少しずつ広がりを見せておりますので、国及び近隣市町村の動向も踏まえながら調査研究をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 厚生労働省等で検討がなされているということでございますが、感染力が強く、保育所などで流行しては大変困ったことになりまして、子育てするなら弥富市ということで打ち出しているならば、子育てを応援するならば、ぜひこのロタウイルスについても早急に補助できるような方向で検討していただくことを強く要望していきます。

さて、では次の課題に移ります。

三花まつりについてでございます。

これで3年連続、この時期になると質問していることになりましたけれども、まず桜まつりでございますが、ことしもタイミングが合わず、満開の桜とまではなりませんでした。それでも多くの市民の方でにぎわってございました。模擬店を出すスペースにおいては、昨年質問したことにおいて改善され、以前のような窮屈な感じがなくてよかったと思っています。

藤まつりについては、藤の花が短いことはあるものの、昨年よりも多くの花が咲いており、改善されたように思いました。どのような対策を行ったのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 藤の花にどのような対策を行ったかという御質問でございますが、年間の管理としては、おおむね例年どおりですが、冬の剪定において、樹木医の立ち会いのもと、特に花芽の数に留意して剪定を行いましたので、花が比較的均一に咲きました。

また、近年課題であったつぼみを落としてしまう害虫のタマバエ対策の消毒を2年続けて行ったことで効果があらわれてきたのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 樹木医と相談してその対応を行って、それが効果があらわれてきたということでございました。本当に花がきれいに咲いていた状況でございましたので、よかつたなと思っています。

しかし、参加した方から、階段をおりた囲いの中には、以前水が張っていたと思ったのに、今はなぜか芝桜が咲いていたと。何か違和感を感じるということでございました。せっかくなので、ここに水を張って金魚などを放流してPRにつなげたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 金魚を放流してはどうかという御質問でございますが、階段をおりたところは、かつて鍋田川の船着き場の跡で、当時の石垣が残っております。平成6年の公園整備の際に、この石垣の保存を図りながらハナショウブを植えましたが、筏川跡の水位が低いため、土の乾燥によりハナショウブの育成には不向きであったこと、またハナショウブと藤では花の時期が異なり、訪れる人がほとんどいなかったことが課題でした。

その後、平成27年に藤の花と同時期に楽しめるということで、ガイドボランティアの協力で芝桜を植えたということがこれまでの経緯でございます。

御提案いただきました金魚の放流を行うには、池として整備する必要がございます。石垣の保存の観点から、コンクリートで固めてしまうことは問題があり、どのように防水するかが大きな課題であります。貴重な御意見として、今後の公園整備の参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 石垣が大切なものということでございまして、そこに手を加えるということは、かなり難しいのかなというふうに感じました。

今、芝桜が咲いているとはいえ、満開に芝桜がなっているということではなく、雑草がまぎっているような状況でございますので、ぜひ、せっかくなので、こういったところもきれいに見えるように検討していただければと思っています。

また、藤まつりは駐車場が少なく、会場も狭いということで、ステージはあるのですが、出ているブースはお抹茶だけということでございます。人を呼び込んで、そこにとどまって、しばらく過ごす類のお祭りには見えないのですが、市としてはどのような立ち位置で、どのような祭りにしたいのか尋ねます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 済みません、先ほどの答弁で、1カ所御訂正させていただきます。

先ほど私、筏川と申しましたが、済みません、鍋田川の間違いでございます。済みません、

失礼して、訂正をさせていただきます。

どのような祭りにしたいのかという御質問でございますが、御指摘のとおり、森津の藤公園は駐車場が少なく、春まつりや芝桜まつりに比べ、会場も狭いことが課題です。

しかし、来場者からは、ここは静かでいい環境だという意見や、ここで藤を見ながらいただくお茶はおいしいといった意見を毎年多くいただくのも事実でございます。

今後の藤まつりのあり方については、市の天然記念物としての藤と、服部擔風先生の書斎、藍亭の活用、そして森津保存会や文化協会、ガイドボランティアなどの協力により、地域の歴史や文化、芸能に触れていただく貴重な機会でありますので、春まつりや芝桜まつりとは少し趣の異なった祭りとして、小規模ではございますが、続けていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 桜まつりや芝桜と違って、よそから人を呼び込んでわいわいとぎわうような祭りではなくて、ゆっくりと静かで趣のあるお祭りという方向づけということでございますので、ぜひそうしたお祭りもいかなと思いますので、その方向で進めていっていただければと思いますが、今、隣接地を譲っていただいたということでございますので、今後の活用についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 隣接地の今後の活用についての御質問ですが、今年度、計画の概要をまとめる予定でございます。藤を中心として、竹林や樹木など、自然を生かした散策路や庭園を整備し、落ちついた雰囲気の中で市民の憩いの場となるよう、また地域の歴史や文化を身近に感じていただけるような活用方法を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、竹林みたいな状況になっておりますが、それを利用しながら自然を浴びられる、ゆっくりと過ごせるような状況になるのかなとイメージしますが、今年度まとめるということでございますので、またその状況がわかり次第報告いただければと思っています。

最後に、芝桜まつりでございますが、この芝桜まつりについては、一番辛辣な意見を述べねばならないというところになります。弥富インターの出口付近には「金魚と芝桜のまち」と大きく看板に出ております。また、新聞でもたくさん掲載されて、広く情報が載っていたり、市外にも広く呼びかけておりますけれども、せっかく来ていただいても、今の状況では見応えがあるとは言えずに残念な気持ちになりかねないということでございます。

一昨年前から何度も質問し、少しは対策などを行ったということでございますけれども、

しかし、現状は余り変わっていません。ただ、ことしは昨年の10月13日の植樹祭で、入り口のほうを集中して、メイン広場のほうを集中して植えかえたために、入り口のほう、メイン広場のほうはきれいに咲いていたということで、まだよかったのではないかと思います。

しかし、期待に胸を膨らませて中之島のほうに行くと、大変残念な現状が広がっていました。ことしもよその市町から来た人が、ちょっとこれでは驚きましたということで感想を漏らしていました。

おととしからの質問に、市はもう少し様子を見てと繰り返しておりますが、いつまで様子を見ればよいのですか。市は、今の芝桜の現状をどのように捉えているのかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 平成21年から芝桜の植樹が始まっていますが、早い時期に植えた芝桜は、既に寿命が来ていると思われれます。また、場所によっては土の状況が悪くなかったり、気候と防草シートの影響により芝桜の繁殖が寂しい箇所もあるように見受けられます。

昨年は、最初に植栽し、補助金の処分年限を超えた部分で全面植えかえを実施しました。その部分は花が咲きそろっていましたが、全てを一斉に植えかえるには多額の費用が必要となります。そして、中之島では新たに植栽を予定している箇所もありますので、計画的に整備や植えかえを進めていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 毎年植樹祭等で、大変多くのボランティアの方が御活躍され、植えかえているわけですが、毎年植えかえてはいつているんですね。しかし、植えかえた年は、そのときの状況はよくなりますが、2年、3年たちますと、本当に悲惨な状況が広がるというのが現状です。

特にひどいのが、本来、芝桜が植えられている場所にスギナなどの雑草が生い茂っている状態が目につきました。まずは、このスギナなどの雑草を根から土ごと根絶やしにしていくことが必要なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

ほかの市町では、この花が植えられているところに余り雑草は見ないわけですが、専門家の意見などはちゃんと聞いたりしているのかどうかもあわせてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 雑草の繁殖を防ぐためにも、新たに芝桜の植栽するところは土壌の入れかえをしていきます。しかし、完全に雑草を絶やすことは難しく、苦慮しているところでございます。

三ツ又池公園でイベントなどが行われるときには、除草をしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私はこの間、多くの市町の花祭り、民間のものも含めてでございますが、見に行きました。ほかの市町の花祭りは、これほど残念な状況になっているのは見たことがありません。どの市町も本当に見事なものでございました。芝桜の寿命が短いことや育てにくいこともあるかと思えます。また、土壌が悪いというような状況もあるかと思えます。それを広範囲に維持していこうとすれば、かなり大変ということなので、私はいっそ、この範囲を入り口付近、メイン広場に絞って、中之島は別の方法を考えたほうがよいのではないかと思えます。

例えば大治町では、小学生が公園に花を植えるということを行っています。それを見にお母さん方が、保護者の方々が見に来るそうです。例えばそれを参考に、さらに改良して言えば、小学校ごとに区分して、ここは〇〇小学校の児童が植えましたみたいにして、市の花であるキンギョソウや芝桜を使ってフラワーアートコンクールを行ってみたり、芝桜まつりの参加者が投票できるみたいにするとおもしろいのかなと思ったりします。例えば、後日、市のホームページで結果発表して、それを2日目の午前中で締め切って午後発表するという手もありかなと思えます。

各小学校の創意工夫によって植える位置や色などを考えたりして、フラワーアートなどが生まれやすくと話題性もある、インスタ映えになったりするのではないかなと思ったりします。

そうすると、保護者の方を連れて芝桜まつりに来る、参加者がふえる、インスタなどで投稿される、他の自治体や他県などからも来るなどの連鎖反応が起こってくる可能性があります。全くいなかった場所が、一回インスタ映えただけで、想像もしないほどの人が訪れるのが今の時代です。ぜひそういった工夫を弥富市でも考えてほしいと思いますが、市は何か考えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 今後、芝桜を植栽する際に、デザイン性を持った形態や色彩の模様を取り入れていくなどの工夫ができればと考えています。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ただ植えるだけではなくて、さまざまな工夫を凝らして、ぜひ映えるような状況に持って行っていただきたいと思えますし、せっかくならお子さんなど協力していただいて、学校側にも協力していただいて、そうした保護者なども一緒に巻き込めるような状況に持っていったら、もっとにぎわうのかなと思っています。

また、せっかくならたくさん人が訪れたら、当日の募金を集めてみて、この芝桜まつりに対しての活用金にするとか、また蟹江町などでは、こいのぼりを寄附で集めて図書館の周りに、

すごい見事な状況になっておりますけれども、同様に、弥富市もこのこいのぼりを集めて、寄附を募ってみてはどうでしょうか。今、本当に大きなこいのぼりを出すという御家庭はなかなかいらない。しかし、昔から大きなこいのぼりを持っているところは倉庫に眠っているというような状況でございますので、それをぜひ出していただいて、寄附していただいて、この三ツ又池公園の池の周りにこいのぼりがずらっと並んでいたら、さらに見応えがあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 市が募金を集めるという行為は、慎重に対応しなければならないと考えます。また、市ではないのですが、過去にこいのぼりを上げたことがありましたが、簡易的な方法であったため、思うような見ばえではありませんでした。十分な高さを確保し、数多く泳がせようとする、丈夫な部材やしっかりした構造を備える必要があり、多額の費用がかかりますので、芝桜まつりにこいのぼりを飾ることは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ちょっとやってみただけでも、できないというような状況だったり、市が募金を集めるのはどうかということもありますが、まず市の募金といえば、例えばふるさと納税などもございますので、例えば、私が先日テレビを見ていますと、目的別では給食を無償化するために募金をしてくれということで呼びかけたら、かなりの寄附があったということがテレビのほうで見たこともありますので、芝桜まつりにかかわらず、そういった形でふるさと納税等も使いながら、ぜひ寄附を募ってみてはと思います。

また、こいのぼりに関しては、ちょっとやってみただけでも、うまくいかなかったし、ちゃんとしたものをつくらうとすればお金がかかるということでございましたが、別にこいのぼりにこだわる必要はないですが、しっかりと盛り上げていっていただけるような工夫を考えていっていただきたいと思います。

また、市のほうでなかなかアイデアが浮かばないということであれば、アンケートやパブリックコメントなどで市民にさまざまなアイデアや手入れの工夫、簡単に長年咲く花等を募集してみたりしてはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 芝桜まつりの当日にアンケートを実施することも、一つの有効な方法かと考えます。また、ホームページから意見を寄せていただければ、参考にしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市で困っていることと、やはり市民がこうしてほしい、ああしてほしい

いという要望はしっかりとリンクすることもありますので、ぜひ多くの方に意見を募って、よりよいものに、活気づくものにしていただければと思います。

また、昨年も言いましたけれども、アイリンブループロジェクトのフランスギクが隅っこのほうに今植えられているわけですが、ぜひこれをもう少し目立つ位置に植えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 現在、福祉センターの駐車場と拠点広場を往来する階段付近にあり、多くの方が目にする場所だと考えています。

フランスギクの開花の時期が芝桜の時期とはずれており、フランスギクの開花状態を見れば印象が違うのではないかと思います。また、株もふえればもう少し目立つようになるのではないかと考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに福祉センターとメイン広場をつなぐ通路にあるんですけども、ただ、福祉センターの駐車場を利用しない方は、なかなか目にすることはないというような状況になります。なので、ぜひもう少し目立つ位置に考えていただきたいと思いますし、株がふえれば、確かにあのり面一体にフランスギクが生えるとなったら、それは見事な状況になりますので、その辺も踏まえて、ぜひ目立つ位置に工夫を凝らしていただきたいと思います。あれは、本当に震災に咲く希望の花ということで、震災で大変な被害が予想されるこの弥富市においては、広く広めていかなければならないものだと思いますので、ぜひPRできるような状況に持って行ってほしいと思っています。

また最後に、メイン広場にちょっとした水路のようなところがありますが、せっかくなので、そこに芝桜まつりが開催されるときだけでもよいので、金魚を放流し、映え効果、金魚と芝桜、これは茶臼山にはできない、弥富市だからこそできる金魚と芝桜ということでPRしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） せせらぎ水路は、上流部・下流部に池のような部分がありますが、もともと生き物を生かすつくりではないので、水が流れる部分は水深が浅く、金魚を生かすことができません。また、子供たちが水路に入ったりしていることもあります。そして公園は開放されていますので、野良猫など動物に襲われる心配もありますので、水路に金魚を放流することは考えていません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうはいつでも、以前そういった形で取り組まれたこともありますし、ぜひ、これは弥富市でしかできないことということで芝桜と金魚を押し出すのであれば、そ

れをコラボしたような状況を見せられるといいのかなと思いますので、ぜひさまざまな困難は、課題はありますけれども、検討していただきたいと思っています。

最後に、この芝桜まつりについて、現状、市の認識と今後の方針をお答えください。例えば市内向きの祭りなのか、それとも市外からも呼ぶ祭りなのか。市外から広く呼ぶならば、お金を落としていってくれるような工夫とか、現状で十分なのか、もっと多くの市外の方からも呼ぶ行事にしたいのか等も含めて、ぜひ現状の認識をお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えします。

芝桜まつりについては、三花まつりとして春まつり・藤まつりとともに、弥富市の春を飾る市を代表する行事の一つとなっております。

平成24年度から、芝桜の鮮やかな花のじゅうたんを市民の皆様に見て楽しんでいただくということが始まりです。新聞等の報道にも取り上げられたことにより、春まつり・藤まつりと比較すると、芝桜まつりを含めた開花時期には市外からも多くの方に訪れていただいております。

芝桜まつりの今後については、毎年市民ボランティアを募り、芝桜の植樹に御協力をいただいております、まずは市民の皆様楽しんでいただき、市外の方にも芝桜まつりのPR、情報発信を行い、より多くの方に訪れてもらい、芝桜を見て楽しんでいただければと考えております。

また、ことしの反省点や御意見を踏まえ、より多くの店が出店できるよう会場レイアウトの調整をするなど、見直しを協議して進めていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 本当に市外からも大々的に来ていただけるようなお祭りになっておりますので、ぜひ今のような現状、中之島のような現状であると、大変残念な気持ちになって、何だこれはというような状況になりかねませんので、ぜひ見応えのあるしっかりとしたものにしていくことをあわせてお願い申し上げまして、次の課題に移ります。

次の課題といたしまして、桜小対応の児童館についてでございます。

桜小対応の児童館がないことについての市の認識はどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、桜小学校区内に児童館がないことは認識しております。このことにつきましては、旧弥富町時代の平成6年に、1番目の児童館として桜児童館がオープンしました。そのときは桜小学校区内の児童館でありましたが、その後、平成25年に日の出小学校が開校しましたので、現在の桜小学校区内には児童館がないということになっております。

ただ、児童館の御利用につきましては、市内に居住する児童及びその保護者となっておりますので、学区内に限らず、どこの児童館でも御利用いただけます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今の桜児童館は、日の出小学校に今、学区としてあるわけでございます。どの方でも御利用できるということでございますけれども、現実的に子供の足で向かおうとなると、少し遠いのかなと思います。

そこで、この桜小学校対応の児童館ということで、新庁舎ができたときには、その桜小の敷地内等を検討しているという答えがあったかと思っておりますので、ぜひ、この桜小学校対応の児童館を早急に整備していく必要があると思っておりますが、今後、この桜小対応の児童館について、つくっていく計画はあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 児童館の現状でございますが、当市の児童館全体の利用者数は年々減少傾向にあります。市内の6カ所の全児童館の年間利用者数は、平成28年度は9万1,625人でありましたが、平成29年度は8万1,373人、平成30年度は7万8,598人となっております。この3年間でマイナス1万3,027人、約14.2%の減少となっております。

その反面、児童クラブの利用希望者数は年々増加傾向にありまして、待機児童をなくすため、施設整備や定員の見直しを図ってまいりました。平成31年4月1日からは、市内全体で児童クラブの定員を80名ふやしたところでございます。

今後とも安心して子育て、子供を産み育てられる社会の実現に向けて、ニーズの高いものから環境の整備に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 児童館の利用が減少しておいて、また逆に児童クラブの利用が増加しているということでございまして、児童クラブの増加に合わせた対応を先にしたいというお答えでございますけれども、ただ、この桜小学校がある前ヶ須地区には公園もない、児童館もない、子供が遊ぶ場所がないというような状況になっております。ないと言ったら少し語弊がありますが、しかし、なかなか近場で遊べるような状況にないというのが前ヶ須学区の御意見でございますので、ぜひここに公園や児童館をしっかりと整備してほしいと。市街地であるこの前ヶ須の地区に、やはりこうした子供が遊べる場所をふやしてほしい、こうした希望はございますので、ぜひ、児童クラブのほうは確かにすぐれた施設になっておりますけれども、児童館のほうも、今利用が減っていると言っておりますけれども、やはりこの児童館自体はなかなか周知する機会がないんじゃないかと逆に思うんです。実際に私の妻は名古屋のほうから引っ越してきたわけでございますけれども、児童館の存在を知らせ

んでした。多くの方は、引っ越してきた方というのは、なかなかこの児童館というのがどこにあるのか、どういう施設なのかというのを知りませんので、ぜひこのPRも踏まえて、この活用方法をしっかりと周知した上で利用をふやしていくのも必要になってくるんじゃないかと思っておりますし、また、ぜひこの桜小対応の児童館、小学校、今、生徒数500人程度おると思うんですが、比較的生徒数の多い学校だと思しますので、そこに合わせて児童館をつくっていく必要は私はあると思しますので、ぜひ今後の検討結果に入れていただきたいとお願い申し上げまして、本日の私の質問とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目は、障がい者支援について、市の認識や取り組みについてお伺いをいたします。

障がいは、いつでも誰にでも生じ得るものです。障がいは多種多様で、同じ障がいでも一律ではありません。また、複数の障がいとあわせ持つ場合もあります。そして、外見だけでは障がいがあることがわからないこともあるため、周囲に理解されず苦しんでおられる方もいらっしゃいます。障がいの種類、程度は人それぞれ違いますが、少しの介助があれば、地域の中で日常生活を営み、障がいのない方と同じ職場で働いている方や、趣味やスポーツなどで活躍している方もたくさんいらっしゃいます。

障がいのある方と温かく接し、困っていそうな場面を見たら、一声かけてサポートをしたり、必要に応じて支える姿勢が大事だと思います。また、それぞれの個性や能力が活かせることを一緒に考えていくことが非常に重要ではないでしょうか。

誰もがさまざまな障がいの特性、障がいのある方が困っていること、また障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障がいのある方が暮らしやすい社会をみんなで一緒につくっていくことを目的とした運動があります。それを「あいサポート運動」といいます。この運動につきまして、市はどのような認識をお持ちでしょうか。また、導入についての考えもお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） 炭竈議員の御質問にお答えいたします。

ただいまのあいサポート運動は、愛情の「愛」と英語表記の私を示す「I」に共通する「あい」と、支えるまたは応援する意味のサポートを組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意思で行動するという意味で名づけられました。

この運動は、障がいのある方への必要な手助けや配慮などをみんなで理解し、実践し、暮らしやすい社会の実現を目指した運動で、平成21年11月に鳥取県で始まりました。

運動の普及推進のため、研修が地域や学校、職場などで行われ、研修を行った企業はあいサポート企業・団体として認定され、広域的な取り組みがされています。

本市において、あいサポート運動は現在導入されていませんが、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現のためには、障がいのある方への合理的配慮は必要なことと考えます。

市内小中学校では、市社会福祉協議会主催により毎年福祉実践教室を実施し、障がいのある方への理解と手助けについて学ぶ機会がありますが、より多くの方々に取り組みを広げていただくために、先進市の事例を今後研究してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは次に、平成28年4月から、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が施行されています。同法では、地方公共団体に対して、障がいを理由とする差別を解消するための措置として、差別的取り扱い禁止及び合理的配慮の提供を法的事務として課してあります。

市では、同法に基づき、市の職員が事務事業を実施していくに当たり、適切に対応するための必要な事項を定めた障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定して見えますが、その中で、市は障がいを理由とする差別の解消推進を図るため、職員に対し必要な研修及び啓発を行うものとするという規定がございますが、この対応要領策定以降、市としましてどのような研修、また啓発を行われたのかお伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） 市職員の研修につきましては、平成28年3月17日に、全課を対象に障害者差別解消法施行に伴う研修を実施いたしました。88名が受講をいたしました。

障がいがあるという理由により、一方的にサービスの提供を断ってしまうような差別的な対応はしてはいけないこと、また、障がいのある人たちの社会参加を妨げているような、さまざまな障壁を無理のない範囲で取り除いていく合理的配慮について、自分たちに何かできる方法はないかを考え、対応していくことを研修しました。

啓発につきましては、対応要領を配付し、常日ごろから職員全体で取り組むようにし、新規職員にも、新規採用職員研修において、障がいのある方への理解と対応について周知啓発

を行いました。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは、続いてでございますが、この対応要領の中に、相談体制の整備として、差別に関する相談窓口の一つに教育委員会学校教育課がございます。

そこで、この職員対応要領については教育委員会でも策定してみえると思いますが、教育委員会の研修・啓発はどのように取り組まれていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 教育委員会の職員対応要領に対する取り組みという御質問でございますが、教育委員会部局におきましては、個別に対応要領は策定しておりません。市が策定した要領を運用しております。また、御指摘のとおり、学校教育課は弥富市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第7条、相談体制の整備の規定に相談窓口と明記されております。

教育委員会職員を初め、教職員など全ての職員は職務を行うに当たり、障がい者の権利を侵害することのないよう障がいの状況に応じて合理的な配慮に努めておりますが、障がいを理由とする差別に関する問題が生じたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めております。

また、平成29年度から障がいを持った児童・生徒、その保護者の方々への相談には専門相談員を配置し、学校や関係諸機関と連携しながら適切な対応に取り組んでおります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁をいただきました。障害者差別解消法に関連して、教育委員会の取り組みについてお伺いをいたしました。今後も対応要領等を御活用いただきまして、障がい者への合理的な配慮に努めていただきますことをお願い申し上げます。また、ただいま御答弁ありました市の雇用により、平成29年度から専門相談員を配置されているということでございます。これにつきましては、大変心強く感じた次第です。

それでは、あいサポート運動の話に戻りますが、あいサポート運動は、さまざまな障害の特性と、そのサポートの仕方を知る人をふやすことで、誰もが暮らしやすい地域をつくる運動です。視覚障がい、聴覚言語障がい、肢体不自由、知的障がい、精神障がいなどの障がいについて、一定の研修を受講することであいサポーターとして認定をされます。基礎的な知識を身につけるといふ点では、あいサポーターは高齢者の認知症サポーターとよく似ていると思います。

そこで、認知症サポーター養成講座につきましては、既に市としても多く取り組んでおられますので、今後はこのあいサポーター養成研修にも取り組んでいただきたい、ぜひあいサポート運動の推進をしていただきたいと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） あいサポート運動の推進の件でございますが、あいサポート運動の推進のためには、職員や地域の方々、職場において一人一人が障がいについて正しく認識することが大切であり、一定の研修を受講し、あいサポーターとして適切に対応し、誰もが暮らしやすい社会の実現のため、少しずつでも障がいを持つ方々への理解が深まり、サポートができるように、あいサポーター養成研修について先進市を研究してまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。本市におかれましても、あいサポーター養成研修は、ぜひ実施をしていただくという方向で研究をしていただきますことを強く要望いたします。

それでは、関連してでございますが、次の質問に入ります。

ヘルプマーク、ヘルプカードの導入についてお尋ねをいたします。

さまざまな障がいを抱えている人や妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からわからないことがあります。さらに駅や商業施設、スーパーなどで突発的な出来事に対して臨機応変に対応できない人や、立ち上がること、また歩くこと、そして階段の昇降などが困難な人もいらっしゃいます。そうした人たちが周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくする取り組みがヘルプマークです。

ヘルプマークですけれども、こちらがその実物でございます。

これをバッグ等につけていただいて、周囲の人に知らせるという実際のものでございます。

またヘルプカード、こちらにつきましては、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたものでありまして、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものであります。必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードでございます。

先ほどの質問で、市で策定されました障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領とともに留意事項も策定されており、その中でさまざまな障がいに対する配慮が示されております。

そこでお尋ねをいたします。現在、市におかれましては、このヘルプマークやヘルプカードの導入につきましてはどのようになっているのかお聞かせをいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

ヘルプマークにつきましては、平成30年7月20日より、愛知県内全市町村において一斉に配布がされておりますので、福祉課において、希望があればお渡しさせていただいております。

す。

ヘルプマークの普及に当たっては、皆様一人一人の御理解と御協力が必要不可欠ですので、利用者を見かけられましたら、例えば電車・バスの中で席を譲っていただいたり、何か困っているようであれば進んで声がけをしていただくなどして手助けをお願いしたいと思います。

ヘルプカードは、コミュニケーションをとることが困難な障がいのある方などが、あらかじめ障がいの特性や希望する支援内容をカードに記入をしておき、緊急時や災害時などにこのカードを見せることによって周りの人に支援を求めるためのカードであります。

本市においては、安心・安全カードという名称で、福祉課及び介護高齢課の窓口において、希望により配付をしております。

市民の皆様に、改めて制度の内容を知っていただくために、広報や市ホームページに記事を掲載し、周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 周知のほうもよろしくお願ひしたいと思います。一応福祉課のほうで対応していただけたという御答弁もございましたように、どうか市民の皆様方にもこうしたことを知っていただくために、広くわかりやすい周知をしていただくことを要望いたしておきます。

最後に、あいサポートの取り組みやヘルプマーク、またヘルプカードの導入などは、行政がばらばらに行っていたのでは質の高い福祉サービスには結びつかないと思います。市民ニーズが多様化している中、市民目線に立ったおもてなしのサービスを効果的、また効率的に提供していくことが求められております。

現状は、窓口サービスにおいては、関連する手続につきまして複数の窓口を回ることが多くあることから、市民にそのような負担をかけないように1カ所1回で重複することなく手続が完了するワンストップサービスの確立など構築すべきだと思いますけれども、この辺は市の方針としてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、新庁舎の建築中ということで、市民の皆様、その中でも特に障がいのある方、高齢の方には駐車場等で大変御不便をおかけしてございまして、申しわけございません。

さて、転入や転出時の申請や、住民票や各種証明書の発行手続を1カ所でできるワンストップサービスにつきましては、以前から市役所内で民生部を中心に総合窓口システムの導入ということで検討してまいりました。

平成31年2月には、市民課と保険年金課の職員が先進地である岩倉市役所を訪問させていただき、総合窓口システムについていろいろ状況を伺ってまいりました。岩倉市では、住民

票等の証明発行については、申請から交付までをワンストップで行っていますが、複数の課にまたがる場合は、それぞれの課において順番に手続をされていました。また、国保、年金、福祉医療に関しては、関連する業務を1人の担当が行っていましたが、それぞれの業務の専門知識が必要なため、それをサポートするための新たなシステムを使って業務を行っています。しかしながら、そのシステムを使用しても、かなりの専門知識が必要になるため、窓口での対応は各課の職員が行っており、課に配属される職員数も、当市と比較すると多くの人員が配置されています。また、窓口以外の通常業務を時間内に処理することが困難になるため、時間外勤務もふえる傾向にあることが問題となっているようでした。

完全なワンストップを行う場合、それぞれの業務の申請処理が終わらないと次の申請ができず、全ての申請が終わるのに相当な時間がかかることもわかりました。

現在、当市では、3階ホールの入り口に案内係を配置しており、市民の方がお困りのときは御用件をお伺いして、各課へ案内をしております。市民課で転入等の処理を行いながら、隣の保険年金課で国保年金の申請を同時に行うなど、課をまたいだ連携を密にしながら待ち時間の短縮を図っているところであります。

ワンストップサービスを行う総合窓口システムの導入につきましては、メリットも多々あるとは存じますが、一方で新しいシステムの導入経費や専門職員の配置等で多額の経費もかかると見込まれます。

新庁舎のレイアウトでは、現在3階の市民ホールで業務を行っております民生部の各課が全て1階のフロアに配置される予定でございます。1階には総合案内係を設置しまして、来庁された市民の皆様がお困りのときは御用件を丁寧にお聞きし、市民課、保険年金課、児童課、福祉課、介護高齢課など、必要な課を御案内する体制を整えてまいります。また、今までどおり課をまたいだ連携を密にして、市民の皆様にお負担をかけないようにしていきたいと考えております。

なお、新庁舎へ移転後もワンストップサービスの導入につきましては研究させていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 最後になりますけれども、どうか職員の皆さんが事務事業を実施していくに当たりまして、適切に対応するために、さらなる意識の向上と、またあいサポート運動の導入につきましても、今後積極的な取り組みで障害者支援を推進していただきますことを切に要望いたしまして、次の質問に入ります。

2点目でございます。

今回は、災害時における備蓄品について質問をいたします。

昨年は、6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨、9月の北海道東部地震、そして立て続

けに起きた巨大台風と自然災害の多い年でございます。これまでの常識が適用しないくらい、自然災害は激甚化しています。

我が市も災害に備えてさまざまな備蓄品をそろえておられます。その中で、まず備蓄に使い捨てる哺乳瓶と液体ミルクの体制についてお伺いをしたいと思います。

災害時には、広範囲の断水や避難生活が想定されます。これまでのニュースの報道などによりますと、被災者の声では、赤ちゃんを持つお母さんから、水が出ないので粉ミルクがつかれません。やっとなんか飲ませても、哺乳瓶を消毒することができません。また、水を求めて子連れで何度も何時間も並んだという切実な声も聞かれました。ふだんは母乳で育てているお母さんであっても、災害時は環境や心の変化で母乳が出なくなることもあります。赤ちゃんを持つ方々にとっては、災害時にミルクと哺乳瓶を確保することは大変大きな問題です。

そこで、現在、我が市のミルクと哺乳瓶の備蓄状況について教えていただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 炭竈議員に御答弁申し上げます。

現在、市の乳児用の災害用備蓄品としましては、紙おむつは備蓄しておりますが、ミルク及び哺乳瓶は備蓄しておりません。

災害時の備蓄の大切さを、赤ちゃん訪問において乳児のための災害への備えとしましてパンフレットをお渡しし、非常時持ち出し品として必要なものを各御家庭で備えていただくなど啓発を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） もちろん、災害時の備えとして各自御家庭で準備をしておくことが最も大切であるとは思いますが、まず哺乳瓶についてでございますけど、哺乳瓶の使用後は栄養豊富なミルクの細菌が繁殖しやすく、しっかり洗浄し、消毒するなど衛生管理が不可欠でございます。特に月齢の低い赤ちゃんにとっては命にかかわるものと言われております。

災害当初の混雑時には、消毒する水もなく、すぐに洗浄できる環境とは思えません。発生直後、1日分程度は水もなく、加熱料理がしにくい環境だと想定をいたしまして、一般食であれば乾パンやクラッカー、ようかんなどが備蓄をされています。一方、赤ちゃんには同様の環境下、哺乳瓶の消毒ができない場合の、そうした状況への対応がなされておられません。

こうした緊急時に重宝するのは、衛生面でも問題がなく、すぐに使用できる使い捨て哺乳瓶です。この哺乳瓶は軽い素材で割れることもなく、消毒済みのため、開封後すぐに使用可能です。災害時には、平時と同じ感覚であってはいけないと思います。使い捨て哺乳瓶なら、速やかに安心して赤ちゃんにミルクを与えられ、消毒のことは考えずに済みます。もちろん、

これを使うのは一時のことなので、通常の哺乳瓶も必要でございます。

そこでお尋ねをいたします。通常の哺乳瓶のほかに、使い捨て哺乳瓶の備蓄を早期導入すべきだと考えますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 基本的な考え方としましては、先ほどお話しさせていただきましたが、市では、乳幼児に必要なものを各御家庭で備えていただくよう今後もさらなる非常時持ち出し品の大切さ、またふだんの外出や旅行に有効であるなど多様な方法で周知してまいります。

市としましては、市内スーパーなどと災害時の物資調達の協定を締結しております。今後、乳児用の物資も迅速に供給できないかを確認してまいりたいと考えております。

しかしながら、災害時に全てのライフラインがとまってしまった場合、滅菌処理が不要で衛生的な使い捨て哺乳瓶の備蓄につきましては、非常に有効性があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまは、使い捨て哺乳瓶の有効性を考えておられるということで、前向きな御答弁であったかと思えますけれども、これについて、もう少し導入していくというお考えはないものか、再度質問をさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 使い捨て哺乳瓶につきましては、来年度、予算化に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 来年度考えていただけるということですので、ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

続いては、ミルクについてお伺いをいたしたいと思えます。

通常粉ミルクはお湯で溶いて、水で適温に冷ますという行為が必要です。断水になり、お湯を沸かせない環境では粉ミルクを使うことはできません。こうしたときの対策も考えなければならぬと思えます。

昨年8月、乳児用の液体ミルクの国内製造・販売が解禁となりました。液体ミルクとは、成分は粉ミルクと同じで、紙パックやペットボトルに無菌状態で密閉されており、常温保存が可能な人工乳です。粉ミルクのように哺乳瓶を洗浄、消毒して粉をお湯で溶かして、適温に冷まして授乳する必要もなく、商品によっては、開封したら付属の吸い口をつけるだけで飲ませることができることなどから、災害時の活用などに注目が集まっております。海外では、既に広く利用されております。

早くから欧米では普及していましたが、日本では2016年4月に起きた熊本地震の際に、フ

インランドから寄せられた支援物資の中にあり、避難所などで赤ちゃん連れの親御さんらに大変喜ばれたそうでございます。

そうした経緯から、国産の液体ミルク製造・販売を求める声が高まり、日本での製造・販売のための公的な基準を定めた改正厚生労働省令が18年8月に施行をされました。

既に東京都は災害時に液体ミルクを調達するため、流通大手と協定を結び、海外メーカーから緊急輸入する体制を整えています。西日本豪雨では、この協定を生かし、愛媛県や倉敷市に提供されました。北海道の地震でも、被災地への支援物資として液体ミルクが送られました。

日本でも、このたびの解禁でメーカーは開発を本格化させ、江崎グリコに続いてどんどん商品化されると思われます。

そこでお伺いをいたします。液体ミルクについては、被災地の実績もあり、災害時に有用なものだと思います。我が市も国産の液体ミルクを備蓄すべきだと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 液体ミルクは水を必要とせず、開栓してすぐに飲めるため、災害等の緊急時に利便性が高いものであるということを十分承知しております。

しかしながら、液体ミルクは賞味期限が6カ月と短く、値段も高いため、備蓄をするには、まだ製品の熟度が必要かと感じております。液体ミルクを製造する乳業メーカーさんのさらなる改良に期待をしているところであり、他市町村の状況及び情報収集をしております。

まずは、先ほど御答弁しましたとおり、市内スーパーなどと災害時の物資調達の協定を締結しておりますので、今後、液体ミルクも含め、乳児用物資を迅速に供給できないかを確認してまいります。

いずれにしても、市としましては、非常用持ち出し品は、必要なものはみずから用意するようホームページ、広報、ワークショップ、出前講座などと日ごろから啓発してまいりました。

今後も乳児用の非常用持ち出し品につきましても、積極的に健康推進課や児童課と連携をとり、6月末に発行される子育てガイドを利用して、乳児健診や子育て支援センターなどで液体ミルクの有用性も説明しながら、乳児がいる御家庭ではミルクや哺乳瓶等を必ず非常用持ち出し品に入れていただくよう、さらなる周知をしております。

さらに、市の災害用備蓄に関しましても、緊急災害時に本当に何が必要かを見直しながら、今ある備蓄品の更新時に新商品の導入などを考えてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま課長から御答弁をいただきました。液体ミルクの賞味期

限というんでしょうか、保存期間が平均6カ月から1年ということで短いということもございますけれども、例えば大阪市の箕面市では、食品ロスを防ぐために、賞味期限が近づいたミルクは保育園での日常の保育などで使い、使った分を補充していくというローリングストックと言われる手法を活用されているということでございます。

また、粉ミルクと比べ、1杯当たりの価格は割高となるかもしれませんが、お湯の確保が難しい災害発生時でも乳児に飲ませることが出来ます。箕面市のようにローリングストック手法も考えていただきながら、まずは安全性を最も優先に、災害時に必要とされる方々へ少しでも早く液体ミルクが行き渡るよう、乳幼児向けの備蓄食糧として方策を講じていただきますことを強く申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

三宮十五郎議員、質問に入る前に、12時前後に休憩に入りますので、御了承をお願いいたします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。

日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。

きょうは、市長及び担当部課長に、通告に基づいて3点にわたって質問をさせていただきますが、まず最初に、中期財政計画と各年度の予算の改善についてお尋ねをいたします。

決算が終わっております平成25年から29年度に至る当初の5カ年計画では、税収見込みは実際の決算額よりも33億円以上も少なく計上されております。さらに、各年度ごとの、毎年修正をしておきますが、その修正された、前年の12月なり1月に修正された計画と比べましても18億円近い差がございます。さらに、当初予算と決算の年度の差でも13億円を超えておりまして、これでは全く各担当部局が予算を編成する上で、財源がどこにどれだけあるか、どこまで使えるかということは明らかにされずに予算編成がされているとしか考えられません。

もともと、私は旧弥富町時代の最後の4年間監査委員をやらせていただきましたが、それ以前から、やっぱり予算と決算というのは実態に即して、実情を明らかにし、可能な限り正確にしていくということと、もう一つは、それ以前に、実際に予算編成や、あるいは交付税との関係で地方財政の算定にかかわってございました部課長ではない第一線で作業にかかっている職員の皆さんたちですから、まだかなりの方が現在も在庁しておると思いますが、こういう人たちに教えていただいて、大体市町の財政というのは、その年の7月には国との関係でほとんど、税収を初めとする基礎的な収支は、あとを修正しなくても交付税が出せる程度の正確なものを国に上げるという責任が課せられており、そういう作業がされておりますので、ほぼ毎年正確な予算を編成することができる。特に税収と交付税の関係は、やはり調整がありますので、そのトータルでそんなに大きな違いがないような予算編成というのは、そ

の気になれば私は、それは年度によって多少の差がありますから避けられないと思いますが、できることですが、こんな形で予算編成をされると、本当に各担当部局も市民も自分たちの要求が、本当にことしの市の予算の中でどのようにされていくかということ来判断することもできないし、計画的な市政を進めることもできないと思いますが、こういう実態についてどのようにお考えになっているか、まず伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市税における決算額と中期財政計画や当初予算額との乖離につきましては、まず、平成24年12月に策定をいたしました中期財政計画の平成25年度から平成29年度までの中期財政見通しの市税の合計額と実際の決算額との差が大きい点でございますが、本市におきましては、市税が伸びている大きな要因は、固定資産税が堅調に伸びているためでございます。

そうした中、将来5年間の予測をする場合、何年先にどういった企業が工場等を建設、また増築されるかまでの確実な情報は持っておりません。また、どのような設備投資をされるかも想定できないものでございます。

幸い、本市におきましては、港湾地域やその背後地などにおきまして、工場等の新規建設や増築等がございましたので、結果といたしまして決算額は、平成24年度に策定しました計画と大きな乖離が生じたものでございます。

次に、決算額と当初予算額との乖離についてでございますが、その要因といたしまして、企業におきます償却資産の申告につきましては、毎年1月末までとなっております、それに対して翌年度に課税をいたします。

したがって、ある程度は想定しながら当初予算に見込んでおりますが、想定より多くの設備投資をされる場合もあり、それが大きな企業でございますと課税額も大きく変わってまいります。これは一方、大変ありがたいことと考えております。

また、決算額が当初予算とかけ離れていると予算編成ができないという御指摘でございますが、税金を見込む場合、余り過大に積算をしてしまいますと、仮にそれだけ税金がなかった場合に、その財源をもとに歳出のほうで予定をしていた事業ができなくなるおそれがあることから、確実に確保できる額を見込んできたところでございます。

しかしながら、御指摘のように、結果としまして大きな乖離が生じないように適切に税金を見積もっていくことも、予算編成をしていく上で大変重要なことでございますので、今後も当初予算の確定までの情報を的確に捕捉しながら税金を見積もってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、そういう回答をされたんですが、結局、税金がそんなにふえな

ければ、当然不足分は地方交付税で補填するという仕組みがありますから、地方交付税のほうでそういうふうにあふえていく、税収があふえれば、当然その年度に国との関係で調整していくわけですから。そういうきちんとした仕組みがあるわけでありますから、今、部長がおっしゃったような事情があったにしても、トータルでは、私は基本的にそんなに大きなずれは発生しない予算の編成の仕組みができると思いますが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたように、税収があふえれば、その75%が普通交付税の基準財政収入額に算入をされるわけでございまして、25%のずれはございますが、トータルでは、御指摘のように余り変わらないという御指摘は確かにございます。

ただ、普通交付税につきましては、これは毎年度、全体の積算の見直しが変更になってくるわけでございまして、基準財政需要額におきましても毎年度見直しをすることによって、前年度とどの程度、その事業を交付税に見るかということも変更になってくるわけでございます。そうしたことがございますので、収入の面におきましては25%のずれということである程度のものが見込めるわけでございますが、普通交付税の額といたしましては、逆に基準財政需要額のことをございますので、なかなか予測することは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 確かに国の制度がよく変わりますので、簡単に事前に予測することは難しいわけでありますが、今、私が言ったように調整機能がありますので、その中での対応は十分できるわけでありますよね。

それと、もう一つは、予算の編成の方法として、まず収入につきましては、今言ったように、かなり安全を見て小さく見ると。支出につきましては、これはもう、ちょっと以前からですが、例えば購入するものにしても、それから建設するものにしても、基本的に定価で入れていくと、歩切りをせずに予算を立てていくと。同時に、国の方針としても、また多くの自治体の方針として、大体そういうものについては、そういう定価で予算を組むわけでありますから、当然競争入札によって10%程度の節約をするということが大前提にしながら仕事をやっているわけでありますね。特に当市などは、ここ一連の空調で去年とことしにかけてやってきた小・中学校の事業でいきますと、両方合わせて予定価格の66%で、2億円をはるかに超える節約がされるとか、こういうことがあるわけでありますから、予算についてもめちゃくちゃそうやって低く見積もる必要もないし、もう一方で、歳出のほうでそういう余力を持った予算を組んでおるわけでありますので、やはりここはもっと現実に即した予算のやり方を進めていかないと、結局、そういう物すごく大ざっぱな見方で25年からの5カ年

計画は18億円財源不足になると。それから、今年度からの分につきましては37億円財源不足になる。

しかし、中身を見ますと、前年度も今年度も一切の計画と税収の間には恐ろしいほどの差がありまして、今年度も史上最高の予算を組んだわけでありまして、4月の固定資産税の調定なんかを見ますと、まだ1億円をかなり超える留保分があったり、ほかにも今までの見方でいきますと1億円を超える、多分実際に決算額の差が生じるわけでありまして、結局、予算見込みとしては80億、当初予算としては83億2,900万円でありまして、決算で、恐らく86億を超えるような違いが出てきておって財源不足になるなんていう大騒ぎをしなきゃいかんというのは、私はやっぱり、今のこういう状態に即した財政当局の対応、特に、とりわけ私は総務部の対応。

それからもう一つは、教育委員会なんかはかなりやっぱり、そういう方向で実際の市場価格の変化にも毎年気をつけてやるわけでありまして、部課によっては余りそういうことに関心を示さない、そういう形で終わっているところも少なくありません。

例えば、少し前になりますが、旧弥富町時代に、積載無線の3,000万円の予算が2,000万円ほどでできましたが、結局今度は合併した後の十四山のやつ、まだそんなに先じゃない時期にやったときには、またまたもとどおりで、実際の市場価格は大幅に違っているのにメーカーの言いなりで購入するとか、担当部局によって相当そういう現状の市場価格も見ながら予定価格を決める。

予定価格は定価で決めていくにしても、競争入札をきちんとしていくというような、こういう努力もやっぱり私はしっかりすることを通じて、収入のほうだけ絞るんじゃなくて、支出のほうも定価で組むのは、そういう執行残が出るのは当たり前でありますので、そんなにびくびくせずに、どちらかという、恐らく合併前の時期もそうなんです、税収については実際の収入を割り込むようなことがあっても、交付税との関係で、今申し上げましたように、トータルすると予算と決算の差が6年間を通して平均で5,000万円しか差がないようなことをやってきておりますので、私はやっぱりそこは本当に、今どちらかという、うちなんかは従来考えておるよりも、国の全国一斉にやるということになりますと、エアコンなんかの対応もそうですが、私たちが考えておるよりも、国の負担のほうの手厚いような状況にもなっておりますので、やっぱりそういう状況も見ながらしっかりと財政計画を進めていって、全国814市区町村の中で49番目という財政力を生かすこととあわせて、市長を中心にいたしました、やはり特にトップですね、部長クラスを中心にして、こういうことにきちんと対応できるチームをつくって、今回のような、本当に、この新年度からの計画だって、当初から全く大きく外れておりますし、そして最後のほうで費用がふえてきますが、それに対して制度の改正によるものでありますので、税収が変わらなければ、当然交付税で増額さ

れるものが全然されていないわけですよ。幾ら何でも、私は総務部長がそういうことについて、これは私は理解できないわけではないわけでありますので、こういう不自然な予算の編成については根本的に改め、本当に市長を中心にした、しっかり市民の要望に応える、そして議会と当局が共有できる財政計画にして、そういう全国的にも上位の財政状況も生かし、国の制度もしっかり活用して対応していく、こういうチームをつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

三宮議員、渡邊総務部長の答弁で一旦休憩に入りますので、お願いいたします。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたように、歳入だけではなく歳出、これも従来からやっておりますように、一般競争入札などを導入いたしまして、できるだけ予算よりも安く導入するというようなことは、本当に大切なことだと考えております。

また、中期財政計画のあり方につきましても御質問をいただきましたが、今後の中期財政計画のあり方につきましては、ただいま御質問にもございました税収の見込み方を含めた歳入歳出見込み額の積算方法、また計画の表記の仕方など、他市町村の状況も参考にしながら見直してまいりたいと考えております。

また、御指摘の組織の問題でございますけれども、議論を尽くして政策や予算を決定していく実行力を伴った幹部組織の確立ということのために、政策決定や予算を編成していく上で、しっかりと幹部職員で議論をしていくことは大変重要なことでございますので、今後は幹部会などでしっかりと議論してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員の一般質問の途中ではございますが、暫時休憩といたします。再開は午後1時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 総務部への質問が一つまだ残っておりますので、簡単にお尋ねいたします。

今回、財政調整基金をなるべく減らさないようにということも一つの課題だったと思いますが、大企業などへの行き過ぎた減税も自治体を苦しめております。中小企業は利益の20%近くを法人税として国に払っておりますが、大企業は10%、とりわけ超大手の連結決算を行

っているところは、5%しか利益に対して法人所得税を払っていないことが国の資料でも明らかでございます。合併時から、約28億円を企業立地奨励金として償却資産税などを事実上還付しておりますが、そのほぼ半額が一企業にわたっております。これが市の財政調整基金の減少の大きな要因の一つともなっております。社会的不公平を拡大し、税金の役割を損なう、こうした制度の廃止を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

企業立地奨励金制度につきましては、制度開始以降、数多くの企業に御活用していただき、誘致することができました。その一方で、立地企業には大変多くの奨励金が交付され、ここ数年は市にとって大きな財政負担となってきました。この奨励金制度は本年の9月30日までの期限となっており、今後につきましては制度を継続しない方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひそういう方向で検討を進めてください。

次の質問は、障害者手帳取得の保障を実現していただきたいという問題を中心にしてお尋ねいたします。

前の議会の私の質問に答えてくださってのことだと思っておりますが、2月号の市広報で、2ページで障害者手帳取得のための案内が出されておりました。しかし、現実には、ますます多くの障がいのある方が手帳の取得ができない状態が広がっていることを御承知でしょうか。

筋力の低下などで悪いほうの足で立っていることができない人、あるいは手指に障がいがあり鉛筆や箸が使えない人などは3級の障がい、駅の階段の上りおりを手すりなしではできない人、つえなどなしで1キロメートル以上歩けない人、障がいのある手の握力が5キログラム以下の人などは、いずれもそれだけで4級の手帳が交付されることが基準で示されております。

3級二つで2級、4級二つで3級などのはっきりとした基準もあるにもかかわらず、診断を申し出ても、椅子に座っている状態から「立ってみてください」「歩いてみてください」と言われ、そのとおりにしたら、どこが悪いか一切聞かずに、あなたは診断書は出せませんと断られたところが、市内で2つの診療所で発生しております。市外の医院でも、資格を持っている先生がいると聞いて尋ねたら、あなたは誰に聞いてきたのですかと聞かれて、知り合いの人が議員の人から教えてもらって、先生が資格を持っていることを知ってお邪魔しましたと答えたら、そんな人の話で来たものは診察できませんと断られております。

介護3以上の重度と思われる人でも、28年度時点で重度障がい者で53%、重度の障がい者控除を手帳なしで出している人が286名もおり、また介護2以下で障がい相当ということで、

障がい者控除用の税の証明を出している人が664人で、これは介護2以下の人の60%にも及んでおります。

実際に今、市内で年間、通常の身体障害者手帳、中でも全体で肢体障がいが半分以上を占めている診断がされる人が100名を幾らか超える程度でありまして、高齢化に伴い、さらに片足で立っておられないとか、そういう人はふえ続けておりますし、これは交通安全やそういうものとも大きな関係がございますし、あるいはまたこの人たちが障がい者として処遇されるとか、あるいは60歳前の人たちがそういう障がいになったときには、条件さえ整っておれば国民年金だとか厚生年金の障害基礎年金や障害年金が給付されるわけでありまして、こうした人たちが身体障がい者診断から事実上除外された状態が長く続いていることは、実は障がい者としてだけではなくて、年金制度からも排除されて、その人たちを国際条約に基づいて障がい者としてきちんと処遇するとか、あるいはそういう人を発見して、情報を提供して支援につなげるということが市町村の事務として義務づけられておりますが、こういうことが大幅に制約される状態。市内でも恐らく、リハビリ病院ではかなりの割合で手帳を発給していると思いますが、それ以外のところはほとんど発給されていないというのが現状だと思いますが、そういう深刻な事態が発生していることについて市当局は御承知いただいておりますか、お答えいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

平成31年4月1日現在、身体障害者手帳所持者数は1,363人であり、前年度対比は1,396人で33人が減少しております。同様に、知的障がいである療育手帳所持者数は322名で、前年同日対比は304人で18人が増加しています。精神障害者保健福祉手帳は、同じく平成31年4月1日現在396人で、前年同日対比は338人で58人が増加しています。身体障害者手帳以外は、いずれも増加しています。

障害者手帳の取得につきましては、市といたしましては、障害者手帳の手続について所定の手続を行っておりますが、支援を必要とされる方につきましては、関係機関と連携を深め、引き続き制度の周知等に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） この問題は、割方早い時期から海南病院が、あそこの駐車場にとめた人は手帳を出せませんというようなことをやり始めたことがずっと続く。これは弥富ばかりじゃないんですね。全県的にそういう傾向が続いておりまして、私もこの地域だけかと思っよそを調べたら、結局、手帳を持っている人の差というのは、高齢化率の差程度で、ほとんどどこも変わらないという実態でございます。

私が議員になったころにつきましては、愛知県も非常に力を入れておりまして、名鉄の神

宮前駅の近くに健診会館という施設があって、多分、県の医師会の協力を得てのことだと思いますが、曜日ごとに肢体だとか、その他の障がいだとかという日にちを決めて、実際に障がいがある人が誰が行っても診察してくれる、そういうところを持っていました。

また、精神の障がいにつきましては、正木町にドクターもいる県の施設がありまして、とりわけ当時は知的障がい、いわゆる療育手帳の関係の方ね、ほとんど手帳がなかったり、あるいは年金がもらえるのがもらっていなかったりということがありましたので、県としても郡内の各町村を定期的に巡回して相談する、そこで一定の実務的な能力のある人を県が配置してきて、相談をして、正木町に送ると。私も何回か連れて行って、親子で同時に年金をもらい始めたという事例も少なからずあるわけではありますが、そういうことをしっかりやって向き合っていました。

ところが今日、愛知県は、そうした福祉や教育の予算を大幅に削る中で、割方早い段階でこういうものを廃止しておりまして、実際に障がいのある方が、この町内でも行って診察を受けるところがなかなかない状態。かなり以前まで、下村前海南病院の院長さんが診療所に土曜日の午前中に勤められて、そこでやっている間は、僕は内科医だが、県の指定を受けておって、僕が書いてもいいと言うなら書きますから、困っている人がいたら来てくださいということを言われて、私ども相談があると、そこに行って、手帳や年金の診断書を書いていただいて、障がいのある人たちが、そういう支援に基づいて生活の自立ができるような相談ができたわけではありますが、余りにも現状はかけ離れておりまして、今も課長のほうからお話がありましたように、身体障害者手帳を持っている人が減っていると。だから、亡くなっていくわけですね、大体そういう人は。ところが、新しく発給されないから、どんどん減っていくと。まだ療育手帳だとか精神の障がいは、最近、非常にドクターたちも力を入れていただいてやっていたので、そういう増加があるわけではありますが、特に通常の身体障がいは極めて異常な状態であります。

ぜひ、これは国に対して、県やそういう関係機関がきちんと責任を果たして、国の基準に基づいて正確に診断をするように、本来、周知する責任は県にあるわけではありますが、先日私どもは県に直接お邪魔してお願いしたら、とても今、そういう人たちを集めて講習をしても、来てもらえるかどうかわからんぐらい深刻な状態ですということでもあります。医師不足を初め、さまざまな問題も絡んでおりますが、本当にこんなことがまかり通ったら、身体障害者福祉法は文字どおりあってない状態になってしまいますので、ぜひこの深刻な状態を県や国にお伝えいただいて、国保なんか知事会を含めた地方六団体の共通の要請として国に向かっておりますように、とりわけそういうハンディを持った人たちがきちんと処遇されない、あるいは年金の診断書さえそういう状態では書いてもらえないという深刻な事態を打開することは、国や自治体にとって一日もおろそかにできない責務であると思いますので、積

極的にそういう役割を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、あわせて質問します。

もう一つは、海南病院の一線の先生たち、勤務時間の関係からいって、とてもできる状態でないことは誰が考えても明らかでありますので、肢体障がいなんかは内科医の一定の経験を持った先生なら、御本人にやっていただける意思があれば、県が指定をしてくれますので、下村先生のような海南病院のOBの先生で、御高齢で、しかしそういう仕事ならやってもいいという方がおりましたら、ぜひお願いして、海南病院の院内か、またはどこかの診療所で診察をしていただくとか、そういう緊急避難的な処置をぜひとも実現するように。とりわけ海南病院には市も多額の助成金を行っておりますし、各地域の自治体もやっておりますので、院内にそういう診断のできる人を配置する、そして国の基準、県の基準に基づいた正確な診断を丁寧に行っていただくということができるよう、関係市町村長としても御要請いただくとか、こういう御尽力を思い切ってお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

身体障害者手帳の取得については、県から指定された医師により診断された診断書を添えて交付の申請を行い、県の審査を受け、取得していただいておりますが、診断書を書いていただくのにも、指定医の先生による障害認定基準との見解の相違や医師の不足による多忙な診療業務の中で記入に時間を要する場合があります。今後、西尾張ブロック九市市長会議等に事案を提出し、解消に向け国や県に要望してまいりたいと考えております。

また、海南病院の院内か海南病院OBの先生が、市内の医院に協力いただいて、一定の日時を決めて、障がい認定のための診断を国の基準に基づいて行うようにするという御要望ですが、これにつきましては、各種の福祉サービスを受ける際のよりどころとなる身体障害者手帳を取得するには、先ほども申し上げたとおり、県より指定された医師による診断書の添付が必要であります。その各指定医による診断が、国で示された身体障害者認定基準とかけ離れたものにならないように、再度海南病院に要望し、あわせて病院内などで身体障害者手帳取得について、肢体不自由の障がい認定のための診断等の相談に応じていただけるような窓口設置についてのお願いも要望してまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本当に困ってみえるわけですから。障がい者はどんどん高齢者がふえている中で、階段の手すりが要るとか、あるいは片足で立つことができないような人たち。自転車に乗っていますよね、生活。まだそういう人たちは乗れますので。ただ、一番困るのは、何かあつときに踏ん張ることができないわけですから、結局、高齢者の交通事故の原因

になっておるし、愛知県が死亡事故やそういうのがずっと日本一という状態が続いておる背景にも、関西圏や首都圏は割方、名古屋の都心のように交通網が発達していますよね。名古屋の都心では、例えば名古屋駅から地下鉄で栄まで行くのに、間にバス停が3つあります。4つ目なんですよね。だから、300メートルか400メートル歩ける人だったら、名古屋市内の一定のところに住んでおる人たちは、自転車に乗らなくても医者に行ったり買い物に行けるわけですが、そうでないところは県下で非常に多い。我がまちは、全く全四方そういう状態だと思いますが、そういうことを考えると、ぜひ障がい者としての処遇や、あるいは年金の処遇ができるように御尽力をいただきたいと思いますので、強く要請をしておきます。

それから、精神の障害や自立支援医療制度の市のすぐれた制度の活用が、ようやく最近、今、数も言われましたが、海南病院なんかのソーシャルワーカーの皆さん、ケアマネの皆さんも積極的に対応していただいて、介護認定するときに、そういう人についてはきちんとそういう対応が今されていることが今言ったような実績になっておりますが。実は身体障がい者については、そういう人たちは、制度はよくわかっておっても、ドクターに相談することもできないというぐらいの深刻な環境になっていることがこの問題の背景にもありますので、今、皆さんが協力していただいている、しかも弥富市の場合は75歳以上の人は自立支援医療の対象になれば全疾病無料だとか、あるいはそれ以前の人につきましては自立支援医療を基本的に国民健康保険の3割負担の人でも無料だとか、そういう制度でございますので、早期発見・早期治療という国の方針にも合致しますから、必要な人がぜひ支援を受けられるように積極的に進めていただくことを要請して、次の質問に移らせていただきます。

次は、海部南部水道企業団の水道料金の引き下げを求めるために市長に御尽力をお願いする質問をさせていただきます。総括的な質問にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

かなり長期に、県内で一番高い水道料金だということが県の資料で公表され続けております。私どもは、久方ぶりに海部南部水道企業団の議員になりましたのは、今から10年を超えるような前の平成20年でございましたが、行ってびっくりしました。というのは、バブル崩壊後、全国の自治体に対して、国も設計の変更によって10%以上、それからもう一つは入札制度の改善によって10%以上、合わせて20%以上の公共事業単価を引き下げないと、バブルで膨れ上がった状態をそのままにしておいては日本は取り返しのつかんことになるということで、全国的な問題として提起されました。我が町弥富町でも直ちにその問題に取り組んで、10年度からさまざまな改善が行われ、また私も当時、環境事務組合にりましたが、今の環境事務組合、当時の1市11町は衛生組合ですね、ここも弥富の焼却場について当初の予算の85%ぐらいまで引き下げる。当時、談合問題だとか、いろいろ大きな問題になっておりましたので、国の方針に基づいた正確な対応ということを強く求めましたし、その後さらに談合

問題で、その業者が検挙されたことから、新たにその後20億円の延滞金も含めた弁済があったというような形で、この地域全体に積極的な改善が行われておりました。

ところが、海部南部水道企業団だけは、各市町がお金を出していないということもありまして、基本的に水道企業団に任せ切り。そして、市町村長は企業長にはなるが、企業長になっているときだけ経営者で、あとは一議員と同じ扱いで、情報公開も平成10年に各関係一部事務組合がやっているのに、海部南部水道企業団は条例も制定していないという状態でした。

直ちに、服部市長や、そして弥富の議員の多くが、こういう状態を正常化するというところで組織の改編が行われたり、さらに平成10年代の前半、半ばまでは、配管事業につきましては、ほとんど98、99が当たり前というような状態だったり、さらに特に私が大きな問題にしたのは電気機械の更新事業ですね。既に弥富では、もう少し早い段階から、いろんなそういうものが予定価格の60%台だとか、そういう落札が当たり前になっていた時代に、平成17年と19年に行われました立田配水場と弥富配水場、後でやられました佐屋配水場の合わせて3倍を超えるような金額であったと思いますが、それはメーカーの言うままの予定価格で、さらに99%が当たり前というような状態がとられておりました。

こんな異常な状態を一日も早く解消して、当時、既に10カ年計画で、10年間の純利益は1億5,000万円、後半は赤字になって再値上げが必要だというような財政計画がつけられておりましたが、服部市長が22年に企業長に就任されたときに、ちょうど佐屋配水場の発注問題がありまして、7億5,000万円の事業費が予定されていたものを、弥富の今までやったやり方に倣ってやったら半額で落札された。しかも、それが終わったら欠格者が出るぐらいの大手メーカー同士の、実際の価格と市場流通価格というのは大きく違っておりまして、こういうことがあった中で大きく事態が前進しまして、海部南部水道企業団は非常に複雑な仕組みをとっておりますが、水道料金を計算する利益については、さっき言いましたように、10年間1億5,000円ということでしたが、中電の休止などで大変大きなハンディがあったにもかかわらず、10年間で7億7,000万円の純利益を計上することができております。

また、借入金につきましても、そうした改善がありまして、12億1,000万円の借り入れの予定が3億9,900万円に縮小されるとか、またこの間、起債の残高が当時の計画だと30年度末で22億7,000万だったものを10億2,900万まで縮小させると。そして、あと数年たつと、海部南部水道企業団は、バブルの絶頂期に庁舎の建設をやったり石綿管事業で多額の借入れを行い、工事のお金を払っておりまして、10年間で年間、多いときには年平均で3億7,000万円元利償還金を払っていたのが平成10年代、21年から30年までの20年代には3億4,000万円まで引き下げまして元金を大幅に返しましたが、その結果、平成34年度には元利償還金が約1億1,000万円に減るといふところまで根本的に経営が改善をされております。

安藤市長が服部市政を継承するというのは、こうした弥富市が果たしてきた積極的な役割を引き継いで、ぜひこの実態を明らかにして、この条件を市民に還元していくために活用できるように御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 海部南部水道の水道料金につきましてでございますが、平成22年2月から平成23年3月までの1年余りにわたり、水道料金等検討委員会において御審議を賜り、平成23年3月30日付で答申をいただいたところであります。

答申内容につきましては、平成25年度以降の一部大口需要者の施設更新に伴う給水収益の大幅な減収により、企業団財政の急激な悪化が見込まれることなどを踏まえて、現行料金を一年でも長く継続することができるよう努力されたい旨の御意見でございました。

その後の経営状況であります、平成26年度以降、大口需要者の施設更新によるなどの影響もあり、水需要の落ち込みは顕著にあらわれ、給水収益が減収となりましたが、一方の支出におきましては、承認基本水量の減量等による受水費の減少、また建設投資規模の縮小など、経費の削減に努めたものであります。

今後につきましては、大規模更新計画によりますと、今後10年間に立田配水場配水池更新事業を初め5件の更新事業、加えて経年管の改修工事が控えておりますが、安心・安全な水を安定的に供給する使命を果たす上におきましても、適正なる施設整備の推進、また業務の効率化と経費の削減に努めながら、現行料金を一年でも長く継続できるよう努力していくことが基本的な立場でございます。このことにつきましては水道組合議会でしっかりと協議をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 確かに、海部南部水道企業団は、今言ったような対応をしてきました。ところが、そう言いながら、平成20年のときの料金計算にしている年間、10年間で1億5,000万円、後半は赤字になる、ましてや今、市長がおっしゃられたような中電が休止するというようなことで、また大きなマイナスが発生すると言いながら、実際に10年間で水道料金を計算するほうの利益だけで7億7,000万になっていますから、全然言っておることとやっておることが違うんですね。

それと、もっと許せないのは、海部南部水道企業団は、例えば皆さんが負担する加入者分担金だとか、それから新たに団地なんかで水道管を引っ張ったり、水道がないところへ工場ができて引っ張るとか、そういう場合は工事分担金という形でお金を取ります。あるいは、下水道なんかで水道管を移設するときは、全額関係市町が負担して工事をやりますが、そういう工事分担金についても、満額もらい切りのお金ですよ。それを事もあろうに負債勘定に入れて、本来は利益が発生しているにもかかわらず負債勘定に入れて利益にしないだけじ

やなくて、それを負債にするわけでありますから、さっき申し上げましたように、大量に借金を返すと民間企業では絶対に利益になって税金を取られるわけでありますが、税金がないことをいいことにして、そういう利益隠しをやっておりまして、複式簿記がわかっている人たちが見たら、こんなやり方は改めるべきだというふうに言われております。

そして、私、企業団議員になったとき以来、ずっと一貫して申し上げてきたことなんですが、例えば加入者分担金につきましては、既に私が最初に尋ねたときに、海部南部水道企業団当局は、全国で3分の2以上の団体が水道料金を計算する会計に入れて、料金引き下げのためにも使えるようにしてありますという説明をしておりまして。ところが、海部南部水道企業団も、愛知県の中でもまだそういう立場をとっている事業体は少数派であるようでございまして、この問題については、この間、企業長も私の質問に対しても言われたんでありますが、私たちがやっていることは、国が認めた枠の中でやっていることだから間違いではないが、三宮議員の言われることもよくわかるから、真剣に検討していきたいという答弁を、決算議会と、それから予算議会でしたね、2回にわたって言われております。今度の決算議会が8月にあるわけですが、そこでは、実際に今、全国何団体がそういう会計制度をとっているのか。非常に複雑な仕組みでわかりにくくしてございまして。

そんな中で、驚くべきことに海部南部水道企業団は、そうした利益を利益計上しないまま、減価償却期限が済んだものにつきましては、この平成31年度に、予算時の貸借対照表によりますと組み入れ資本金ということで、利益計上なしに資本金に組み入れた額の総額が86億7,700万円。それから、さっき申し上げました加入者分担金だとか工事分担金で、本来民間企業では利益として計上すべきものを負債にして借金が減って利益が出るやつを抑える役割を果たすのと、それ自身を負債にするわけでありますから二重に利益隠しを行っておりますが、この利益未計上金、海部南部水道企業団は長期前受け金という言い方をしておりますが、この利益を計上していない資金が47億9,300万円、負債勘定に上がっております。

確かに、国がこの仕組みでもいいというからやっているということなんですが、よそがやって料金値下げに使っている制度をそのままにしていくとか、あるいはもう一つは、平成26年度の制度改正によりまして、今までは加入者分担金だとか、それから国や県が負担してくれる補助金については、一定額を減価償却にすれば全額を減価償却にしないでいいという仕組みをとってございました。それが26年度の改正で、それも全部減価償却の対象にするということで、平成21年の段階では、皆さんの水道料金から、普通民間企業だと減価償却費ということで税金の対象にならずに内部留保にして施設の更新のために使えるお金であります。南部水道は税金は関係ありませんので、そのまま施設更新のための費用として使えるんですが、これが5億8,000万円でありましたものが、26年度の改正によりまして31年度予算では、6億6,000万が21億円余りの水道料金の中から建設費として移されて、毎年そういうのが発

生していくということで、将来の施設整備のためには十分蓄えができる仕組みになっていると。

もう一つは、この超低金利の時代であります。今、公共団体が借り入れをすると0.5%ですよね。ところが、これを南部水道は、水道水の売り上げよりも仕入れのほうですね、減価償却費などを使って資産の購入をやりますので、これが大幅に超過している関係で、少なくとも3,000万だとか、今年度の場合は4億数千万円の消費税の還付金があります。1億円借りて投資すれば、還付は8%で800万円ですよね。10%だと1,000万になります。0.5%の利息だと、ほとんど30年だとか40年のスパンで借りても無利子で使える状況であって、今、大型整備をする上で、もともと返さなきゃいかんお金が少なくなっている、利息の支払いも少なくなっている中で、そういう条件にも恵まれておりますので、こういうものを生かして少しでも地域住民のために、非常にみんな大変な思いをして暮らしておりますので、そういう貢献をするという気持ちが全然議論していても出てこないんですよ。

だから、きちんと企業会計がよくわかる専門家の人たちの意見も聞いて、安定した南部水道企業団の経営をしていく上で必要なお金と、それから実際に今、市民、利用者に還元すべき、こういう仕分けをきちんとしながら、今の好条件を生かして積極的に住民の利用者の負担にならないような対応をすることを強く要請して、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩といたします。再開は1時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時39分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） こんにちは。

14番 佐藤高清でございます。

今回、2点の一般質問を通告させていただきました。

1点目は、平成31年度一般会計予算が大幅訂正に至った経緯と市長の対応について。2点目、都市開発のあり方について。以上2点を通告させていただきましたので、通告に従いまして質問を始めます。

昨年度の3月議会において、平成31年度一般会計当初予算が大幅訂正され、最終的には議会も承認いたしました。そこで、今回のような混乱を招くことがないようにするため、今後の安藤市長の市政運営のあり方をいま一度確認していきたいと思い、質問をさせていただきます。

今回の一般会計当初予算が大幅に訂正された問題につきましては、既に新聞報道等もなされているため、多くの市民の皆さんも周知の事実であります。昨日の中日新聞朝刊においても大きく報道されました。

市側が根拠不明なまま計上予定の人件費や教育費を削減し、その後に削減箇所を急遽復活させた。その予算案を議会に提案して、混乱を来しました。この混乱を検証する過程で、独断での予算案の変更等における信頼性の低下が、就任間もない安藤市長の進退問題にまで発展をいたしました。安藤市長は、この事態を招いた一因を、自身と職員とのコミュニケーション不足にあることを認められておられます。

予算編成と総合計画の整合性という行財政運営上の基本的な認識をどのように捉えているのか。党派・会派を超え、さまざまな立場を超えて集まった議員が、弥富市の将来にとって何が必要かとの共通認識のもとに、長い時間をかけて協議してきた、そして決定してきたことを我々議員にほとんど説明もないまま修正したことで、市長と議会との関係をどう捉えているか。一度は削減とかじを切ったものをすぐに復活されたり、一貫性・統一性のない市長の市政運営に対する考えは、何を最重要と捉えているか、どのような方向性を示そうとしているのか疑問でありました。正直、首長や議員の一個人としての資質とも言える部分であります。

議会の一般質問という限られた時間の中で答弁していただくのは難しいかもしれませんが。しかしながら、弥富市にとって、また市民の代表として議員という立場を預かっている私としては、ほかに質問しなければならない案件が数多くある中、今回の案件が今後の弥富市の未来にとって、優秀な人材の確保や、育成するための人件費や教育費に対する削減であったことから、慎重な審議が必要ではなかったのか。そこには確証を得た根拠が必要であったと思っています。

今回のように混乱を招くことがないようにするため、また今後の安藤市長の市政運営のあり方を今ここで確認し、弥富市の未来にプラスと転換していかなければと思ひ、あえて時間を割いて質問させていただきます。

安藤市長は、今回、市長に就任する前は、愛知県議会議員を務められておられました。弥富市民を代表し、愛知県政に参画されておられました。そこには県議会議員としての人脈や情報などがあったと思います。第三者から見た弥富市行財政のよい点と悪い点の評価、ほかの行政機関との比較や参考すべき案件を知り得た立場だと察しております。そういったものから、一県議会議員として弥富市行財政についてどのように捉えていたか。

県議会議員経験者が市長に就任したことのメリットの一つが、当時の人脈や情報を最大限生かしてもらうことがあると思います。そこで知り得たよい話も悪い話も全てオープンにして生かしていただくことが、弥富市政にとってプラスに転じるきっかけであり、我々も議員

も勉強になる機会となるはずです。

そこで、安藤市長が県議会議員時代に弥富市の行財政についてどのような認識を持っておられたのか。また、急な市長選への立候補ということもありましたが、何が問題で、今後どう改善していこうと選挙戦で訴えてこられたのか、お聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 最初に、今回の件に関しまして、議員の皆様、そしてまた市民の皆様にお心配、御迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げる次第でございます。

御質問の弥富市の行財政についての認識、また選挙戦でどのように訴えてきたかということでございますが、平成29年度の弥富市の財政力指数は0.99ということと、弥富市には名古屋港の一翼を担う港湾地区があるということで固定資産税の税収の伸びも見込めることなどから、財政力が高い自治体であると認識しておりました。

一方では、平成29年度の実質単年度収支が約2億6,000万円の赤字であるとともに、平成29年度末での財政調整基金の残高が約15億9,000万円であり、財政調整基金の取り崩しが進んでいることも認識しており、そういった危機感も持って選挙戦に臨んでまいりました。

そうした中、本市においては南海トラフ地震の発生も懸念されることから、そうしたときの応急的な費用のために、最低限、財政調整基金を10億円は確保していかなければならないというようなことも訴えてまいりました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次郎君） 南海トラフ地震の発生、そういったことも懸念され、危機感を持ってみえたことは理解できます。予算と総合計画の整合性の重要性に関する認識はなかったのではないかと思います。総合計画は、党派や会派を超えて、弥富市の未来にとって何に取り組むべきか、その共通認識を持って我々議員も多くの時間と話し合いを通じて一つの方向性として取りまとめてきた重要な案件であります。こうした重要案件である総合計画の内容について方向転換するならば、当然それ相当の段取り等を組まなければなりません。一政治家として、自身の主義・主張を訴えていくことは当たり前のことでありますが、それを実現するための過程については、憲法や法律で一定以上の賛同を得ると示されています。賛同を得るまでの過程については、政治家個人のセンスの問題であり、そこには賛同者を得るまでの地道な活動が必要であって、一個人の強いポリシーの発信や並外れた行動力といった政治家一個人の資質の問題であると考えます。

また今回、私が一番疑問に思い、一番の問題と言っていることが、市長御自身が削減すると思いついて提出した予算案を、議会の反発があったことで直ちに削減項目が復活したことはないでしょうか。我々議員一同も不信感を抱き、辞職勧告決議まで至ったわけですが、もし仮に市長御自身が自身のポリシーを貫かれて断固たる思いを貫き通されていたな

らば、事態も違ったと思います。逆に、政治家としては、自身の信念やポリシー、強い思いを貫き通すべきだと思います。議会の反発で変わったことが、市長に対する不信感を生んだと思います。

そして、市長の支持者の多くは、議会に対し不信を抱き、議会側の支持者の多くは市長に不信を持ち、多くの市民の信頼を失ったことは事実であります。市長は今回、二度と繰り返さないように市政に当たっていくと、けじめとして自分自身の給与を減額する条例を提出されておられますが、それはそれとして、やはり議会と信頼関係が大切ではないでしょうか。

弥富市は、来年1月には新庁舎建設が完了します。その後も総合計画に示された大型事業が続いていきます。これらの事業を推進していくには、市民、議会と市が一体とならなければ難しいと思います。市長におかれましては、市民、議会との信頼関係が築けるよう、着実に一つ一つの事業を推進していただきたいと思います。

そして、質問の冒頭で申し上げましたが、今回のことが弥富市の未来にプラスと転換していけるようお願いしたいと思います。市長のお考えをお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま佐藤議員から御指摘がありましたように、やはり事業を推進していくには、市民、議員の皆様との信頼関係が大切だと考えております。そうした意味におきましても、今回は尊重すべき総合計画への認識の甘さや市民生活への影響も考えながらのことではございますが、大幅な予算の訂正ということで、信頼関係を損ねてしまったことにつきましては深く反省しているところでございます。

そうしたことから、今後は、議員の皆様はもちろんのこと、市職員ともしっかり議論しながら事業を一つ一つ着実に進めていくことで信頼回復に努めていきたいと考えております。

また、議員の皆様のお力添えをお願いいたしまして、御答弁とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） ただいま市長からは、今回の件を反省しながら、信頼回復のため、事業を着実に進めていくとの御答弁がありました。

弥富市は、新庁舎建設の後、総合計画に示されているJR・名鉄弥富駅の整備事業や新火葬場の建設事業などが控えております。これらの大型事業は、議会との信頼関係がないとやり遂げていくことはできません。私は、今回の件はこれでノーサイドとし、これからは市長と市民の代表である我々議員がスクラムを組んで、弥富市、そして市民のために一体となって事業を推進していかなければなりません。今よりももっと、きょうよりももっと前を向いて、豊かに健康で安全に、そして平和な暮らしができることを願い、ともに頑張り、市民からの信頼を取り戻せるならば、今回、市長みずから出されている議案第35号弥富市長の給与の特例に関する条例、これがどんな結果になるかわかりません。議案質疑、常任委員会の審

議が控えております。もし可決という結果になったとしても、平常に戻すチャンスが生まれてくると思います。安藤市長、ともに議会と頑張って信頼を取り戻しましょう。

以上で、この件の質問は終わります。

次に、2問目、市の開発のあり方について質問させていただきます。

以前に、市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しについて、その質問をいたしました。これは、市街化区域への編入を前提として、車新田のまちづくりであります。無秩序な市街化の拡大による環境悪化を防止し、計画的な公共施設整備によって良好な市街地の形成を実現し、都市近郊の優良な農地と健全な調和がとれる都市を形成していくため、地域の実情に即した都市計画をつくり上げる根幹をなす考えではありますが、これは線引きが効果的に機能した理想の場合であって、逆に線引きをルール化した場合、その後の社会情勢が急激に変化した場合の対応が不可能であることも問題となるのではないかと質問をしたと思います。

市街化区域と市街化調整区域の線引きは都道府県の選択によることから、都市計画のあり方を考えるチャンスがあり、線引きの見直しといった意見表明のあるなしや、この件に関する世論といったものについて行政としてどのようなものを把握されているのか伺ったはずであります。

線引きする、線引きしないことで生まれるさまざまなメリット、そしてデメリットについて、行政としてどのように考えているのか。今後の弥富市の輝かしい未来を創造し、予想される社会情勢の変化にどのように対応して、自分たちの意思でどのようなまちづくりを進めていくのか、答弁いただきたいと思います。

また、線引きの見直しの具体的な進捗状況について状況を報告していただければと思い、また線引きの見直しに関して市民の皆さんがどのような考えや意向を持っておられるのか、現在把握されている状況で結構でありますので、あわせて報告をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 梅田都市計画課長。

○都市計画課長（梅田英明君） 御答弁申し上げます。

市街化区域への編入を前提に、平成27年度より車新田地区のまちづくり勉強会を進めてまいりました。平成30年8月に、土地をお持ちの方を対象に、所有地の利活用意向やまちづくりへの御協力の意向等を具体的に知るため、意向調査を実施しました。この意向調査の報告会を平成31年2月に実施しました。また、平成31年4月には、世話役人会が車新田の農家の土地所有者を集め話し合いを行い、まちづくりの検討を進めていく方向を確認したと聞いております。

平成30年8月に実施した意向調査の概要は、配布数113世帯、回収数84世帯、回収率約74%でした。

まず、土地の利活用意向の設問について、所有地の利用状況が農地の方では、「現在の土地利用を続けたい」約33%、「他の土地利用に変えたい」約17%、「他人に貸したい」約22%、「売りたい」約16%、「その他」約12%でした。

また、所有地の利用状況が宅地・雑種地の方では、「現在の土地利用を続けたい」約59%、「他の土地利用に変えたい」約12%、「他人に貸したい」約10%、「売りたい」約12%、「その他」約7%でした。

まちづくりへの賛同意向の設問について、「賛同かつ協力したい」約28%、「賛成だが協力は条件次第」約39%、「宅地以外なら協力できる」約4%、「反対だが協力はする」約10%、「反対かつ協力もできない」約7%、「不明・無回答」は約12%でした。条件次第としながらも、賛成と回答した方を合わせると、約67%の賛同を得ている結果となりました。

反対と回答した約17%の方の反対理由の主なものは、「現在の土地利用を続けたい」「希望通りの土地利用ができるのかわからない」「税金が上がる心配がある」でした。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高貴君） 今、都市計画課長のほうから、本年2月に実施した調査、また4月に世話人役員会が車新田の農家の土地所有者を集めて、まちづくりの検討を進めていく方向を確認したということであります。これは、市街化に向けて地域が固まってきたという話であります。

そして、いろんな回答の結果を今報告していただきましたけれども、条件次第としながらも車新田の市街化について賛成と回答した人が、合わせると67%の賛同があったという報告があったわけであります。しかし、反対と回答した人も17%あったということであります。

これは、このアンケートの結果からいって、この車新田は市街化に向けて進むであろうというふうに判断していいわけですかね。部長、教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

まだ意向調査の段階ではございますが、このように前向きな意向のほうを示されております。市としましても、弥富駅ですとか、病院ですとか、そういった公共施設にも大変近い地区でございます。ですから、市のほうとしましても、この地区を積極的に市街化区域に編入するために、区画整理事業を後押ししていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高貴君） 車新田地域が市街化に向けて様相が変わってきたという報告であります。安藤市長、この車新田が今後どのような構想でまちづくりを進めていくか、市長のほうから答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 車新田地区においては、昨年度に実施した詳細な意向調査により、まちづくり実施に前向きな意向も寄せられておりますし、また、ただいま答弁させていただいたとおりでございます。

しかしながら、整備後に考えられるさまざまな心配や整備に関する情報がまだまだ不足しており、ためらわれている方もお見えであると感じておるのが事実であります。

市といたしましても、この不足している情報を少しでも補完するとともに、次のステップである組合土地区画整理事業に向け、愛知県と協議に入りたいと考えており、協議に必要な図書の作成を進めてまいります。

今後も、まちづくり実施に向け、関係者との話し合いを継続していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 車新田が市街化に向けて動き出すということでもあります。次のステップである組合土地区画整理事業に向けて、愛知県と協議に入りたいという市長の答弁でありました。愛知県といえば、安藤市長のノウハウであります。スピード感を持って、今、車新田の市街化に賛成された高齢者の方が健在なうちに、確実なまちづくりが進むように御尽力を願います。

そういうことを要望して、質問を終わります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

本日は、通告に従いまして、2点質問させていただきます。

第1点目は、小・中学校児童・生徒の暑さ対策についてであります。

昨年は猛烈な暑さとなり、日本全国では軒並み最高気温を更新いたしました。その中で熱中症になる児童・生徒が多く見られました。そして、学校行事の中であってはならない、子供のとうとい命をなくすという事例がありました。

各地の小・中学校ではエアコンの導入を急ぐことになり、本市においても、9月ではありましたが、近隣市町村に比べ、いち早く3中学校で実際に使用することができました。中学生の感想を一部聞きましたが、それはそれは快適であり、学習にも力が入ったということがありました。

小学校でもエアコンをという声が全国的に起こり、政府は補助金をつけるということ約束しました。

そこで本市では、昨年11月臨時議会で補正予算が議決され、エアコン設置が6月までに行われることになりました。この夏には小学生も快適な環境で学習することになっておるはずですが。現在、6月に入りました。小学校のエアコン工事の進捗状況について、お伺いをしま

す。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 工事の進捗状況についての御質問でございますが、1月に工事契約に係る議会議決をいただき、春休み前から本格的な工事が始まりました。学校と協力し、春休み、ゴールデンウィークを中心に土・日の工事により、5月52日現在、室内機・室外機の設置が終わり、電気配線も終わっているところでございます。各校多少差はありますが、キュービクル周りの土木工事や仕上げ作業が残っている状況でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ことしも5月段階で、あちらこちらで熱中症が出ております。ただいまの答弁をお聞きし、6月中に全小学校のエアコン設置が完了しそうでありまして、大変うれしく思います。

使用に当たってはいろいろなルールがあるかと思いますが、主にどんなルールがあるのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 使用に当たりましてのルールについての御質問でございます。

初めに、使用期間については、基本的には、昨年度、中学校において運用したように、冷房については7月から9月、暖房については12月から2月で、使用期間前後でも暑い日や寒い日は校長の判断で使用可能とさせていただいております。

また、設定温度につきましては、冷房で27度とし、暖房は設定温度をお願いしておりませんでした。各学校17度で運用させていただきました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはり子供のことでありますので、勝手に使わせるということは問題があると思います。特に体育の授業等で空き教室になる場合はしっかり消すということが、電気代を抑えることにもなるんじゃないかと思います。電気代もばかにならないわけです。小・中学校で新たにエアコンを使うことによってかかる電気代は幾らぐらいと試算してみえますか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 電気料の試算についての御質問でございますが、小・中学校におけるエアコン使用に伴う電気料の予算については、中学校はエアコン設置後1年を通して使用していないこと、また小学校は前年度実績がありませんので、中部電力株式会社の試算をもとに積算しております。

本年度予算で、エアコン分の電気料としましては、小学校費で681万7,000円、中学校費で

395万9,000円を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 小・中合わせて1,000万円を超えるというところですね。

各個人の家庭でも、エアコンを使う時期には電気代がはね上がるわけですね。そうかといっても、余り濫い使い方では設置した意味がありません。そこは大人である教職員がしっかりと管理をしていただきたいと思います。

ところで、各小・中学校には既に各教室に扇風機が設置してあるわけですが、その扇風機の扱いはどうなるのでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 扇風機の使用についての御質問でございますが、小・中学校の各教室には4台の扇風機が天井に設置してあります。エアコンの効率的な利用のため、扇風機を同時利用することを各校に通知しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私もその使用方法がベターだと思います。

今ある扇風機も、長い間の懸案事項でやっとなつたものであると思います。扇風機がついた歴史は、そんなに古くはないと思います。ここ10年くらいじゃないでしょうか。したがって、まだ新しいといえば新しいわけです。廃棄では余りにももったいない気がします。エアコンと扇風機両用でやっていただければ、扇風機の価値も上がるわけです。

暑さ対策とちょっと違いますが、冬場はどうでしょう。エアコンでありますので、冷暖両用かと思います。これまで各校にはストーブがあるわけですが、このストーブの扱いはどうなるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） ストーブの使用についての御質問でございますが、設置したエアコンは冷暖房用でございます。冬場は暖房として使用します。ストーブについては、エアコンの設置のない特別教室や体育館などで使用する予定でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ストーブも効果的に利用していただけるようで、安心をしました。

再び暑さ対策に話を戻します。

これは以前に出たことでありますが、児童・生徒の水分補給について再確認をさせていただきたいと思います。

一日の学校生活の中で、子供たちの水分補給はどうなっているのかをお教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 児童・生徒の水分補給についての御質問でございますが、基本的

には学校生活のほとんどの場面で自由に水分補給できるようになっております。休み時間のもとより、授業中でも先生の指示や体調によっては、児童・生徒の判断で必要に応じて補給するように指示しています。また、放課の時間に運動場から戻ってきたときや下校で帰る前に水分補給をさせるなど、子供たちに積極的な補給を呼びかけています。

小まめな水分補給が熱中症予防の基本です。学校では、その点を強調しつつ、熱中症予防に努めております。中学校の部活動についても、暑さと生徒の健康状態に配慮しつつ、水分補給を確保しながら活動するよう通知しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 水筒持参オーケーということで、これは以前からですが。中には、水・お茶以外、スポーツドリンクも認められてくるようになりましたが、水筒の中身はすぐにからになってしまいそうであります。水筒を持参しない子もいるんじゃないかと思いますが、学校の水道水は飲めないんでしょうか。また、飲んでいる子はいないんでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 学校の水道水についての御質問でございますが、水道水は飲用できます。基本的には、各自の持参するお茶やスポーツドリンクで水分補給をしていますが、持参したお茶等がなくなった場合は水道水で水分補給をしています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は以前から、今も水道水を飲んでおります。子供たちの中にも、飲んでる子は幾らでもいると思います。水筒のお茶だけでは足りない子は、やむを得ないことだと思います。

ここで話を変えさせていただきます。

昨年の夏をもう一度思い起こしていきたいと思います。とにかく猛暑日が続きました。全国の中では、夏休みを前倒ししたところもあったやに思います。本市でも、出校日は早く下校させたのではなかったでしょうか。約40日間の夏休みの中で、たった2日間の出校日であります。少し以前は4日間ありましたが、この2日間も家族旅行等で結構欠席が多くなってきているのではないかと思います。

間もなく夏休みです。どんな対策を考えてみえるのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 夏休み期間についての御質問でございますが、夏休み期間を前倒しすることは今のところ考えておりません。

次に、出校日については、確かに休まれるお子さんも幾らかお見えになりますが、本年度

も海部地区教育事務協議会で2回と決められております。ただ、暑さ対策として、昨年同様、出校日の在校時間の短縮に努めてまいります。場合によっては、出校日を中止することも考慮に入れております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） そのときになってみないとわからないという面もあると思います。特に、ことはエアコン使用の中でということになります。しかし、プール開放はどうでしょう。学校ごとに違うと思いますが、どんな状況かを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） プール開放についての御質問でございますが、プール開放を行っている学校は少なくなっています。昨年度は3校が実施しました。本年度は2校の実施予定です。登下校中の暑さなどへの心配が主な減少の要因となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 確かに昨年度は暑過ぎて、プールを中止したこともあったやに聞いております。それも水温と気温を足して65度以上だと中止するということだったと思いますが、少し以前なら考えられないことであります。水温が低いから入れないということはよくありました。プールは暑いから入るものだからです。それぐらい異常気象になっているということでしょう。いずれにいたしましても、水泳は命にかかわることでもあります。注意深く決断することが大切かと思えます。

さて、エアコンのきく教室となります。その快適な教室で、夏休み中に補充学習等を行う学校はあるのでしょうか。また、教育委員会として、そのようなことを進める計画はあるのでしょうか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 夏季休業中の補充授業についての御質問でございますが、従来から可能な範囲で補充学習を行っている小学校が2校あります。新規に実行する学校にとっては、登下校中の安全をどのように図っていくかは課題であり、ましてや熱中症の心配があります。さらに、教員は夏季休業中とはいえ、各種会議や研修会等の予定を数多く組み入れます。また、年次休暇等の取得を促進しなければならない事情もあります。さまざまな調整を要するところでございますが、今後、各学校の実情を把握しながら、可能性について図ってまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も登下校のことを心配します。通学団で来ることもできません。安全面から考えると、難しいということは私にもわかります。こんなときこそ「きんちゃんバス」を考えるのも一つではないかと思うんですが。

最後に、またお金のかかる話になります。これも以前、一般質問で出たかもしれません。
小・中学校体育館のエアコンについてであります。

今や体育館は、夏場の体育学習のほか、全校朝礼、終業式・始業式、中学校での文化祭等にも使用されます。夏場の体育館は、まさに蒸し風呂と言ってもいいぐらいです。大変お金のかかることではありますが、全国の設置状況、本市の将来について、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 小・中学校の体育館へのエアコン設置についての御質問でございますが、文部科学省の平成29年度公立学校施設の空調設置状況調査の結果によれば、体育館、武道場等の全保有数3万3,966室のうち、空調設備を設置している部屋数は406室で、設置率は1.2%です。

本市については、平成30年9月議会でも御答弁させていただいておりますが、現在、校舎等の長寿命化改良工事の計画が実行されており、本年度は桜小学校の工事に着手しております。今後も他の学校を順次行わなくてはなりません。まずは、限られた予算の中で将来への大きな事業を進めさせていただいておりますので、現在、体育館へのエアコンの設置計画はございません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 体育館のエアコンはまだまだという感じがします。

最後になりました。これまでのことを聞いていただいて、市長の総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議会や学校現場から多くの御協力をいただき、昨年度は市内全中学校、本年度は市内全小学校でエアコン設置ができるようになります。まことにありがとうございます。

中学校からは、昨年度来、とても助かっている、ありがたいですとの声が届いています。この夏の小学校の稼働時には、また子供たちの笑顔が見られそうです。

エアコンは、熱中症予防に大きな効果があります。これまでは汗をかきながら教室で勉強をしていた子供たちにとっては、本当にうれしいことだと思います。効果的に活用して、熱中症予防を含めた学習環境の充実につなげていければと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

何といたしても、本市から、学校教育の中で熱中症で死亡するということが決してあってはなりません。十分な安全配慮をしていただくということをお願いして、私の1つ目の質問を終わりたいと思えます。

続きまして、2つ目の質問、新年度老人福祉について質問させていただきます。

昨今、老人という概念が大きく変わりつつあるように思います。これは、意図的なのか、現実のことなのか、よくわかりません。社会的にも、年金をもらえる年齢が65歳になったり、定年が延びたりして、60代の多くの方が、私はまだ老人ではない、だから福寿会にはまだまだ入らないと言います。また、現実でも、70代、80代の方でぴんぴんしてみえる方もたくさん見えます。平均寿命、健康寿命も延びている一方、家庭の中では既に50代でおじいちゃん、おばあちゃんと呼ばれてみえる方もいます。

国のほうでは、75歳以上を後期高齢者と呼び、区別をしております。しかし、これは大変個人的な差異があるようであります。最近、頑張って健康寿命を延ばそうという方も多くなりました。私も、ふれあいサロンに出ておりますが、出席される方は90歳近くでも大変元気です。やはり出席されない方が心配であります。ひとり暮らしの方の出席率は少ないように感じます。

私は2年前の9月議会で、ひとり暮らし高齢者の世帯数を聞きました。1,811世帯でした。高齢者だけの世帯は1,753世帯でした。今はもう少しふえていると思います。それぞれの世帯数を教えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 平成31年4月1日時点の数は、ひとり住まい高齢者は1,974世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯数は1,830世帯となっています。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはりふえておりますね。このままいきますと、もっともっとふえると思います。高齢者2人世帯は、いつかは1人世帯になる場合が多いと思います。病気になったり動けなくなったらどうなるのか。私は最近、身にしみて考えております。そこが知りたいと思います。ひとり住まいで病気になったり動けなくなったらどうなるんだということをお答えいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方には、緊急通報システムの貸し出しを行っており、ボタンを押せば、直接消防署とつながる仕組みになっております。

民生委員が、ひとり暮らし高齢者のお宅を訪問し、福祉票を作成し、緊急時の連絡先などを確認しております。また、ふれあい昼食会などの行事のお誘いなどをしながら、見守りを行っていただいております。

ほかに、88歳の節目にケアマネジャー等が訪問するお達者訪問を実施したり、配食サービ

スを利用している方の場合は、業者が宅配中に異変を感じたときには、市に連絡を入れてもらうようになっております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ひとり住まいの方にも、いろいろな事情、歴史があると思います。私自身も、いつ一人になるかわかりません。しかし、心配をしてくれる人、面倒を見てくれる人が近くにいる方と、全く天涯孤独という方も見えると思います。市としては、そういう一人一人の方の家庭環境は把握をしてみえるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 民生委員が、ひとり暮らし高齢者のお宅を訪問し、福祉票を作成していただき、情報の収集に努めてはいただいておりますが、市として一人一人の家庭環境について全ては把握しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 確かに、正確な人数を把握することは難しいんじゃないかと思います。プライバシーの問題で、家の中まで勝手に入っていけないという壁があります。

災害時の避難で、このような方々をどうするのかという議論がありますが、私は日常の問題だと思っております。このことは、自治会、自主防災会等、いろいろ関係してくると思います。今こそ地域の力、コミュニティが大切だろうと思います。こうなったのは自分の責任だということでは解決になりません。行政の力で孤独死などということを防いでいかななくてはなりません。

健康寿命を延ばすということがよく言われます。その反面、敬老という言葉が薄れているような気が私自身します。ことし9月16日は敬老の日であります。この祝日ができるころは、まさに敬老の心を持った人が多かったように思います。各市町村でも敬老の行事が多く持たれました。本市でも本当に多くの敬老事業が続いております。私はこの敬老行事、事業を鈍らせてはいけないと思っております。

このたびの予算では、大幅な訂正がなされましたが、敬老事業の縮小が出てきておるような気がします。一つずつ確認をさせていただきます。

まず、長寿記念事業についてであります。これは100歳以上の方へのお祝いというのがあるろうかと思いますが、予算額は昨年度30万円から本年度9万9,000円ということですが、どうということになっているのか、細かく説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 平成30年度までは対象者を100歳以上とさせていただいたものを、数えて100歳の方限定にしたた

めです。

平成30年度の予算額ベースで対象者を37名、記念品は6,000円程度のかけ布団、額縁1,600円と写真600円をお渡しさせていただきました。今年度は、予算積算時点ですが、対象者を12名、記念品につきましては同じ内容で考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 長寿の方を市を挙げてお祝いすることが、これから長寿を目指す方、若い方たちへの励みになるんじゃないかと思えます。市全体の予算から見れば、わずかとは言いませんが、影響は少ないわけであります。これからもぜひ続けていただきたいと思えます。

また、敬老事業委託料というのがあります。これは長島温泉へ80歳以上の方たちの招待が主だと思いますが、昨年度予算833万から、ことし691万となっております。これはどういうことなのでしょう、答弁をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 減少の利用といたしましては、88歳の米寿のお祝いの記念品の額を見直したことで、金婚式の記念品をなくしたことが減少した理由です。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私自身、金婚式に出られるかどうかわかりませんが、該当の方には、しっかりと祝意を申し述べたいと思っております。

次に、単位老人クラブ支援事業についてお聞きします。

昨年度579万が本年度562万ということですが、これはお聞きしますと、老人クラブが減ったからだということでありました。1単位老人クラブ8万4,000円の補助でありますので、昨年度と比べて2つ減ったこととなります。何か毎年減っているように思いますが、現在その数は幾つで、一番多いときと比べてどうなのでしょう。また、減ってきている理由をどのように分析してみえますでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 手元に残っている資料で、平成22年のクラブ数が75、平成30年9月末時点で67となっております。

減少の理由としては、新規会員の減少と役員のなり手不足のため、同じメンバーでそのまま年齢だけスライドしている状況のため、活動ができにくくなっていると聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 8つも減っておるということですね、ここ最近。各福寿会には、それぞれの事情があるかと思いますが、何とか食いとめられないものかと思えます。

しかし、ふえてきているものがあります。それは、ふれあいサロンであります。予算額も244万から294万にふえました。ふれあいサロンの状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 令和元年5月時点で、23地区で行っていただいております。内訳は、事業所系が5カ所、地域主導系が18カ所となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私どもが出ておりますふれあいサロンには、新しい方々も時々見えます。しかし、ひとり暮らしの方はなかなか見えないと思いますね。友達が友達を呼ぶということですが、友達がいない方は誘ってもらえません。性格的なものもあるわけですが、なかなか難しい問題だと思います。

さて、各福寿会では、年に1回から3回、日帰り研修旅行を行っております。できるだけ参加費用を抑えるために、市のバスを利用しているところが多いわけです。行ける距離もほとんどんふやしてもらっております。しかし、1単位クラブ年2回までということですが、年3回行っているところは、何とか年3回にという声があります。そのあたりはどうでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 福寿会は現在67団体あり、年2回ずつ使用していただいたとすると、年間で134日の使用日数になります。市有バスは、市の公務での使用などもあるため、公平に、かつ希望日程で使用できるようにすることを考えますと、年2回の使用が適切な回数であると考えております。

また、市有バスを利用し、参加人数が多く、2台目以降を有料により民間のバスを借りた際の補助を、平成30年度から、バスの使用回数に合わせて1回から2回に見直しをさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 3回やっている福寿会は、そう多くないと思います。もし市のバスがあいているのなら、前向きに検討していただけるとありがたいと思います。

最後になりました。総合福祉センターの所長人事について、お伺いしたいと思います。

昨年度までは所長という方が市の職員として見たわけではありますが、本年度は介護高齢課長が十四山総合福祉センター所長もあわせて3つを兼務してみえるわけですが、どうしてそうなったのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

総合福祉センター所長の兼務でございますが、現在、平成30年度末に定年退職をいたしました元総合福祉センター所長を再任用職員として配置しており、当該職員は所長の経験もあり、施設の管理業務等にも精通しております。

なお、十四山総合福祉センターにも、現在は元職員を再任用職員として配置しております。そうしたことから、再任用職員には管理職としてのセンター所長は任命できませんので、介護高齢課長に兼務をさせたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 総合福祉センター管理運営事業の予算は年間約7,000万円余り、十四山総合福祉センターの予算は2,600万余りであります。この2つの管理運営、さらには大もとである介護高齢課のまとめとしてやっていくには余りにも大変だと思います。もしできたとしても、どこかにミスが生じるような気がいたします。仕事量や責任ということから、いま一度考えていただく必要があるのではないかと考えておりました。

最後になりました。本年度の老人福祉行政について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 老人福祉行政につきましては、3月議会の折にもありました敬老事業や長寿記念事業につきましてどのような形を行うか、どこまでを対象者とするかなどを、議会を初め福寿会等に御意見をいただきながら方向性を決めていきたいと考えております。

また、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを尊厳を持って最後まで続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいりたいと考えております。その中で、先ほど議員の質問にもありました、ひとり暮らしの高齢者に対する対策の一つでもあります成年後見センター、仮称ではございますが、令和2年度設置に向けて、蟹江町、飛島村と3市町村で進めてまいりたいと考えておりますので、その点につきましても議会等の御理解と御協力を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございました。

このたび出されました総合計画の中にも、ひとり暮らし高齢者の生きがいづくりや居場所づくりに関する取り組みが課題となっているとあります。人間、誰もが老人になります。もちろん、他力本願だけではだめだと思います。元気を維持するために頑張ってみえる方はたくさんいます。元気なまちは老人が元気ということだと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時50分 休憩



午後3時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） じゃあ質問させていただきます。

まず、都市計画の課長が開発部長になってみえるので、農地とか都市計画、あるいは事業、あるいは法律、憲法というのはよく御存じだと思うので、大野開発部長だけにきょうは聞きますので、よろしく願いをいたします。

1点目ですけれども、尾張建設事務所ね。これは県の職員なのか、どこの職員なんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

尾張建設事務所の職員は、愛知県の職員でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 県の職員ということがよくわかりました。

都市計画法の43条は、どのように明記されておりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

都市計画法第43条には、何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ建築物を新築、改築できないとございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 都市計画法43条は、6までありますけれども、これは今の日本国憲法に当たるのか、何に当たりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 都市計画法は、国の最高法規でございます憲法の基本方針に基づき制定された法律でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、ここに中日新聞がありますけれども、この中日新聞に、こういうふう書いてあるんですね。皆さんはわかるけれども、こういうふう書いてあります。平成29年の1月23日にこう書いてあります。計画だけで逮捕されるという懸念ということが書いてありますね、大きく。3枚ありますから、もうちょっと待ってくださいよ。

これは共謀罪。これにつきましては、当時、公明党と、今は連立ですけれども、この中に676から300強になっていることが書いてありますね。ここに創設法と書いてあります。こ

の創設法についてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 共謀罪とお聞きしますと、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則に関する法律の中の6条の2に規定されていることかと思いますが、その中に、今、議員のおっしゃった創設法というものが入っているかどうか、私は存じ上げておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 創設法には、話し合っても……、今、書いてありますけれども、こういうのが中日新聞に書いてありますね。これも平成29年ですから、なかなかわかりにくいところもありますけれども、これは平成17年に書いてありますね。17年に、こういうふうに共謀罪というふうな法案が自民・公明で多数で成立しておるわけね。こういうのがあって、平成29年ですから、なかなか忘れ切ってしまうところもようけあると思います。

そうすると、先ほど聞いた県の職員ということになると、県の職員と開発部長はどのような会話をされたか、その記録はありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 県の職員と私が会話をしたというのは、どのような件に関してでございましょうか。それがちょっとわからないものですから。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 先ほどあなたが言ったように、都市計画法43条は憲法に当たるということになる、犯罪になるんだってね。犯罪を2人以上で話し合うということになると、これは当然、犯罪になるわけね。こういうのは皆さん方もわかると思いますけれども、中日新聞にきちっと書いてある。中日新聞は、確かな新聞で書かれておるわけね。

そうなってくると、我々が読ませていただいている新聞が確かな新聞であれば、今のところについては適用されるということが出てくると思うんですね。これは私どもがやるわけじゃありませんので、今後、これについては、私どももっと研究しながらしてやりますけれども。

この中で、このワードの違法建築ということであるわけね。このワードが2年近くあるわけね。弥富市は、今、開発部長が言われるように、違反があっても注意だけで、この2年間を済ましたということになるけれども、これについてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） その件の違反建築に関しましては、昨年7月末であったと思います。農業委員会のほうから、こんな建物が建っているよと、そういう報告を受けました。その日の同日に、先ほど言われました尾張建設事務所の弥富市担当の方に相談のほうを申し上げております。それ以降、市としましても、その業者の方に対して訪問もいたしましたし、

電話のほうも何度かさせていただき、是正をしていただくようにお話しさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 当時は私も農業委員会の副会長をやらせていただいておりますし、それから佐藤高次議員も農業委員、それから三浦議員も農業委員ですけれども、その中では2年前から、できるときから何度も何度も言って、当時は開発部長、今の事務局長がやってみえたので、そのときから言うおわけね。都市計画法というのは一体何のためにあるのか。ここには、もともと建物は建たない。それから、そこでは塗装とか、そういう事業をやらなないということですね。これは会議録に載っておるわけね。それは当時の開発部長が言われたわけ。それが会議録に載って、先ほど言った佐藤高次議員や三浦議員も聞いておるわけ。また、それについての会議録もあります。

そうすると弥富市は、建築確認をしなくても、先に家を建てておいて、後からそういう申請を出せばいいということになっちゃうわけですけれども、これについてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 2年ほど前からというお話ですが、もともと市街化調整区域でございますので、そちらのほうで農振除外であったり農地転用という手続が必要になってまいります。その際に、当時の担当の者が、塗装ですとか、そういったものについて確認したところ、そのような工程はないということでしたので、そういったお話をさせていただいているものだと思っています。

また、そのような建築ができるのかということでございますが、市街化調整区域でございます。その場合には、一般的には適用除外となるようなものを除きましては、開発許可、または今回のような建築許可を取得していただく必要がございます。その後、建築確認申請をとっていただき、建築という行為になっていくのが一般的でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 開発部長は、日本憲法はいつから知ったんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 小学校のときに社会科の授業で習ったかと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 日本憲法を知りながら、都市計画課長やら、それから今回は安藤市長からされて開発部長になったわけですね。そうすると、こういうものを知りながらやっておるということになると、市民はどこを安心してどうなる。ここには中学校があります。弥富中学校は、平島にあった中学校を大藤に持ってきました。これもお願いをして。そこには安全性があつたり、環境的にもよい、空気もよいということでしたわけなんです。その中

で塗装したり事業をやる。最近は何もするというようになっておりますけれども、ここに何回行きましたか、あなた。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 議員のほうから、そのようなお話を聞きまして、少なくとも三、四回は現地のほうに行っております。しかし、私が行ったときには異臭であるですとか、そういった騒音のほうは確認ができませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 当然行かれれば、筆記もされておると思います。向こうの意見もあると思う。そのやつを出してください、一遍。どういう話をされたのか。県なんかに行くと、県でも警察でも行きますと、必ず筆記してくれます。私どもがお願いをしたり、そしてこういうのをしてくれというときには、必ず行政機関は文書をつくっております。だから、つくっておりますから、大野開発部長も市の職員ですから、当然3回か4回行かれたなら、そこでどういう会話をされて、どういうふう撤去するという話があるのか、いつまでにするのかということをしなさい。

先ほど言ったように、中学校の子供さんは、これから大きくなってくる。健康的にも、そういう障がい、先ほども議員の中から障がいのこともありましたが、そういう悪い空気を吸えば、南側にあります。南側にあるということは、当然、中学校の窓もあけます。そうなってくると、どうしても子供さんに影響を与える。そんなときに、高校へ行ったり大学、あるいは社会に出たときに障がいを与えるようなことではいけないので、あなたが憲法をよく知っていて、こういうことをやられているということになると、県の職員ということも、私も今、念を押しましたから、これについては愛知県警にも私は行ってきました。愛知県警から蟹江署にも連絡が行き、蟹江署が二、三回、そこに行っておるという話です。

これにつきましては、うちのほうが県警に行ったとき、弁護士を連れて行ってきましたから、その書類を全部書けということで警察からもらっております。どういうふうに私どもが質疑した、あるいは答弁をしたということでやっておりますので、これからはそういうのも含めて、きょう聞いたことに対しても記録がありますので、これを持って、また弁護士のほうにお話をしながらしてやっていきますので、これについては。

あなた方が、憲法に違反している。先ほど言ったように、中日新聞にこれだけ大きく、計画的でもだめなの。2人で話し合ってもだめということが、ここに書いてあるわけね。そして、この中日新聞は一体どういう新聞なんだと。我々は、中日新聞は地元の新聞ですから、安心して読むわけね。読む中で、こういうことがあるわけ。ちゃんと皆さん見てください。新聞やニュースというのは、我々が知恵をする、そういうことでありますので、大野開発部長、県のほうに行くなり、憲法に違反すれば、当然警察に行けばいいわけなんですね。こう

いうことを含めて進めてください。わかりましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 組織犯罪の関係の法律でございまして、そこの中の2人以上で計画したもの、また準備段階のもの、そういったものを定めている法律でございます。それが、今回の行為が、どのような行為が法に適用されるのか私のほうではわかりませんので、法律の専門家でもございせんので、その辺は御容赦願いたいと思います。

それと、どんなお話かということなのですが、我々としても、そういった違法らしいものがあるということで、愛知県の方にも相談してございます。また、愛知県の方にも、県の監査要領に従いまして、今、指導しているところでございます。その内容について我々もお聞きしたいということで問い合わせをしたんですが、個人情報にかかわるということで、それが聞けない状況であることをお伝えしておきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） さっき終わろうかなと思ったんですけども、今の創設法というのはテロだけではありません。テロに限りませんと書いてあります、新聞には。計画をした憲法に違反する人は、これに値するということなんです。だから、あなたが言うように、警察とか相談したという話ですけども、実際にしてこういうのを見せてあげてください。あなたは読んだことがありますか、こういうの。ただあなたは、平成29年ですから、少なくともあなたが都市計画の課長をやっておったときからわかっておるはずですよ。そのために都市計画法第43条というのがあるわけなんですよ。知っておりながら、これをしておるといことになるわけですよ。そうじゃありませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 先ほども申し上げましたとおり、先ほどの法律の中に創設法というものが書かれておって、それに抵触するかどうかというのは、ちょっと私のほうではわかりかねます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） こればかり言っておると時間がなくなりますから、あなたの発言については、後で事務局から会議録をもらって、また弁護士と相談いたします。

次になります。

土地改良区に一般会計から13%の補助金を出しておりますね。これにつきままして、今、13%ですか。何%ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 土地改良区への補助金というのは、幾つか種類がございまして。その中で13%の補助金というものがどれを指しているのかちょっと不明確ではございまして、

土地改良区への補助金ということで事務費補助でございますが、そちらに関しましては、今年度は1土地改良区当たり150万を支出予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 13%というのは、昨年聞いたわけね。当時の服部彰文市長、この人に聞いた数字が、この13%なんですね。それから、海部土地に聞いたときも、こうなんですね。そして、ここにありますが、これを見てもらうとわかりますけれども、これは当時、平成23年度、このときに議会に報告したやつがあります。この中には、弥富市の中から、弥富土地、鍋田土地、十四山土地、各土地改良区に、毎年事業費の補助金として650万払っておりますね。3つ合わすと1,950万になっております。これにつきましてはどういうふうになっていきますか、金額。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 平成23年度当時の議会の答弁では、今、議員がおっしゃられたように、3つの土地改良区に650万を各土地改良区に出してございまして、合計1,950万円でございます。そちらのほうは事務費補助として出ささせていただいてございまして、今年度は、先ほど言いましたように、1土地改良区当たり150万円、合計で450万としておるものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 平成23年8月5日、ここに書いてあります。皆さん、わかりますか。これが芝井土地改良区ということで、海部土地には賦課金として2,910円、それから巻き上げ機の排水量というのは1万3,170円、それから排水機の負担金として9,850円、こういうふうに書いて、私の支払うやつが、家庭排水の協力金として3万720円と書いてあります。これは、くれたんですけれども、この中に私の面積は幾ら分でどうなったという答えが出てこんですね。言ったんですけども。これはどうなっておるのかなと思って、この辺。3万円も払っておる。答えが出てこんだ。土地改良区からくれたやつ、請求書として。これはどうなっておる。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） そちらの今の資料を見ないとよくわからないんですが、土地改良区のほうから賦課金としてお願いしているものを請求させていただいておるんだと思いますけれども、各土地改良区によりまして、賦課するものが、また名称等も変わってくるものですから。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 前にも聞いたんですけれども、この土地改良区というのは、ある人に聞いたら市の職員だとかいう話も聞いたんですけれども、これはどこの職員なんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

土地改良区は、土地改良法に基づく土地改良事業を施行することを目的とした法に基づいて設立された法人でございます。認可のほうは愛知県がしておるものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市の職員だなということはわかるわね。そうすると、我々が土地改良区というのは、農業者は土地改良区の組合員であるのかないのか、ここはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） その区域内の土地をお持ちの方は、土地改良法によりまして、農家の方は組合員となります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうなると、私どもも農地を持ってしておるんですけども、現在だと8万平米ぐらいありますから、坪数にすると2万4,000坪ぐらいありますけれども、決算書は一遍も見たことがないんだな。組合員だと普通は、今の区費でもそうですけれども、市の税金でもそう、あるいは土地改良も、こういう皆さんから集めた金は公金に当たるわけですね。この辺のところはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 組合員から集めましたお金というのは、適正に執行する必要がございますので、総会もしくは総代会等で議案としてお諮りをするものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 公金じゃないと、お金を集めると、出資法とかいろんなものに、法律にひっかかるわけね。組合員というのは、今言われたように、組合員だから農業者がそこに負担金を出すと。決算書が一遍もないんだわね。これはどうなっておるのかなと思って。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 土地改良区は、組合員の方が100名以上の場合は総代会という組織を設けることが法律上できることになっております。その関係で、土地改良区の決算書が総代会の議案で総代のほうに配付されております。ただし、各土地改良区にお聞きしますと、総代以外の組合員の方でも決算書を御希望されれば配付は可能ということは確認してございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 組合員ということは、総会をやるときは必ず連絡せないかね。それは組合員だからね。総代会だけでやるわけじゃないもんね。そういうものもちゃんとしたことをやっていただかないと、なぜかという、先ほど言ったように、昨年、服部彰文前

市長に聞いたんですけれども、13%の金が一般会計から出されておるということは、農家をやっていない方、農地をやっている方、この人方もみんな負担金を出しておるわけね、市税から出すわけだから。当然、今の農家じゃない人は、どういってお金がこれだけ要るんだということになるわけ。13%の金を、きちっとした明細を出さないと、今後、別の話ですけれども、介護の保険とか、いろんなものになったり、いろんなものが出てきます。事業も出てきます。こういうものになると、きちっとしたことを出してあげないと、農家以外の方が不満に思っておると、安藤市長の中の行政のお手伝いができないということになってしまうので、市民と行政と仲よくしてやる方法は、会計をきちっとして出すということも大事なことから、これを含めてやってください。

それから3番目、農地の土地利用というのがありますね。あなたが中日新聞を読んでいないと言うから、中日新聞をこういうふうにコピーして、あなたに明くる日に上げたね。朝早くに上げたから、おらなかった。これは江南と岩倉、この地域の農地活用ということが書いてあります。ここの中にあるんですけど、中日新聞で。この新聞は平成31年の4月18日、中日新聞の尾張版ということで書いてあります。ここの中でするのは、県条例の34条の14というのは何が書いてありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 県条例の34条でございますか。

○16番（大原 功君） 県条例の法第34条の第14項というのがあります。ここにありますが、これについてどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 申しわけございません。条例もいろいろあるものですから、何の34条なのか、また調べさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） わからな、こういうのがあるということ。こういうのがあるから、大村知事のほうも、岩倉、あるいは江南の開発を許可するというので出ておるわけです。愛西市でもあります。弥富市の場合が、もっともっと努力していただいて、2022年には競馬場がオープンするというふうになっておりますから、そういうのを含めて、干拓地域のほうも土地改良を商業地域にする、こういうことをしないと、先ほど言ったように、これから農業の負担だけで、なかなかいかないということはあるので、こういうのも含めて、開発部長というのは開発するための部長なんだから。何の目的に開発部長があるのか、ちょっと教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 先ほど新聞の記事、大原議員には情報のほうを提供していただき

まして、まことにありがとうございました。早速、その辺の確認は愛知県の企業庁のほうにも確認させていただきまし、あと岩倉市、江南市のほうの担当部署のほうにも確認をさせていただきました。

開発部長は何をやるんだというお話なんです、開発だけではなくて、農地であったり、観光であったり、下水であったり、いろいろ幅広いわけですが。

また、先ほどの開発の話に戻りますと、多分、都市計画法の第34条の第12号のお話かなと今ちょっと思いました。都市計画法の34条の12号におきましては、愛知県知事が、市街化調整区域内で一定の基準を満たせば開発を可能にするとした条例でございます。それを使って江南市の方は、市の南部のほうの市街化調整区域に企業誘致を進めるために、そういった条例のほうを、江南市さんは事務処理市でありますので、市の条例に区域のほうを定めたということになってございます。ただし、弥富市の場合は、愛知県の条例に区域を指定される必要がございます。

もう一個は岩倉市の件でございますが、こちらのほうも同じく調整区域内で、新聞のほうにも書かれておったんですが、約9.3ヘクタールの工業用地を愛知県企業庁により開発すると、そういったお話でございました。これは、都市計画法の第34条第10号によりまして、基本的な土地利用が、都市計画マスタープラン上に工業用地として位置づけられているですとか、あと幾つかの条件がございます。そういったところで、市街化調整区域内の地区計画を定めて市街化区域内の開発を可能にし、そこへ愛知県企業庁が造成事業をするものでございます。

ただし、市街化調整区域の中の地区計画ですとか、あと企業庁がそこを開発できるかどうか、それぞれ要件がございます。企業庁の要件としては、先ほど言いました地区計画が定められるということが前提であったり、用地取得の見込みが100%、100%同意が地権者の方からとれていることですとか、廃棄物の埋設だったり土壌汚染がないこと、あと資金計画上問題ないこと、あと企業の立地が確実な見通しがあること、そういったものがそろって初めて造成事業が可能となる、そういった制度でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 開発部長、あなたがそれだけ説明するなら、岩倉と江南はどのように努力をして県と話し合ったのか、それを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 愛知県とそれぞれの、今は2つの自治体がいろいろ調整をして、これができていることかと思えます。具体的にどういった話し合いをされたのかというのは、私もそこまでお聞きしておりませんが、市街化調整区域でございますので、農振除外等が生じたりですとか、そういった農地を転用しなきゃいけない行為もございますので、そういっ

たことに対して、土地改良関係の事業で、国の交付金だったり、補助金だったりが入っている場合におきましては、補助金返還ですとか、そういったことが生じてくる可能性もございます。そういったものに関して、いろいろ愛知県等に相談をかけながら、ここまでやってこられたのかと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 開発部長、あなたにはこういう通告書が出してあるけどな。そうすると、県でこういうのがあるということは知っていなきやいかんわけね。先ほど言った法の第34条、あなたが12号と言うけれども、私は14号と聞いておりましたけれども、これは神田知事のときじゃなくて大村知事のときにでかした。知ってみえますか。だから、大村知事になってから、かなり地域の農地の拡大をしなきゃ、そのところの地域の市町村が生活ができないということもあるので、こういうのを含めてやってみえるわけね。だから、あなたに通知を出したときに、この問題は、都道府県知事の基準で認めるということになっておるんだ。

こういうのがあるから、それに基づいてやらないと、いつまでたっても尾張事務所へ行ってしておくよりも、県庁へ行って、直接本庁に行って話したほうがよくわかると思う。この間も聞いたら、尾張建設事務所は、都市計画法34条って何ですかという話もあった。その職員が勉強してなったかならないかしらんけれども、そういう話があった。

だから、やっぱりわからなきゃ、わかるところわかるところへどんどん進まないと、日本の法律でもそうですね。去年までよかったけど、ことしはだめだという、だんだん変わるわけね。お互い変わってくるから、そこは開発部長というのは、地域の産業、事業を発展させていくことを、弥富市が税収もようけいただけます。

だから、こういうことをしないと、農家の方が未登記になったりね。未登記といえば、九州なんかの面積に匹敵するぐらいの面積があるわけね。だから、そういうのを含めて、個人的ですけども、こういうのについても、この間、開発部長に言いましたけれども、できたら、相続税を本当は日本はなくすといいんだけどね。アメリカなんかだと50州あります。ほかの国でもあります。こういうところなんかだと、毎年毎年固定資産税をいただけるから、相続税をいっぱいもらうよりも、そのほうが得という国もあるわけね。

相続税は国が持って行ってまうんですね。固定資産税は弥富市がいただけますから、弥富市へどんどんいただけるような、そういうのも、市長も市長会がありますし、議長も議長会がありますので、こういうのを廃止する運動も弥富から盛り上げると、すばらしい金魚みたいに世界に広がると。こういうこともありますので、研究してください。

それから、次はJRの橋上駅、これについて聞きます。

これは、弥富町時代に橋の図面もつくったね。何回かある。我々議会も見せていただいた。

それから、市になってからもあった。こういうのがあって、構図というのはあるはずですけども、こういうのは議会に見せてくれたけど、あのときは引き揚げていっちゃったんだもんね。だから、こういうのを一遍出していただくという方法はないですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

弥富町時代から、橋上駅のお話というか、弥富駅の周辺の土地区画整理事業、そういったものを含めて基本計画の中で、JRの弥富駅、あと近鉄の弥富駅、それらをデッキというんですか、人工地盤で結んで、さらに国道1号線までそれをつなげるよと、そういった壮大な計画もございました。また、その土地区画整理事業につきましては、平成16年度には、地権者の同意が得られなくて、市として土地区画整理事業の断念をした経緯がございます。

次に、平成11年度には、橋上駅の自由通路を併設した形、それと自由通路だけの場合、そういったものの検討を2案つくりまして、議会のほうに報告をしておったと思います。成果としては、平面図と、あと立面図とパース程度があったと、議会のほうの議事録からは読み取ることができました。ただし、鉄道事業者との約束事とか、そういったものがございませので、それを提示した後、先ほど議員がおっしゃられたように、お返しをいただいております。ということでございます。

次に、合併後に、平成22年度、23年度ぐらいでやりました弥富駅の周辺整備の基本構想を策定してございます。こちらは、鉄道により地域が南北に分断されて、また交通が錯綜しておると。そういったものの解消を目的に策定してございます。こちらもJR弥富駅と近鉄弥富駅をデッキで結ぶものでございました。こちらもこの時点で、自由通路ですとか、橋上駅舎の設計図はなく、平面図だけで、また具体的に事業実施に向けた鉄道事業者と協議がされていないものでございました。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今の橋上駅というのは、公明党の炭竈議員も何回か質問しておるわけね。ほかの議員もされましたけどね。あなたに全協で聞いたら、3年後ぐらいという話だったね、この間。そんなことではいかなので、やっぱり議会にも見せていただいて、議会の案も、市側の案も、お互いにコミュニケーションを結んでやるというふうになれば、3年後というのは、いつ地震が来るかわからんというぐらいの時代ですので。北のほうから南に渡らないかん人もあれば、あるいは南から北へ行かないかん。こういうのがあるので、そういう構図を皆さんで見ながらして、皆さんで議会の中で取り組む。こういうのが安全であるかね。

前は、当時、服部金蔵さんが見えたときに、弥富町のときは、階段だけだと国の補助金と県の補助金が出ないので、自転車で行けるようになると補助金をくれるという話で、たしか

炭竈議員もそう聞いていたと思うのでね。そういうのがあります。だから、そうなると、歩道という格好になるね。階段だと歩道にならない。そうすると、歩道ということになると、補助金をようけくれるという話がありますので、我々も市長を通じて県のほうへ行ったり、あるいは国会議員もまた地域におりますので、長坂国会議員はおるし、酒井議員や見えますので、そういう人にもお願いしながらして、これが続けたり、藤川さんにもお願いしたりということでやっていくと、早くできると思うんだね。

だから、弥富市だけでやろうとなると、どうしても財政が厳しいなんてなるけれども、そういうところと連携する。弥富中学校のときは、当時、江崎鐵磨さんが国土交通副大臣であって、そのときに東京まで行って、議員、炭竈さん行かれたね、高橋君も行かれた。そのときお願いをして、そしてあとは海部さんが前総理大臣。そのときにも海部さんにもお願いをして、あの中学校ができた、早くね。そういうことができるので、そういうのを含めて早くやるようにして、3年じゃなくて来年から工事ぐらい始まるようにしていかないと、駅前も都市下水をやろうと思うと早うやらんとやれえへんよと。そういうのを含めてやってください。

それから、最後ですけれども、市街化の水路というのはどこが管理するんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

市街化区域内の市有地であつたり管理移管がされている排水路については、市の都市計画課のほうで管理をしてございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これから入梅が始まります。それから、今はまだ水が少ないので、ヘドロになつたり、あるいは草がようけ生えております、水路の中に。こういうのも、この間、大掃除のときには、市民の方が水路の中に入って掃除してみえた。なぜ市が管理する水路を、なぜ我々市民が掃除をしなきゃいかんということの話もあつた。こういうのも開発部長、よく知っておかないと、これから水路が入梅になってくれば、当然多くなる。多くなれば、ヘドロがその次の地域のところに入るわけね。だから、そういうのも掃除していただくということもね。

パトロールというのはやっていますか、この水路の。中六なんかだと、水路が狭いから、忠霊塔の裏側。あの辺なんかは水路が少ないから水が流れんだな。それから、中六のもう一つまちの中、当時、靴屋があつたか、あの辺のところには水路がありますね。あれなんかだと、本当に臭いくらいなんですわね。

だから、ああいうのを早く掃除していないと、特に中六地域に見える議員さんも見えるので、我々議員はどこじゃなくて、弥富市全部の議員ですから、他町村の議員ではありませんか

ら、やっぱり言われたことに対して、言ってくるのは私ばかりで、ほかの議員の人は聞いたことないんだな。なぜ私ばかり言わないかんとって言うんだけど、私に言いやすいと。前にも言ったけれども、私に言うといいという話は市民の方からも言われた。それはなぜかという、あなたが言ったらどうだといったら、市長に怒られるから嫌だと。だから、あんたが言ったらいいという話もあった。

そういうのもあるけれども、それともう一つは農業水路。これやったら誰が管理するの。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 農業水路、主に市街化調整区域内の水路でございますが、こちらのほうの土地の所有者が、今、弥富市であったり土地改良区である水路が多いわけでございますが、ただし水路敷の中に水路の構造物、そういったものがあるわけなんです、そちらの施設は各土地改良区の施設となっております。したがって、維持管理のほうは、地元土地改良区のほうで管理をしていただいております。

先ほど一斉大掃除、春のごみゼロ運動ですとか秋の一斉大掃除、市民の方に御協力いただきまして水路清掃をやっていただいております。本当に感謝申し上げます。しかし、中には危険を伴うような場所であったり作業もございまして、そのときには、市街化区域内水路におきましては、区長さん、区長補助員さんを通して、市のほうに御相談をいただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 先ほど言ったように、土地改良区でやっていただきたいと。それはわかるわね。わかるけれども、先ほど午前中に高齢者が2,000世帯ぐらいあるという話があったんですけど、農家のほうへ行くと大体高齢者が多いわけね。そうすると、水路を掃除するのはなかなか難しいわけ。だから、こういうのを含めて、市が水路の補助金をあえてよければ、土地改良区にあえて水路をきれいにさせていただくというのも一つの手ですから、研究材料にしてやってください。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時49分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 早川公二

同 議員 平野広行

令和元年6月4日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番  | 加藤克之  | 4番  | 高橋八重典 |
| 5番  | 永井利明  | 6番  | 鈴木みどり |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 三宮十五郎 |
| 9番  | 早川公二  | 10番 | 平野広行  |
| 11番 | 三浦義光  | 12番 | 堀岡敏喜  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高 清 |
| 15番 | 武田正樹  | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 11番 | 三浦義光 | 13番 | 炭竈ふく代 |
|-----|------|-----|-------|

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                  |       |                  |        |
|------------------|-------|------------------|--------|
| 市 長              | 安藤正明  | 副 市 長            | 大木博雄   |
| 教 育 長            | 奥山 巧  | 総 務 部 長          | 渡邊秀樹   |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 宇佐美 悟 | 開 発 部 長          | 大野勝貴   |
| 教 育 部 長          | 立松則明  | 総務部次長兼<br>庁舎建設室長 | 伊藤重行   |
| 総務部次長兼<br>財政課長   | 安井文雄  | 開発部次長兼<br>農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 開発部次長兼<br>土木課長   | 伊藤仁史  | 会 計 管 理 者        | 横山和久   |
| 監 査 委 員<br>事務局 長 | 山下正巳  | 総 務 課 長          | 佐藤文彦   |
| 秘書広報課長           | 安井幹雄  | 企画政策課長           | 佐野智雄   |
| 危機管理課長           | 伊藤淳人  | 税 務 課 長          | 佐藤雅人   |
| 収 納 課 長          | 細野英樹  | 市民課長兼<br>十四山支所長  | 鈴木博貴   |
| 保険年金課長           | 服部利恵  | 環 境 課 長          | 柴田寿文   |
| 健康推進課長           | 飯田宏基  | 福 祉 課 長          | 大木弘己   |

|                                                 |      |                              |       |
|-------------------------------------------------|------|------------------------------|-------|
| 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 藤井清和 | 児童課長                         | 山守美代子 |
| 商工観光課長                                          | 横江兼光 | 都市計画課長                       | 梅田英明  |
| 下水道課長                                           | 水谷繁樹 | 会計課長                         | 伊藤えい子 |
| 学校教育課長                                          | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 山森隆彦  |
| 図書館長                                            | 服部朋夫 | 歴史民俗資料館長                     | 伊藤隆彦  |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 安井耕史 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

7. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |



~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） おはようございます。

10番 平野広行、通告に従いまして質問いたします。

6月2日、尾張旭市の県森林公園で開催された全国植樹祭の式典に、天皇皇后両陛下が出席され、天皇陛下はお言葉を述べられた後、皇后陛下とともに記念植樹をされました。我々弥富市議会も式典に参加し、陛下のお言葉を聞き、また両陛下のお姿を拝顔し、改めて令和の時代が来たなど私は感じました。

本市において、平成の時代は、北部地域においては住宅地開発、南部地区においては工業地及び物流関連の開発が進んだ時代であると同時に、さまざまな形で生活環境が脅かされる時代となってきました。令和の時代においては、市民の生活環境をしっかりと守りながら開発を行い、弥富市の発展を目指さなくてはなりません。

そこで、きょうは、本市を取り巻く生活環境の問題について、また本市の発展を支える企業立地について質問いたします。

最初に、生活環境問題への取り組みはと題しまして、使用済み物品の放置防止への取り組みについて質問します。

一口に生活環境問題と言いましても、さまざまなケースがあります。例えば、ごみのポイ捨てによる家庭ごみの散乱、排水路からの悪臭、ヤードからの油汚染等いろいろありますが、最近、市内各地、また近隣市町村でも目につくようになったのが、パチンコ台の解体部品を初めとする廃材等を結束し屋外に積み上げられている産業廃棄物の置き場であります。周辺住民からは、健康への不安、環境上、問題視する声が上がってきております。このような現状を市としてどのように認識しているのか、また、今後の取り組みについて順次質問いたし

ます。

まず1点目、私は南部地域に住んでいますが、最近パチンコ台の解体部品あるいはペットボトルを結束して山積みしてある場所が目につくようになり、地域住民の方からは、これらの現状を心配する声が上がっております。市としては、このような現状をどのように認識してみえるのか、また野積みしてある物品の種類、地域別の箇所数、置き場の現況等について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

御質問の使用済み物品が置かれている市内の箇所数につきましては、市内に24カ所あり、物品としては金属から廃プラスチックまでさまざま、御質問の廃パチンコ台を保管している所は4カ所でした。

具体的な地区別の箇所数ですが、荷之上2カ所、五之三1カ所、鍋平1カ所、五斗山1カ所、鳥ヶ地3カ所、馬ヶ地1カ所、上押萩1カ所、西舘1カ所、松名2カ所、芝井1カ所、三好2カ所、鍋田町3カ所、操出1カ所、稲荷2カ所、三稲1カ所、稲元1カ所でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 物品としては金属品、廃プラ等さまざまということで、置き場の数は市全体では24カ所ある。地域別においては北部地区が3カ所、中部箇所が8カ所、南部地区が13カ所ありまして、南部地区が多いという結果が出ております。

それでは、次の質問ですが、このように野ざらしにして積み上げられているこれらの使用済み不用品としての放置か、あるいは産業廃棄物として回収業者による一時保管か、あるいは有価物としての保管か、それぞれ状況が違ふと思いますが、保管の目的について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

有価物か廃棄物かの認定は、占有者がみずから利用し、または他人に有償で売却することができるものかどうかの判断により行われますが、保管物の性状、排出の状況、取り扱いの形態、取引価値の有無及び社会通念上、合理的と認められる占有者の意思等を総合的に勘案して判断することになりますが、今回、調査した結果、6割が有価物の取り扱いになることとなります。また、聞き取りにした結果、海外へ輸出しているものがありました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の答弁で、約6割が有価物であるとの調査結果が出ております。

それでは次に、使用済みの物品を屋外で保管するときには、台風等の強風により物品が飛散することが心配されます。シートで囲いをするとか、高く積み上げをしないと、ここは保管場所ですよという旨の掲示板設置をする、それらの保管基準についての県条例あるいは市条例等の制定はしてあるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） お答えいたします。

愛知県としましては、このような問題に対し規制するような条例等はなく、他の地域からそういった問題が出ていないようで、制定する予定はないとのことでした。市としましても保管基準を定めた条例等は制定しておりません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 現在のところ、保管に関する県あるいは市の条例はないということですね。

それでは、これらの苦情に対しての対処の仕方としては、現在、市としてどのようなことができるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

一般廃棄物で法に抵触するものであれば、市としましても指導ができますが、そうでなければ助言程度にとどまりますので、現状といたしまして、保管状況の苦情等があった場合、現地にて管理者に対しお話をし、お願いをしております。

産業廃棄物であれば愛知県が対応してもらえますが、今回調査した結果、ほとんどが有価物扱いのため、指導がなかなかできないというのが現状であります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 現状では、条例がないために管理者に対してのお願いしかできないということでございます。

それでは、不用品の回収を端緒として、実際に発生した大規模な不法投棄や汚水の流出、さらには保管場所での火災等、生活環境の悪化の未然防止を図ろうとして、廃棄物処理法では対応が困難な不用品回収を行う事業者に対する一定の規制の観点、また不用品の放置防止の規範制定の観点から、鳥取県では全国に先駆けて使用済物品放置防止条例が制定されましたが、本市におきましても生活環境を守る観点から、これら使用済物品放置防止条例制定を含め、今後の取り組みへの考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

使用済物品放置防止条例とは、使用済物品回収業者が収集した物品の放置による生活環

境の悪化防止を目的にし、鳥取県において、県内で収集された不用品の保管場所が大幅に増加して、廃棄物処理法では対応が困難な不用品回収を行う事業に対する一定の規制の観点、使用済み物品を含め、放射性物質の放置防止の規範制定の観点から、この条例が制定されました。

使用済み物品の対象物としては、回収業者の多くが収集の対象としているもので、具体的には農機具、バイク、タイヤ、自転車、家電4品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）、小型電子機器28品（電話機、携帯電話、ラジオ、パソコンなど）になります。このような金属を素材として含む日用品等が対象になります。

今回調査した保管所で対象となる保管所は6カ所ほどありましたが、いずれも古物営業法等にのっとって、公安委員会や愛知県の許可を得て営業等をしていると考えられますので、何か違法行為等があれば、その法に基づいて公安委員会や愛知県より指導等がされますが、そういったところに市として規制することは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 鳥取県の条例の説明があつたわけですけど、生活環境の悪化防止を目的に設置された条例であります。私も見させていただきましたが、第1条から第19条までになっておりまして、使用済み物品の定義、回収業の定義、事業者・土地所有者兼県民の責務、保管基準、収集運搬の基準、記録の作成、報告及び検査指導及び助言、改善命令、そして罰則を定めております。あくまでもこの条例は、使用済み物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的として設置された条例であります。全国においても、多分鳥取県だけであると思います。

ちょうど1週間前の5月28日に、中日新聞で特報のページに「廃プラ処理もう限界」というタイトルで、国内に大量にたまっている廃プラに関する記事が掲載されておりました。皆さんごらんになっていると思いますが、抜粋して少し読んでみます。

「廃プラ処理もう限界」というタイトルであります。これまで大量に廃プラを輸入していた中国が一昨年未から禁輸とした影響で、国内に大量の廃プラがたまっている。東京湾岸に浮かぶ東京都大田区の人口島、京浜島。ダンプカーが行き交う道路に面したヤードに廃プラの塊が高く積み上げられている。高さ約5メートルの壁だ。これでも少なくなった。1月ごろは搬入が多過ぎて、もう一段高かった。強風で倒れてくるおそれもあり、客と従業員の安全性を確保するのに大変だったと。産業廃棄物リサイクル工場の工場長さんがこういうふう

に述べております。私が市民の方から相談を受けたのも、ちょうどこのころでありました。某会社の社員寮が壊されて整地され、その整地された土地にどんどん廃プラの塊が搬入されていると。高く積み、強い西風で倒れないのか、あるいは破片が飛んでこないか心配ですと住民の方からは

御相談がありました。また、夏場になると直射日光に当たって、昨年のような高温が続けば、自然発火で火災等が発生しないか心配ですとのことでした。

続けて記事を読みます。これまで、日本の廃プラリサイクル体制は中国への輸出に依存してきた。人件費が安いからだ。だが中国は、人の身体健康と生活環境に重大な危惧をもたらしているとして、2013年に規制を強化。以降、製品の製造工程で出る高品質のきれいな廃プラしか受け入れなくなった。17年末にはこれも禁輸になった。行き場をなくした中国向けの廃プラが、国内のセメント会社やRPF製造会社などに入るようになった。そこから押し出された汚れた廃プラが、どんだんうちなどに入ってきていると。処理能力を超える量が運び込まれ、廃プラが滞留する結果、別の問題も起きている。当社のような中間処理業者は、プラスチックを使ったOA機器も受け入れるが、内蔵のリチウムイオン電池が発火し、廃プラに引火する大規模火災が全国各地で相次いでいると。このように掲載をされております。

本市におきましても、以前には中古車置き場、あるいは金属の置き場からの大規模な火災があり、また先日も、岐阜県においては同様の大規模火災がありました。

続けて読みます。この逼迫した状況を受け、環境省は20日、全国の市町村の焼却施設で廃プラを積極的に受け入れるよう要請する通知を各都道府県に出した。ただ、市町村の焼却施設は、住民の家庭から出るごみを燃やすためのもので、処理能力もその量に合わせてつくられている。また、そもそもリサイクルを推進する立場の環境省が燃やすことを推奨する点に矛盾はないのか。一番恐れているのは、不法投棄による生活環境の悪化だと。

この後で質問をいたしますけど、一番恐れるのが不法投棄による生活環境の悪化であります。不法投棄には特に監視を強化しなければならないと思っております。そして、ここに写真が出ております。これは、高く積まれた廃プラの塊に殺虫剤を吹きかける従業員、こういった写真が載っております。これは、蚊、それからその他の害虫が発生しないように殺虫剤を散布しているのかなというふうに読み取れます。

最後の部分を読みます。今月には、有害廃棄物の輸出入を制限するバーゼル条約が改正され、汚れた廃プラが規制対象に加わった。発行する21年以降は中国以外への廃プラ輸出も難しくなる。

このような記事が大きく紙面を割いて掲載されておりました。本市は港がありまして、海外輸出の拠点としては好立地の場所であり、今後もこのような置き場から生活環境の悪化を招く状況が懸念されます。事が起こってから取り組んでいたのでは対応がおくれますので、何事もスピーディーな対応ができるよう、県と協力して、市民の安心・安全な生活環境を守っていただきたいと思いますので、全国での事例を注視して、このような取り組みをしっかりと前に進めていただくことをお願いして、次の質問に入ります。

次は、家庭内廃棄物、不用品の不法投棄防止への取り組みについて伺います。

本市の不法投棄に関する条例としては、弥富市環境保全条例、弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例があります。両条例とも、その目的は快適で良好な生活環境を確保することにあります。

3月議会において、5月に行われるごみゼロ運動を中止する31年度当初予算案が議会に提出されました。議会はこれを訂正し、事業予算を認めたわけですが、そもそも5月に行われるごみゼロ運動は、市の条例で定められております。弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例の中には、第6条に市としてのごみ散乱防止の責務、7条に6条を遂行するための実施計画の策定義務、8条にごみの散乱防止について、市民の関心及び理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を設けるとあります。その日は毎年5月の第3日曜日として、市民参加による事業を実施するものとする定められております。ごみゼロ運動を廃止するというのであれば、まずこの条例を改正しなければなりません。安易に予算の面だけから廃止ということではできません。行政は条例に基づいて行われるものでありますので、理解のほどをよろしくお願いいたします。

平成25年6月議会で、ごみのポイ捨て及び家電品、タイヤ、自転車、たんす等廃棄物の不法投棄についても質問をいたしました。そのときはごみのポイ捨てが中心で、特に三稲堤防下の除草を行っていただき、またごみポイ捨て禁止と書いた大きく目立つ看板を設置していただきました。さらに、市内において散乱ごみ広範囲回収を13カ所で行っておりますが、この地域を重点地域としてシルバー人材センターさんに回収業務を行っていただき、現在ではごみのポイ捨てもほとんどなくなり、見違えるほどきれいになっております。

安藤市長には、県議時代にこの三稲堤防下の雑木、除草には大変御尽力をいただき、きれいになったことを感謝いたしております。

また、タイヤ等の不法投棄につきましては、平成23年度に不法投棄監視カメラを鍋田干拓地内に2台設置していただきました。また、昨年度まで、ごみ散乱防止推進員として鍋田地区に3名お見えになりましたが、その方々の見守り活動、監視等の御努力によってかなり減ってきました。しかし、最近、特にタイヤの不法投棄が鍋田地内においてまた目立ってきております。これら、不法投棄の対策について再度質問していきます。

まず1点目ですが、市内における不法投棄の現状をどのように認識してみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

市内における不法投棄の現状認識につきましては、平成29年度の不法投棄の回収量は29.46トンで、平成30年度は26.21トンでした。また、これ以外で家電リサイクル法の対象となる廃棄物の不法投棄もあり、処理手数料としまして平成29年度は23万474円で、平成30年

度は18万2,888円でした。

これら以外では、鍋田地区で廃タイヤが不法投棄されることが多く、平成29年度は586本で、処理手数料は13万1,192円で、平成30年度は458本で、処理手数料は13万6,080円でした。不法投棄につきましては依然として後を絶たない状況であり、人目につかない農地などに廃タイヤ等投棄される傾向があります。以上であります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 不法投棄の回収量は、直近の平成30年度では、29年に比べ、約3トンほど減っていると。また、家電リサイクル法の対象となる廃棄物の不法投棄については、これは処理手数料ですが、23万円から約18万円と5万円ほど減っていると。廃タイヤについても、29年度が586本、30年度が458本で、投棄本数自体は128本減っているが、処理手数料のほうですが、13万1,000円から13万6,000円と5,000円ほどふえている。これは、処理の手数料単価が上がったことによることだと思いますが、月に換算しますと、一月、大体40本から50本の廃タイヤが不法投棄されていることになります。鍋田地区が多いとの今の説明でしたが、多分、鍋田干拓地内だと思いますが、具体的にどれぐらいの割合を占めているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

95%以上が鍋田地区で不法投棄されていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） やっぱりほとんどが鍋田干拓地内と、こういうことですね。鍋田地内では、不法投棄の1カ所に30本とか40本とか、本当に大量に1カ所に捨てられているわけですね。そういったことが近年、目につきますので、しっかりとした対策をお願いしておきます。

それでは、次に不法投棄の回収の費用ですが、これについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

回収費用につきましては、平成26年度は145万3,074円で、平成27年度は128万4,436円、平成28年度は134万1,078円で、平成29年度は149万5,906円で、平成30年度は130万4,768円でした。

内訳といたしましては、現在シルバー人材センターに不法投棄や散乱ごみの回収を委託しておりますが、回収したものを一旦、鳥ヶ地の最終処分場に保管し、それを一般廃棄物の運搬許可業者に委託をしまして八穂クリーンセンターに運んでもらっていますので、その運搬費用と、先ほどの御質問で答弁いたしました家電リサイクル法の対象となる廃棄物の処理手

数料や廃タイヤの処理手数料になります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 回収の費用については、直近5年においては年間約130万円から150万円と、こういうことですね。

それでは次に、不法投棄に対する現状の取り組みについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

現在、シルバー人材センターに不法投棄廃棄物の回収を委託しており、散乱ごみ拠点及びその周辺回収を62カ所で行い、散乱ごみ広範囲回収を13カ所で行っています。それ以外では、環境課職員で市内パトロールを随時行い、不法投棄の連絡に基づいて、課員等により回収しており、啓発活動としてホームページ等で不法投棄は法律により禁じられていることを書かせていただいております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ごみがたまっているところにはごみが捨てられやすいと。きれいなところにはごみのポイ捨て、不法投棄はしにくいということで、シルバー人材センターさんにはお願いして、不法投棄、廃棄物の回収を絶えず行っていただいているということで、今後もこのような取り組みをしっかりと行っていただくことをお願いしておきます。

それでは次に、不法投棄に関する条例があるというわけですが、この条例に罰則規定を盛り込むといった条例の見直しですね、これについての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

不法投棄につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律で違反すると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科する罰則が科せられます。本市といたしましても、悪質な場合は警察署とともに連携しながら対処し、市内パトロールや不法投棄防止啓発をしておりますので、現時点におきましては条例の制定は検討しておりませんが、県内においても罰則を盛り込んでいる市もあり、聞いてみますと、実際に適用したことはないようです。罰則があることによってポイ捨ての防止につながっているかどうかはわからないということですが、啓発用の看板に罰則について掲示することで抑止にはなっているとお聞きしました。

罰則規定を設けるとなると、検察庁との協議も必要になってまいりますので、他の状況等をよく研究して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 罰則規定を盛り込むとなると、検察庁との協議も必要となって、時

間もかかるということですが、罰則規定を盛り込むことによって、啓発用の看板にもこれを明記することによって、より一層の抑止効果が生まれますので、きれいなまちづくりのためにも、ぜひ取り組むべきだと私は思っております。

それでは、続きまして今後の対策について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

現在、不法投棄防止のために2台の監視カメラを設置しておりますが、今年度はそれに加え、中部電力が提供する監視サービスであるみまもりポールを活用し、2台の監視カメラを新たに設置してまいります。

今後も、ごみの分別や処理方法の周知及び不法投棄防止の呼びかけを行い、不法投棄ができない環境づくりができないか、そのためによりよい方策がないか情報収集に努め、第2次弥富市総合計画の施策目標でございます環境衛生の充実の実現を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 弥富市は、面積が49平方キロメートルと広大な土地であります。また、南北に長く、北部地域は住宅密集地であり、監視の目が行き届いていると、不法投棄がほとんどありませんが、南部地域の鍋田干拓地内、特に八穂地区においては、市内においても一番広大な田園地帯であり、特に夜間においては不法投棄場所としては絶好の場所です。夜間の監視につきましては、地元の青色防犯パトロール隊にもお願いし、パトロールの強化をしていただいております。ただいま、2台、監視カメラを設置していただくとの答弁をいただきました。監視カメラの設置は抑止効果を高めますし、防犯の役目も果たしますので、今後も設置台数をふやしていただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、関連して家庭ごみの収集場所等に関する問題について伺います。

最近、私の自治会におきましても、ごみの収集場所が乱雑になってきました。総会において話題となったわけですが、いろいろな話をしていく中で、これは外国の方がふえているんじゃないかと、悪意ではないが、ごみの出し方をしっかりと理解をしていないのではないかと、そんなような意見が多数出まして、じゃあどうすればいいかという話になりました。収集場所に外国人向けのごみ出しの説明案内を5カ国語ぐらいの単位で表記してはどうか、あるいは、既に多くの自治体で取り入れています、本市でもスマホで見られるように、ごみ出しアプリに登録してはどうかという意見が出ました。

そこで、ごみ出しアプリ登録についての考え方と、ごみ収集場所への外国語表示板設置の考えを伺います。

まず最初に、近隣市町村または県内でごみ出しアプリの登録を実施している自治体が増加

しておりますが、本市としての取り組みについて考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

現在、スマートフォンの普及率が年々高まっている中、ごみアプリを導入することで、市民が簡単にごみの分別を調べることができ、分別等に対する意識向上が期待でき、アラートによる収集日の通知で出し忘れ防止が期待できること、さらに、年々増加している外国人に対しまして、多言語対応することによって、ごみ出しのルールへの理解向上が促進され、ごみの減量化・資源化につながることを目的に、ごみアプリを導入する自治体もふえております。

県内においては20市が既に導入しております。本市といたしましても検証しまして、実効性の高いものであれば導入してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ごみアプリですね、県内においても20市が既に導入されておることですが、本市におきましても、年々外国の方が増加しております。多言語対応することによって、ごみの減量化・資源化につながると思いますので、他市の事例を検証し、早期の導入をお願いしておきます。

次に、スマホ等へのアプリ登録とは別に、ごみの収集場所への外国人向けのごみ出し方法の表示板の設置についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

本市におきましても年々外国人が増加してきております。それらの方たちへの対応の必要性も認識しております。今年度、新たにつくるごみ袋の外袋に外国語もあわせて表記し、外国人の方たちが購入する際に戸惑わないようにしてまいります。また、集積場における外国語表記のごみ分別掲示板につきましても、他の自治体の状況等も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 私が住んでいる地区では、最近外国人の方も多くなって、また通勤途中に他の自治体の名前が入ったごみ袋が置いてあるのが目につくようになりました。犯人捜しではありませんが、防犯カメラの設置等も検討しておりましたが、そんな中で、まず外国人の方には、ごみ出しの方法、収集日等わからないので、収集場所に外国語表記の掲示板をつけてはということになりまして、ことしの3月に自治会において独自に外国版表記の表示板を設置しました。このようなことは、本来、行政が行うことでもありますので、市内全域において、まずは外国の方の居住が多い地区から順次取り組んでいっていただきたいと思

ます。

それでは最後に、生活環境問題への取り組みについての質問事項に対して、市長の総括をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めましておはようございます。

平野議員の生活環境問題への取り組みへの総括ということでございますが、不法投棄が市内全域で後を絶たない状況であり、特に人目が届きにくい南部の鍋田地区で多く発生し、私も大変憂えているわけでございます。

日ごろから、マナー啓発の看板を設置しつつ、不法投棄の多い場所には監視カメラを設置し、また職員によるパトロール等、環境美化に対する意識啓発を行っていますが、不法投棄やポイ捨ては個人のモラルの欠如が問題であるわけですが、現在のように個人の価値観の多様化により、個人のモラルに頼るだけで解決を図るのは難しいと考えております。

使用済み物品に関しまして、鳥取県では県が先頭に立って生活環境を守るため条例を制定されているようですので、愛知県においても、私どもの現状を伝え、条例の制定を要望してまいりたいと考えます。罰則規定を設けて意識づけをすることで、市民や地域の目によって監視の効果も出て抑制していけるのか、先進市の状況も研究しながら、引き続きマナーの啓発をし、ごみのごみを呼ぶことがないように、ごみが捨てにくい環境整備も進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 安藤市長が県会議員になられた8年前と現在と比べますと、見違えるほど、三稲の堤防、鍋田導水路を初めとする鍋田干拓地内はきれいになりました。これは当時、県会議員であった安藤市長、そして服部前市長の協力のもとでできたことであり、大変感謝いたしております。

私はいつも言いますが、鍋田地区は弥富市の南の玄関であります。3年後、名古屋競馬場が開催されますと、まさに観光、イベントの中心地として、さらには富浜緑地のレジャー、スポーツの中心地として発展していくものと思われまます。そのためには、絶えずきれいなまちづくりを目指さなくてはなりません。

現在、弥富トレセン西側の17ヘクタールの広大な土地は、大手ハウスメーカーが買収し、西尾張中央道と隣接する部分において大木が伐採され、整地が行われておりまして、周囲の景観も一変し、きれいになりました。この地域の環境美化については、しっかりとした取り組みをお願いし、次の質問に入ります。

次は、2点目ですが、弥富市内企業立地の促進について質問をいたします。

平成31年4月より、弥富市第2次総合計画に基づく市政運営がスタートいたしました。31

年度予算編成においては、前代未聞の改定予算案の提出となり、新聞紙上で大きく取り上げられましたが、議会においては、市民サービスの低下がなく、総合計画に基づく事業が着実に遂行できる改定予算案であることを認め、議決をいたしました。これは、議会の監視権が発揮され、二元代表制に基づく議会運営が行われたものと評価しております。

この予算案策定作業において頭を悩ましている、その根底にあるのが厳しい財政状況であります。本市におきましては、これらのことから、1年前倒しで弥富市第4次行政改革大綱を作成し、実施計画に基づき、昨年4月より行政改革を推進しております。

第4次行政改革大綱では、3つの基本方針を示しておりますが、その一つが、市民サービスを提供し続ける持続可能な基盤の強化、2点目は、市民の期待に応える市役所の能力、機能の強化、3点目は、市民と問題を共有し、課題を解決する協働の強化であります。

1点目の市民サービスを提供し続ける持続可能な基盤の強化におきましては、第4次行政改革に基づき安定した財政運営を進めることでありまして、歳入の増、歳出の削減が求められております。この両面を持ち合わせているのが企業立地促進に関する条例であると思っております。この企業立地の促進に関する条例については、昨年の9月議会でも同様の質問を行っておりますが、その後の市側の取り組みについて、また考え方を再度確認しながら質問していきたいと思っております。

まず1点目ですが、昨年の9月議会における質問で、平成18年度から29年度までの奨励金交付企業は18社である。奨励金の交付総額は約21億5,000万円との回答をいただいております。また、31年度予算では、企業立地指定企業交付奨励金として1億7,800万円が計上されております。対象企業は1社で、旧条例の交付対象企業となっておりまして、今年度予算では1億7,800万円が計上されておりますが、この対象企業への奨励金の今後の交付予定額と交付予定の期限について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

現在の奨励金交付企業につきましては、平成29年度からの5年間は奨励金交付期間となり、令和3年度までとなります。奨励金については、最初の1年目から3年目までが固定資産税の納付額に相当する額の100%、4年目、5年目は50%の交付となります。今後の奨励金交付予定額は、今年度は交付3年目となりまして、約1億7,600万円、令和2年度は交付4年目となり、概算でございますが7,300万円、令和3年度は交付5年目の最終年となり、概算で6,000万円と見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 現在の奨励金交付企業については、今年度は交付3年目で、約1億7,600万円。令和2年度は交付4年目で、概算ですが7,300万円、令和3年度は交付5年目の

最終年となって、概算で6,000万円と見込んでいるということで、平成26年の改正前の条例が適用される奨励金交付は、これでようやく終わるということになります。

それでは2点目ですが、昨年の9月議会においては、平成26年度条例改正後に奨励金を受けた企業は現在まではないと。交付要件が満たされれば3社に奨励金を交付する予定であると答弁されていますが、奨励措置を受けることができる企業の要件及び申請してから、市長により指定企業として認定され、その後、奨励金の交付がされるわけですが、今後どのような過程で奨励金の交付がされるのか、現在の状況に基づいて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

現在の条例において奨励措置を受けることができる企業の要件は、新設の場合は、一団となる敷地面積が1万平方メートル以上で、増設の場合は、拡張部分の敷地面積が3,000平方メートル以上で、一団となる敷地面積が1万平方メートル以上であることです。

次に業種の範囲は、次世代自動車関連分野、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野及びロボット関連分野のうち製造を行うもの、繊維、電気・電子輸送機器、輸送機械、物流、農商工連携関連産業であることとございます。

そのほかといたしまして、用地の取得日、または賃貸借契約期間の初日から起算して6カ月以内に申請書等を提出いただき、1年以内にみずからの事務所等の建設に着手し、3年以内に操業を開始することが必要となります。

奨励金の交付期間は、指定企業が新設または増設した事業所の操業を開始した日以後に、固定資産税が最初に賦課された年度の翌年度から3年間となります。

指定企業は、交付年度の6月末日までに交付申請書を提出し、固定資産税の納付確認後に奨励金を交付することとなります。

今後、現在の指定通知企業3社につきましては、先ほど申しました諸要件を満たすことができれば、今年度より固定資産税が賦課されております2社につきましては、来年の6月末日までに交付申請書を提出いただき、確認の後、3年間の奨励金の交付となる予定で、残りの1社につきましては、それ以降の年度となる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の説明で言いますと、今、用地を取得して奨励金の交付申請をして、市で申請書をチェックし、認定されれば奨励金交付の資格をまず有すると。3年以内に操業をし、操業開始後、最初の固定資産税が賦課された後、その固定資産税を納付後、翌年度に奨励金が交付されるという流れになるわけですね。

例えば、ことし令和元年9月までに1万平米以上の土地を取得して申請し、認定され、令和4年までに操業を開始し、令和5年度の固定資産税を納付すれば、6年度に1年目の交付、

7年度に2年目、8年度に3年目の奨励金の交付が行われるということで、令和元年、ことしの9月末までにこの条例が改正・廃止されても、最長で令和8年度までは奨励金の交付が行われることになると、こういうふうに理解をしておきます。

それでは次に、平成26年以降、平成30年まで、5年間で敷地面積が1万平米以上の企業立地数は何社か伺います。参考までに3,000平米以上1万平米未満の企業立地数も何社か伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

平成26年度から平成30年度までの5年間における敷地面積が1万平方メートル以上の企業立地数でございますが、9社でございます。また、敷地面積が3,000平方メートル以上1万平方メートル未満の企業立地数は3社となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 平成26年度以降、敷地面積が1万平米以上の立地企業数は9社ということで、3,000平米以上1万平米未満が3社ということですね。

それでは、昨年9月議会において、所管の部長は、条例の見直しについては周辺自治体を参考に本市の財政状況を踏まえ検討していくと答弁され、服部前市長は、西部臨海工業地帯の一角には、まだまだ企業を誘致する余裕があると、今の自治体間競争は企業誘致であり、市の税収に関しては大変重要なことであり、今後この奨励金制度をどうしていくかということについては、議員各位と協議していきたいと答弁されておりますが、ことしの9月議会では、この方向性を示さねばなりません。

昨日の三宮議員の質問の中で、課長答弁では、制度は継続しない方向で考えていると答弁をされておりますが、安藤市長は、本市における今後の企業立地奨励金についてどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 企業立地奨励金制度への考えでございますが、企業立地の奨励金制度は、県内外の市町村においてそれぞれ条例がつくられ、税収の確保や雇用の拡大のため、企業誘致が行われているところです。本市において、平成16年より弥富市企業立地の促進に関する条例が制定され、企業立地を推進しております。

今日までの約15年の間で、企業立地は奨励金制度による優遇措置により、港湾地域や栄南地区において順調に企業誘致が進んでまいりました。また、企業立地のための奨励金制度は、多くの企業に活用され、誘致することができ、一定の成果を上げてきました。

その一方で、立地企業には大変多くの奨励金が交付され、ここ数年は市にとって大きな財政負担となってきております。本市は、産業活動に重要な役割を果たす名古屋港を初め、伊

勢湾岸自動車道、東名阪自動車道、国道1号、23号など交通基盤が整備され、恵まれた立地環境を有しており、隣接の飛島村と同様に、奨励金制度がなくても企業立地が進んでいくものと考えます。この条例については本年9月30日までの期限となっており、平野議員が先ほど申されましたとおり、三宮議員の質問で答弁いたしました。今後は奨励金制度を継続しない方向で検討し、企業の動向を注視していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先ほど平成26年度以降、敷地面積ですね、1万平米以上の立地企業数は9社、そのうち奨励金の申請をされた企業は3社と、こういうことですから、企業としては、奨励金の交付目的で立地するのではなくて、地の利がいいから本市に立地するものと思われま。

平成31年におきましても、弥富トレセンの西側、17ヘクタールを大手ハウスメーカーが購入し、事業を始めることになりまして、また西尾張中央道沿線におきましては、1万平米以上の土地取得の動きも出てきておりますが、これらの企業も取得の第一に上げるのは立地条件、そして土地の取得価格でありまして、奨励金目的ではないと思われま。このまま奨励金制度を存続すれば、申請企業があれば、企業立地奨励の交付金を支払うことになりま。

今、市長からもこの条例の継続はしない方向で検討するとの答弁をいただきました。私は、この企業立地奨励金制度は、本市において、これまでで一定の役割は果たしたものと思っております。来年1月には新庁舎も竣工の予定です。庁舎建設事業費の借金の返済に当たる元利償還金も令和5年度から年間約2億円ほどが見込まれます。財政の健全化を目指す上では、私はこの奨励金制度は廃止するのがよいと思いま。その上で、奨励金制度に頼らず、企業誘致をさらに頑張っ進めなくてはなりません。弥富市第4次行政改革大綱におきましても、商工観光課におきましては、県産業立地通商課と企業訪問を行い、企業立地を進めると計画にはありま。名港管理組合、県とも連携し、楠地区への企業誘致を進めることを、また平成31年3月に示されました弥富市都市計画マスタープランにおいて、南部地区における新産業エリアに位置づけられました末広地区への企業誘致等をしっかりと前へ進め、自主財源の確保に努め、市長が目指す財政の健全化を進めなければなりません。

昨日の一般質問で、車新田の住居系の市街化地域の進捗状況の答弁もありました。住宅を建て、多くの方に住んでいただき、市民税を納めていただき、市民税の増を図ると、こういうことでありま。

また、現在、南部の末広地区においては、工業系市街化地域を目指し、市民の意向調査を始めたところでありま。この地域においては、償却資産を含む固定資産税の増を目指す地域でありま。都市計画マスタープランに基づいた市政運営を行い、計画が絵に描いた餅に終わらないように、大野開発部長には、昨日の大原議員の質問での答弁にありますように、

しっかりと頑張ってください、安藤市長を先頭に、行政と議会と市民が一体となって弥富市の財政健全化、そして弥富市の発展を目指すことが大事であることを申し上げて、これで質問を終わりますが、最後に安藤市長に御答弁を願いたいと思いますが、都市計画マスタープランで新産業エリアに指定されております末広地区の開発をしっかりと前に進めるという決意のほどを伺って、質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 末広地区の開発の問題でございますが、弥富市都市計画マスタープランの土地利用方針の中で、先ほどからお話がございます、新産業エリアとして捉えているわけでございます。名古屋港の背後地でもあります。また、伊勢湾岸自動車道、そして国道23号、そして西尾張中央道ということで、工業系市街地としては恵まれた立地環境の中であるわけございまして、しっかりと意向調査を踏まえた上で、愛知県企業庁に事業化、またエントリーの申し出をし、財政健全化に努めてまいりたいと思いますものですから、その一翼となりますのが末広地区と私も認識しております。引き続き、皆様の御協力をいただきながら、事業化に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 安藤市長、しっかりとよろしく願いをいたします。

これで質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は2点、共通している点もありますが、よろしく願いいたします。

まず、保育無償化と保育所の現状についてをお尋ねいたします。

改正子ども・子育て支援法で、ことしの10月から、3歳から5歳児については幼児教育の無料化が始まります。また、ゼロ歳から2歳児に関しては未満児ということで、今までどおりだとお聞きしました。

住民税が非課税の家庭についてはどのようになりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

この10月から、国の幼児教育・保育無償化制度が始まる予定でございます。

ゼロ歳児から2歳児までの子供の場合は、住民税が非課税世帯の子供のみ無償化の対象となります。なお、現在、本市では、保育所と認定こども園の利用料につきましては、国の基準とは異なっておりまして、住民税が非課税世帯は既に無償としております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 標準11時間保育、朝の7時30分から18時30分までと、短時間保育の9時から4時までの8時間保育がありますけれども、無償保育は、標準保育、短時間保育の両方に適用されるのでしょうか、それとも時間制限ができるのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 幼児教育・保育無償化制度は、幼稚園、保育所、認可保育所、地域型保育事業について、利用料が無償の対象となります。

保育所及び認定こども園では、保育標準時間、午前7時30分から午後6時30分までと、保育短時間、午前8時から午後4時までの利用料が無償となります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 延長保育については、現在、83%の無料延長保育を利用していると伺いました。そして、この制度が始まる10月からは無料延長保育をなくすとのお話でした。83%というのは、かなり多い利用率ですが、今後、延長保育はどのようになりますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 保育標準時間と保育短時間のどちらの場合も、延長保育を利用した際の利用料は無償の対象とはならない予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 現在、弥富市では9カ所の保育園と認定こども園1カ所があります。

認定こども園については、無償保育になりますか。また、弥富市では幼稚園はありませんが、弥富市からほかの市町の幼稚園に通っている子供たちも同じ条件でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 市内の認定こども園、弥富市におきましては、弥富はばたき幼稚園ということになりますが、そちらの幼稚園部と保育園部の3歳児から5歳児の利用料が無償の対象となります。

その他の市町に通う幼稚園児についてですが、子ども・子育て支援制度の対象となる幼稚園は全額が無償となります。また、対象となっていない幼稚園は、月額2万5,700円を上限として無償となる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、2人目以上はどのようになりますか。現在の制度は、2人目は半額、3人目は無料となっていますが、この制度は廃止ということになるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、実施しております2人目、3人目以上の保育料の軽減制度につきましては変更はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この制度が始まるに当たり、何がどのように変更されるのかを知りたいと思ってみえる方も多いかと思われそうですが、これは、次の加藤議員からの質問になると思いますので、私はここまでといたします。

最近、耳にしたことなんですけれども、弥富市では保育士さんの離職が多いと伺いました。弥富市の場合、保育士さんも市の職員と同じ条件だという中で、なぜ離職ということになるのか。女性活躍という視点から見ると、やはり結婚されても、子供さんができて、本人の自由といえそうですけれども、やはり職を離れてほしくないという思いがあります。

また、保育士さんの仕事は、先ほどの保育時間帯から見ても、8時間から11時間、それに延長保育もあり、そして事務的な仕事もあると思います。そのように考えてみますと、本当に激務です。一昔前までは、保育園の先生や幼稚園の先生になりたいと思っていた人も多く、憧れの職業でありました。それが、今ではなり手がなことから保育士さん不足になっているのが現状です。仕事とお給料が合っているのか、お給料だけの面ではないかと思いますが、毎年どのぐらいの保育士さんが、どのような理由で離職されていますか。また、どのぐらいのキャリアの保育士さんがやめていくのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 初めに退職者数についてですが、過去5年間の退職者数は38名でございます。平均で、1年に約8名の保育士が自己都合により退職されました。この38名の内訳としましては、勤続年数3年以下の保育士が12名、4年から10年以下の保育士が17名、11年から20年以下の保育士が6名、勤続年数21年以上の保育士が3名となっております。

なお、退職の理由につきましては、一身上の都合でございますので、全てを把握はしておりませんが、例えば結婚であったり、出産であったり、家庭の都合などで退職することが多いと聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） せっかく保育士になっても、やめてしまうというのは残念としか言

いようがないと思います。保育士というのは一生の仕事になると思うからです。働き方改革で残業を極力しないといけないと言われていますが、保育士さんの残業は今まで多かったのでしょうか。1日の仕事の量は、特別なことがない限り変わらないと思います。

今まで残ってやってきた仕事は、その日のうちに終わることができたのでしょうか。できていない仕事は家で持ち帰って、家でやるようなことにはなっていないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 保育士の仕事が持ち帰っているかどうかということですが、保育所では、春休みや夏休みなどの長期休暇はございません。しかし、月に1回は行事やイベント等を行っております。また、保育士は、お預かりした子供の成長を支え、保育の目標達成のために、どのような時期にどのような活動をしたらよいかを明らかにするための計画であります保育指導案というものを国の指針に基づいて作成しなければなりません。

子供が入所中に安定した生活を送り、充実した活動ができるよう、1カ月後、あるいは1年後の子供たちの成長をイメージしながら、また先輩保育士の指導を受けながら作成しますので、その日1日で完成させることは大変難しい状況でございます。しかし、自宅には個人情報等のこともございますので、仕事を持ち帰らないようには指導をしておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） もしあれば、そのギャップはどのように埋めているのかと思ったわけですが、保育士さんに求められるものが大きくなり過ぎていないか、負担が大きくなり過ぎていないかと思うわけです。

弥生保育所では生後3カ月から預けられますが、おおむねゼロ歳には3人に保育士さんが1人、1歳から2歳児までは6人で保育士さんが1人となっています。

現在、ゼロ歳児から2歳児のお子さんは何人利用しているのでしょうか。また、ゼロ歳児から2歳児の保育士さんは足りているのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

弥生保育所のゼロ歳児から2歳児の入所児童数は、5月1日現在で44名でございます。9つの保育所全体では316名でございます。

次に、保育士の配置基準につきましては、国の基準でゼロ歳児は3人に1人の保育士、1・2歳児は6人に1人の保育士となっております。現在、正規職員だけでは、この基準を満たすことはできませんので、不足する人員については、臨時職員を雇用することで配置基

準を達成しています。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 恐らくゼロ歳児から2歳児の預かりだと思うのですが、保育を申し込んだところ、待機してみえる方が四、五人いると言われたそうですが、現状はそうなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） ことし4月の入所時点では待機児童はありませんでしたが、今後、年度の途中においては希望の保育所に入所できないこともあると思われます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、今度は一時預かり保育事業についてお伺いします。

四、五年前に大阪に住んでいた私の娘から、保育の一時預かりというものがあり、子供が双子だったこともあり、利用できることはとてもありがたいと言っていたことを聞き、弥富市でも保育一時預かりができるようになればいいなと思い、一般質問でお願いをしました。その後、白鳥保育所で行うことになり、年々利用者が多くなっているとお聞きしました。

今、白鳥保育所での今の利用状況はどのようになっているのか。また、今までに何か問題点などはあったのか。当時の答弁で、利用者が多くなるようであれば、白鳥保育所以外にも考えると答弁をいただいた覚えがありますが、今はその考えはありますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 一時預かり保育の利用状況でございますが、平成27年度は414人、平成28年度は547人、平成29年度は469人、平成30年度は670人となっております。

現在の白鳥保育所での一時預かり保育事業は、順調に推移していると思います。今のところ、年間を通して利用をお断りすることはほとんどありませんが、今後、希望者がふえてまいりましたら、それに対応できるように考えていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これから、10月に向けて始まる幼児教育無償化ですが、まだまだ決めていかなければいけないことも多くあると思います。完全無償化ではありませんが、保育所に入所されるお子さんもふえてくるのではないかと思います。保育士さん不足が気になる場所ではありますが、市の保育士さんの確保の対応のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

こちらのほうの質問は、これで終わらせていただきます。

続いて、多胎児支援についてをお聞きしたいと思います。

最近では、不妊治療をする人も多くなってきました。きのうも那須議員が不妊治療のことを一生懸命おっしゃっていましたが、その治療により、多胎児もふえてきていると言われていました。

先日もテレビで、豊田市の三つ子を育てていたお母さん、不妊治療を受け、やっと授かった三つ子の赤ちゃんでしたが、生後11カ月という三つ子の育児の大変さから、睡眠時間もまともにとれない、親に頼ることもできない状態で、泣き声さえ苦痛になってしまい、鬱状態になり、泣く次男を畳にたたきつけ、命を奪ってしまったといういたたまれない事件がありました。裁判で3年6カ月という実刑判決が下りました。しかし、この判決に多胎ママたちのグループが、罪が重過ぎると、軽減と執行猶予を求める嘆願書を名古屋高裁に提出したことを報道していました。これには賛否両論もありますが、そこには行政の支援不備も指摘がされていました。恐らく、多胎児家庭が少ないため、行政も目が届かなかったのではと想像するわけですが、今後、不妊治療がふえてくると、やはり多胎児もふえてくる可能性は大きいです。近くに面倒を見てくれる人がいたり、育児の相談に乗ってくれる人がいれば、このような悲しい事件は起きなかったのではないかと思います。

本市では、双子とか三つ子を持つ家庭はどのぐらいありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えいたします。

現在、市内に居住する多胎児家庭数は把握できていませんが、当市保健センターにおいて、妊娠届け出書により母子手帳を交付された多胎児家庭数は、平成28年度が3家庭、平成29年度が3家庭、平成30年度が8家庭でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 多胎児を育てることは、経験した人でないとわからない大変さがあります。予防接種に行くとき、病院に行くとき、用事で出かけなければいけないとき、子供の1人が病気になったとき、自分の健康がすぐれないときなど、本当に1人で2人、3人の面倒を見ることは大変なのです。これは私、今、多胎児、双子とか三つ子とか言っていますけれども、年子も大変だよということを聞いています。本当に双子は、後ろに背負い、前で抱っこし、そして赤ちゃんの荷物を両手に持って出かけることになるんですけども、本当に大変です。

行政ではそんなとき、ファミリー・サポートの利用を勧めるのですが、ここでまず、ファミリー・サポートの利用状況をお聞きしたいと思います。現在、利用者は何名で、協力者は何名いるのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 平成31年4月1日現在のファミリー・サポート・センターの会員数は、利用会員が437人、協力会員が140人、両方会員が18人の合計595人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） このファミリー・サポートの利用者と協力者のバランスは保たれているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 利用会員と協力会員の会員数につきましては、圧倒的に利用会員が多く、人数の上ではバランスはとれていない状況でございます。ただ、いざというときのために登録している利用会員が多く、必ずしもすぐに援助を希望しているわけではございませんので、現在の援助体制に大きな問題はございません。なお、病児・病後児保育をする場合につきましては、緊急性が高い上、協力会員には資格が必要となりますので、協力会員の確保が難しい状況にあります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ファミリー・サポートでの乳幼児の利用はどのくらいあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 平成31年4月1日現在の生後6カ月から満6歳未満の登録児童数は274人で、平成30年度の年間利用数は322回であります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今、6歳未満と言われましたけど、6歳未満でよろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 済みません、訂正させてください。満7歳未満でお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、多胎児の利用はあるのかをお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） ファミリー・サポート・センターの利用者につきましては、多胎児の利用や多胎児と兄弟姉妹の援助利用もあります。

具体的な事例を申し上げますと、上の子供の入学式のため、双子の姉妹を預かった。母親が双子の1人を病院へ連れていくため、一緒に付き添い、待合室でもう一人を預かった。利用会員がふだん利用している子育て支援センターへ協力会員が出向き、待ち合わせをして預かった。利用会員宅へ迎えに行き、一時預かりへ送り届けた。4人の兄弟姉妹を預かることになり、同じ施設で2人の協力会員で援助をしたなどがあります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それでは、ファミリー・サポートで、協力者が利用者の家を訪問しての利用はあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） 協力会員の家での預かりを原則としております。このことはトラブルを避けるため、利用会員の留守中に協力会員が利用会員宅で援助することはございません。このほか、市内の子育て支援施設を利用してお預かりすることはあります。

次に手続についてですが、引っ越ししてきたばかりで土地勘がない方、入院中で動けない方、車に乗れない方など、登録ができない場合は、職員が利用会員宅や近くの施設へ出向き、対応している場合もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 市のほうでは、行政のほうは困ったとき、ファミリー・サポートを勧めると先ほども言いましたけれども、これも面接に行かなければ登録できないということで、多胎児を連れて面接に行くことは、そのお母さんにとってはとても大変なことなんです。協力者が自宅の近くならまだいいのですが、遠くの場合、どうしたらいいのでしょうか。車を運転する人はまだいいのですが、運転できない人はどうすればいいのか。多胎児の家庭の苛酷さをどう支えてあげられるのか、きめ細かい部分で、行政でも考えていかなければいけない問題だと思います。助けてほしいのは今で、どうしたらいいのかわからないと思ったお母さん方も多いのではないかと思います。

本市では、保育一時預かり事業があるので、少しは安心できるとは思いますが、今は白鳥にしかありません。

そこで1つ、こんな支援ができたらいいのではと考えるのは、子育ての支え合いです。子供を連れて出かけることが難しい多胎児家庭は、どうしても孤立化してしまいます。その結果、お母さんの鬱、子供虐待、育児放棄となってしまいます。そのようなとき、ファミリー・サポートの利用を誰でも考えるわけですが、これも先ほど言いましたように、なかなかできないのが多胎児家庭なのです。

乳児を抱えては、手続するのがなかなかできないのが現状です。幼稚園や保育所に入園できる年齢なら本当にありがたい支援なのですが、ゼロ歳から2歳児までは大変です。

では、多胎児ママたちはどうしてほしいのかと聞くと、やはりファミリー・サポートの手続などは、こちらから出かけるのではなく、家に訪問してもらえるとありがたいし、また話し相手にもなってもらいたいということをお聞きしました。

そこで、育児の先輩ママたちにサポートしてもらい、子育てによるいらいらや成長の不安、助けてほしいことなど、何でも話せる相手が必要ではないかと思います。そうすることによ

り、子供への虐待や子育てノイローゼ、育児による鬱状態などを防ぐことができるのではないかと思います。本市では多胎児を持つ家庭において、何か特別な支援をしているのでしょうか。また、今後何か考えていくことはありますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

子育て支援センターでは、多胎児親子を対象とした「わくわくフレンズ」教室を毎月1回、午前9時30分から午前11時30分まで開催しています。

この教室には、毎月2組から3組の多胎児親子が利用されています。毎月発行しておりますわくわくだよりやホームページで開催日を御案内していますので、ぜひ御参加いただきたいと思います。日程的に教室に参加ができない方や御来館が難しい状況にありましたら、電話やメールでも結構ですので、ぜひ御利用いただきたいと思います。

また、児童課では、養育が必要な御家庭には養育支援訪問事業を実施しています。専門の相談員が御家庭を訪問させていただき、養育支援を行っています。

さらに、健康推進課では、乳幼児健診や相談事業、産後ケアを実施しております。お困りのことがございましたら、何なりと御相談いただきたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 多胎児のお母さん、年子を持つお母さんの育児を少しでも助けてあげられる支援を、豊田市で起きたいたたまれない事件が起こらないように、今後の弥富市でも考えていかなければならない課題だと考えます。さらなる子育て支援を充実していくために、自信を持って子育てするなら弥富でPRできるよう、ぜひ考えていただきたいと要望して質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、令和になり、最初の今定例会での一般質問となりました。元号が平成から令和に改元され、約1カ月が過ぎ、新しい時代の幕あけでもあります。新しい時代となった今、継承すべきことは時代に合わせた形で後世に引き継ぎ、引き継ぎがなくてもいいことは早々に終結をさせなければならないときです。よって、今回の一般質問は、後世に引き継ぐべきではない問題からの質問となりますので、よろしく願い申し上げます。

まず1点目の質問は、目指せ交通事故死亡ゼロのまちと題して伺ってまいります。

昨今、全国的に交通事故死亡者数は減少傾向にあります。昨年度は、それでも全国で3,532人の方が亡くなっています。全国的な統計からすると、1970年の1万6,765人をピークに、昨年ではピーク時の約4分の1になっている中、65歳以上の高齢者の死者数は1,966人

で、全体の55.7%となっています。愛知県においては、16年連続のワーストとなる不名誉な記録となり、189名の方が亡くなっております。

交通事故死亡事故において愛知県警の報告によると、実際、高齢者の占める割合が増加傾向にありますが、若者の交通事故死亡事故も同様、多いことが報告されております。ただ、団塊の世代を含む高齢者の増加と若者の車離れが原因となり、高齢者の割合が多いとされております。

最近の死亡事故で記憶に新しいところでは、5月8日、大津市、園児の列に車が突っ込み2名の園児が亡くなり、1名は重体、2日後の10日には、西尾市で母親と2歳児が巻き込まれた事故で、母親が亡くなられています。15日には、コインパーキングから出庫した車がフェンスを突き破り、公園の砂場に突っ込み、園児は保育士さんの機転により無事でしたが、かばった保育士1名がけがをされております。

本当に痛ましい事故であると同時に、最近、犠牲になるのが幼い子供であることや、連日どこかでこのような事故が起きていることから、もはや安全が担保されなくなった時代に突入したことを認識しなければならないと思います。

少子化が叫ばれている今、国の宝でもある子供が犠牲になっている現実を重く受けとめなければならないと考えます。高齢者が当事者となる事故はふえ続けていることは、数字からも証明されております。しかし、車を運転しなければ生活ができないということは切実な現実でもあります。本当に行政が対策をとるのに、待ったなしの時代に突入したと思います。啓発運動、周知では効果が不十分になってきました。

実際、私もゼロの日の街頭活動に参加させていただいております。交差点に立って感じたことがあります。まず、自動車、自転車問わず、運転している一部の人がゼロの日の意識が薄く、いまだに携帯電話やスマートフォンを片手に運転をしたり、信号無視も含めた無理な運転をされている方が見えることが非常に残念と同時に心配です。

当市の政策の一つに、安心・安全なまちづくりを掲げています。交通安全対策は、この対策に含まれると考えますので、当市の交通安全対策を順次お聞きします。

それでは、保育所、小・中学校の交通安全対策を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 保育所、小・中学校における交通安全対策についての御質問でございますが、保育所では、毎年、愛知県警察から交通安全チーム「あゆみ」の派遣を依頼し、子供たちに対して、人形劇や紙芝居などでわかりやすく楽しい交通安全教室を行っていただいております。

また、年長児は警察官の制服を身につけ、保育所周辺の道路に出て「僕、私、必ずとまります」と、通り行く市民の方々に呼びかけをし、啓発運動を行っています。

保育中の安全対策としては、散歩等、保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の

体制など、安全に十分配慮しています。

小・中学校では、児童・生徒への各種の交通安全対策を行っております。全小・中学校において、登下校時に交通安全指導を行っております。また、小学校ではPTAと連携し、その指導を行っております。

小学校の対策として、警察や交通指導員と連携し、交通ルールや歩行者が気をつけること、自転車に乗っているときに気をつけることなど、指導を交通安全教室で行っております。また、通学団会議においては、通学路の安全などについて指導する中で、交通安全について考える機会を持っております。

中学校では、生徒会の活動として交通安全の啓発活動を行い、交通安全への意識を高めております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 保育所において、現在、保護者が送迎をされる際に、所定の駐車場を利用されていると思います。駐車場を出入りする際に、余り減速をされずに進入される方を目にする機会が何度かあり、肝を冷やしました。朝夕の忙しい時間帯ではありますが、駐車場内には小さなお子さんがいるということを啓発等するべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

保育所送迎どきの交通安全対策についてですが、保護者の方へのお願いとしまして、子供から常に目を離さない。駐車場で遊ばない。道路へ飛び出さない。込み合う駐車場ではスピードを落とし、送迎後は速やかに車を移動する。保育所においては、ルールをつくっているところもございます。お互いに譲り合い、マナーを守って利用するなどでございます。また、朝夕の込み合う時間帯は職員が駐車場で旗を持ち、誘導・整理も行っております。今後も、保護者の方が交通ルールをしっかり守り、常に子供のお手本となるような安全行動を行っていただくよう、いま一度、周知徹底をしまして、交通事故が起きないようにしてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、高齢者に対しての交通安全対策を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

海部南部交通安全推進連絡協議会、弥富市福寿会連合会、蟹江町長寿会連合会、飛島村老人クラブ連合会、愛知県交通安全協会蟹江支部及び蟹江警察署と、毎年9月に開催しております海部南部高齢者交通安全総決起大会に高齢者の方々に御参加していただきまして、交通

事故をなくすための大会決議や、交通安全教育チーム「あゆみ」による交通安全教室を実施し、改めて交通安全に対し、再認識をしていただいております。

また、各集会や総会などにおいて、出前講座などを活用して、蟹江警察署による交通安全教室を実施し、好評を得ており、今年度も同様に進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、自転車運転に対する交通安全対策を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

小学校では、交通安全教室のときに地域の自転車販売組合に御協力をいただき、児童の自転車の点検をしていただいております。中学校では、ヘルメットの着用の指導や、自転車の安全点検を毎年4月に自転車販売組合や教職員が行っております。また、ゼロの日や交通安全週間、定期テストの下校時には教職員が通学路に立ち、生徒の自転車通学指導をしております。

そのほかにも、学校では朝礼やPTA総会等、機会を捉え、児童・生徒や保護者の方々にも交通安全のお願いをしております。

さらに、教育委員会では、昨年度から自転車保険に全員加入するようPTAのいろいろな機会において啓発をしております。

高齢者につきましては、愛知県交通安全協会蟹江支部による高齢者自転車大会の訓練や、出前講座を活用して、蟹江警察署による交通安全教室を実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 2年前に当市内で、高齢者が近くに横断歩道があるにもかかわらず、横断歩道以外を無理に横断し、亡くなったという悲しい事故がございました。それにもかかわらず、今もまだ自転車運転での斜め横断が多く見受けられます。特に、高齢者が国道1号線を斜め横断されるのを日常的に目にします。斜め横断についての対策はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

高齢者の斜め横断は、とても危険な行為であり、対策が必要だと認識しておりますので、今後は、蟹江警察署、関係団体や関係部署と調整を図りながら、高齢者の集会などにおいて斜め横断の危険性や、加齢に伴う認識のずれなどについて、さらに啓発をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 自動車運転での交通安全対策を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

基本的には、各種講習などを蟹江警察署が行っております。

ほかには、蟹江警察署、関係機関と連携して、通学路、生活道路、交差点などの自動車事故の多発場所を定期的に巡回しており、あわせて危険箇所などにはカラー舗装、グリーンベルト、注意看板の設置など対策を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、大きく4点伺いましたが、市民に周知がどこまでされているのが問題だと思います。警察と連携して啓発活動に取り組まれていることは承知しております。しかし、団体の代表が講義等を受け、会員にどこまで周知されているのかは疑問だと思います。

以前、単純な疑問を委員会のお聞きしました。それは、よく答弁で、広報、ホームページで周知しますと答弁をいただいております。果たして、市民全体のどれだけの方に届いているのだろうかと思い、約4万4,000人、世帯数では約1万8,000世帯の広報購読率をお聞きしましたが、情報を提供することまでで、その先は行政の関知するところではないので調査はしていないと答弁をいただいた記憶がございます。

本当にそれでよいのかと疑問がいまだに残っております。本当に市民に知らせなければならないことの情報発信は、もっとほかにやり方があるのではないかと考えます。例えば、購読率から見れば、広報より新聞のほうが間違いなく購読率が高いわけです。ですから、新聞に記載をすとか、保育所、小・中学校から各家庭に配付し周知してもらおうなど、効率のよい手段はあると考えます。市民一人一人に啓発や対策を行うことが早急な課題と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

交通安全の啓発につきましては、広報やホームページで行うほかに、各季ごとの全国交通安全運動に合わせ、県、蟹江警察署、海部南部交通安全連絡協議会など、関係団体と公共施設、駅、大型スーパーなどで交通安全啓発キャンペーンを実施し、交通事故防止啓発グッズやチラシの配付を行い、安全運転の意識向上を図っております。

また、毎月ゼロの日には、市内の主要交差点などを巡回しつつ、周囲の方々に向けて広報活動を実施しております。今後も、蟹江警察署や近隣市町村、関係団体と情報を共有しつつ、新たな方策を取り入れながら広報してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 午前中に引き続きまして、一般質問を行います。

先ほどは、総務部長のほうから、市民一人一人に啓発や対策を行う答弁をいただきました。

これからは行政だけでは限界がございます。地区単位で自主防災同様に、交通安全も地区単位で取り組んでいかなければならないと思いますがどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

学区コミュニティの部会の中に、多少名称は異なりますが、交通防災部会がございます。

交通安全教室や自転車安全教室、歩行訓練、交通安全講話など実施していただいております、地区においても出前講座を既に活用していただいております。

本市におきましては、交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を期する目的で弥富市交通安全推進議会を設置しており、各学区区長会長を初めとする学校、保育所、PTA、福寿会など、各種多様な団体の長の皆様と街頭指導など交通安全運動について協議をしておりますので、現在のところ、自主防災会のような地区の組織の設立については考えておりませんが、例えば防災訓練での避難訓練などの際に交通安全についても考えていただけますよう啓発してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現に地区単位での取り組みとして、スクールガード、交通指導員やボランティアの方々も、地区ごとに本当によく取り組んでいただいております。こうした取り組みの裾野を地区で広げていけば、効果は出てくると思います。

ソフト面では、今まで述べたとおりですが、ハード面の整備はどうでしょう。

冒頭にも申し上げましたとおり、死亡事故の原因は、高齢者や運転に不安を感じる方の運転操作ミスによるケースをどう防ぐかです。

自動車などの乗り物自体の安全対策はメーカーに期待ををするとして、行政ができるハード面での整備を早急にしなければならないと考えます。実際、当市でも、自動車運転免許返納者に対して、今年度から対策がされます。再度、確認も含めて説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 平成31年度より75歳以上の運転免許返納者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成する事業を始めました。

対象者は、市内に住所を有する在宅の方で、1. 平成28年4月1日以降に運転免許経歴証明書または運転免許証の取り消し通知書の交付を受けた75歳以上の方。2. 介護保険施設などに入所していない方。3. 自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方。4. 心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方。5. 介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けて高齢者福祉タクシー料金助成を受けていない方。6. 基本チェックリストによる事業対象者として高齢者福祉タクシー料金助成を受けていない方。以上の点に該当する方に助成をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御説明いただきましたが、ただ、これから返納される方々の一定期間だけで、その後は元気で生活される方に補助はありません。

自動車運転免許証返納について、以前、一般質問をさせていただきました。そのときにも申し上げましたが、強制にできるものではなく、あくまでも自主返納ができる施策・対策をしなければ、この問題は解決できません。

今回の幼児が犠牲になった事故等をきっかけに、自主返納が昨年より増加したと報道がなされましたが、あくまでも公共交通機関の整備が整っている自治体であることは言うまでもありません。

当市も、公共交通の見直しをする回答をいただき、昨年10月の総務建設経済委員会で、先進地視察を予定され、期待しておりましたが、残念なことに中止にされました。しかし、幸いにも今年度、行財政委員会にて同先進地を視察が予定されております。

公共交通を早急に整備することにより、自主返納がしやすくなるきっかけになると考えます。こうした改正や改善が進む中ですが、でき上がるまでの間も世の中は日々動いております。

そこで伺いたいのは、自主返納者だけではなく、既に何年も前に返納された方も含めた施策にはできないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 対象者につき、運転免許経歴書の交付を要件としており、その証明書につきまして、自主返納後5年を経過した場合には交付ができないとなっているため、何年も前に返納された方について対象外とさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 返納者が最初だけの支援では、今回の施策も効果は期待ができません。と思います。

そこで、返納者と後期高齢者で免許を持っていない方も含めた考えの施策に改善はできな

いか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 現在、愛知県下で高齢者向けにタクシー料金の助成制度等を行っている市町村の数は16市町村あり、後期高齢者の75歳以上という年齢限定で事業を行っている市町村は8市町村です。

他の8市町村は非課税世帯などの条件を付加している状況です。議員の言われる後期高齢者以上で免許を持っていない方となると世代的にもかなり数は限られてくると思いますが、免許証を所持していないことを確認する手段が、本人の申告以外の手段があれば取り組むことも可能かと思いますが、要介護認定を受けなくてもチェックリストを行っていただき、生活機能の低下が見られれば助成チケットをお渡しできますので、まずはそちらの制度を御利用していただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 例えばですが、現在、愛知県のタクシー初乗り料金は普通車で600円です。週に1回、月4回の往復の初乗り分として、市内在住の後期高齢者約5,700人が全員返納したと仮定して計算します。600円の初乗り分掛ける2往復、月4回掛ける年間12カ月、1人当たり5万7,600円という答えが出ます。5万7,600円を5,700人、年間3億2,832万円かかります。

この数字は、当市のたばこ税とほぼ同額です。近年、喫煙者が肩身の狭い思いをされておりますが、こうした目的がはっきりとしたことに使用していただければ、たばこは市内というポスターも生きてくると思います。ふるさと納税に高齢者支援事業として取り上げるのも一つの手段だと思えます。市外に住んでいらっしゃるお子さんやお孫さんが、両親や祖父母のためにと考えていただける可能性もあります。

このような対策はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 議員の御提案いただきましたふるさと納税につきましては、現時点では市の方向性として行っていないとなっており、今時点では難しいと考えます。

議員の試算していただきました財源の確保は、かなりハードルが高いため、まずは、地域公共交通網形成計画の見直しを行い、コミュニティバスの利便性を向上させていく必要があると考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） きの中の一般質問でも大原議員、佐藤議員、そしてまたきょうの平野議員、先輩議員も発言されておりましたが、市民、市役所、市議会がスクラムを組み一体

となり、既成概念にとらわれず、知恵を出し合い、よいと思うアイデアはまず取り組んでいくべきと考えます。

最後に、税金を投入しなければいけないところには投入し、それで交通死亡事故の原因が一つでも根絶できれば、決して高いとは思いません。市長のお考えと総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高齢ドライバーの車が暴走して母子が死亡した東京、池袋の事故、車が歩道に突っ込んで保育園児2人が亡くなった大津市の事故などによる、子供の犠牲になる大変痛ましい交通事故が相次いでおります。

県におきましては、平成30年まで16年連続ワースト1位と不名誉な記録を更新し続けているところでは。

本市におきましては、皆様の御尽力のおかげをもちまして、去年は幸いにも交通事故で亡くなられた方はおられませんでした。

しかしながら、平成30年は平成29年より38件、45人減少はしておりますものの、215件、272人の方が何らかの事故に遭われておるのが現状でございます。市民の皆様が、交通事故に遭われることなく、健やかに過ごしていただくことが私の願いでございます。

今後も保育所、小・中学校では、引き続き交通安全についての学びや、県、蟹江警察署、関係機関などと連携を密にし、より効果的な事業を全庁挙げて展開してまいりたいと考えております。

今年度から運転免許証返納者には、タクシーチケットの補助を行い、またコミュニティバスのあり方について講演やワークショップを開催し、交通弱者の対策について考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 人命はお金にかえることができません。弥富市は、市民一人一人が交通安全意識が高く、交通死亡事故とは無縁なまちにさせていただくことを要望いたしまして、1問目の一般質問を終わります。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、デジタル障害から市民を守れと題して伺います。

近年、社会はデジタル化が急速に進んでいます。約20年前、時代はダウンサイジングにより、オフィスコンピューターからパソコンへ主役が変わり、急激に進歩を遂げました。さまざまなものがアナログからデジタルにかわり、中でも携帯電話とインターネットは目覚ましい進歩を遂げました。携帯電話にインターネット機能が搭載され、電話機が小型のパソコンの一部となり、今のスマートフォンに進化し、いまだに進化し続けています。

通信回線もアナログ回線からデジタル回線になり、今、現在では第4世代回線、4Gに進化し、2020年には第5世代通信回線、5Gになると言われております。車の自動運転や遠隔地での手術が、都市部の病院で医師が遠隔操作により手術ができたりと、可能性は未知数と言われています。

しかし、よいことばかりではなく弊害もあります。技術の進歩のスピードは、一昔と比べて格段に速いスピードで進化をし続けています。よって、技術進化の現代人の脳がついていけなくなっているということです。

こうしたことから、デジタル機器が人間の体に及ぼすデジタル障害となっています。身近なところでは、現代人の必須アイテムのスマートフォンとパソコンです。今や生活になくてはならなくなっていますが、どのような障害があるのか。よく耳にするのがブルーライトです。これは、目や睡眠障害の原因となると言われています。

最も問題なのが、パソコンやスマートフォンへの依存症です。子供から大人まで、ゲーム、SNS、ネットサーフィンなど、常にデジタル機器と接していないと落ちつかないとか、不安で心配など、食事をする際もスマートフォンを見ていたり、依存をしている方々が非常に多くなっている現代病です。

こうした現実を踏まえて、伺ってまいります。

まず、依存症について伺います。当市でデジタル依存症の把握はどれだけされていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

ネット依存症、スマホ依存症とも言われるデジタル依存症については、オンラインゲームやSNSなどに夢中となり、スマホ等のデジタル機器を手放すことができず、ブルーライトによる眼精疲労や睡眠障害のほか、人間関係の不安感などによって、心身の健康状態が悪化し、遅刻や不登校、さらに症状がひどくなると、鬱病の発症や家庭内暴力など、日常生活や社会生活にさまざまな支障を来すものであることは認識しております。

最近では、5月25日の世界保健機構（WHO）の総会において、このうちのゲーム依存症を「ゲーム障害」という疾患名で国際疾病分類に加えるとの報道もなされております。

また、厚生労働省研究班の平成24年度の推計でも、ネット依存症のおそれがある中・高生は52万人との報告がなされており、その後も急速に進むデジタル化によって、この依存症の数はさらに急増しているのではないかと想像しております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、携帯電話、スマートフォンの普及率が年々上昇し、今や小学生で60.2%、中学生で82%、高校生に至っては98.5%となっています。

小・中学校の依存症対策は、何かされていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 依存症対策についての御質問でございますが、小・中学校では、児童・生徒が依存傾向にならないよう、スマホや携帯の使い過ぎによる健康障害、例えば目の疲れ、視力の低下、睡眠不足、集中力の低下などについて、学校医、保健主事、養護教諭、そして担任の連携のもと指導しています。

具体的には、日々の児童・生徒の指導のほか、学校保健委員会での取り組みや児童・生徒の委員会活動を通して行われています。また、養護教諭は、日常の保健指導の中でも対応しています。

また、これらの課題については、各保護者の御協力も大切です。機会あるごとにスマホ等の使い過ぎに注意することや規則正しい生活習慣の大切さをお伝えし、学校と家庭が連携して子供たちの健全育成に努めてまいっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 子供も親も、普及に伴った危機管理の危機意識はさほど高いとは言えません。個人情報漏えい、誹謗中傷、詐欺や未成年が犯罪に巻き込まれる危険性など、たくさんの危険が潜んでいます。未成年で61.5%、子を持つ親が50.9%で、危機意識が特にないことを調査で回答されております。

特に小・中学校においては、絶対にこれから情報社会になっていく現代、教育と対策は必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 情報社会における教育と対策についての御質問でございますが、これからの情報社会への教育と対策の必要性については、とても重要であり、必要であると認識しております。

小・中学校の児童・生徒は、これからの情報社会で生きていくための知識と知恵が求められているところであります。学校教育において、学習指導要領によって情報モラル教育の推進が明記され、対応する教材も普及し、企業、NPO、警察による出前授業も行われるようになりました。毎年、小・中学校において情報通信会社等による携帯、スマホ教室を行い、情報の扱い方、SNSなどの危険性などについて、専門の方から実際の事例を通して、知識、知恵の習得に努めております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 年齢を問わず、日々デジタル機器の使用で脳が悲鳴を上げています。

依存症を含め脳を休める時間が必要です。完全に脳が通常に戻るには、スマートフォンなどのデジタル機器を全くさわらない時間が、何と72時間とされており、実際には3日間も全くさわらないなど、電波が届かないよっぽどの僻地に行かない限り不可能だと私も思い

ます。

しかし、脳にはある程度の休息が必要です。最低でも24時間必要とされております。週末などを利用すれば不可能ではないと思います。

この対策として、今、話題になっているのがデジタルデトックスです。いろんな会社がこのサービスを提供しています。感覚として、体力づくりにジムに通う感覚だそうです。なかなか自分で行動するにはきっかけが必要です。

まず、デジタルデトックスは知っていらっしゃるでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

デジタルデトックスについては、実際に高橋議員から質問をいただくまでほとんど理解をしておりませんでした。インターネットで調べたところ、一定期間、スマートフォンやパソコンなどのデジタル機器との距離を置くことでストレスを軽減し、現実世界でのコミュニケーションや自然とのつながりの中に焦点を置くという取り組みであるということを知りました。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市は、健康都市宣言をしていますので、設備投資もかからない、このデジタルデトックスに取り組んではどうでしょうか。

しかし、取り組むには多少の専門知識は必要となりますがいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

デジタルデトックスの取り組みに関しては、市としては、例えば、トイレや寝室にはスマホを持ち込まない。食事中や会話中にはスマホを使用しない。スマホを持たずにウォーキングを行う。就寝前や起床後の1時間はスマホを確認しないなど、すぐに実行可能な身近な取り組みについて、広報やホームページ、健康教育などの保健事業を利用して啓発をしていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） このデジタルデトックスで全てが解決するものではありませんが、改善される可能性は秘めていると思います。

最近、LINE等やSNS、インターネットが原因で悲しい事件が報道されております。目に見えないウイルスと同じだと思います。知らず知らずに心や体が侵されていき、結果はよいことは何もありません。今回の公開ラジオ体操で健康づくりをするのと同様に、デジタル障害から市民を守っていただきたいと思います。

最後に、この問題に対する市長のお考えと総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） スマートフォンなどのデジタル機器の普及は、子供から高齢者まで幅広い年齢層へ広がり、現代社会の必需品となりつつあります。

家族や友人とのコミュニケーションツールとして、また趣味や勉強道具として、近年では店舗で支払い決済ができるなど、さまざまな利用法、メリットがある一方で、いつでもどこでも簡単に利用できることから、デジタル依存症の発症のもととなっているのが現状であります。

こうした状況を踏まえ、ただいま担当部課長から答弁させていただきましたように、小・中学生を初めとした市民に対して、よりよいデジタル機器の利用及び対応について啓発を続けていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

2問目の質問は、これから深刻になっていくと予想される現代病、デジタル障害について質問させていただきましたが、ぜひ当市が近隣市町村に先駆けて取り組んでいただきたいと思っております。

結びに、今回の一般質問は早期対応が必要な課題であると考えます。冒頭にも申し上げましたが、今回質問させていただきました問題は、令和の時代に引き継ぐべきではない問題だと思います。早くから取り組んでおけばよかったと、後で後悔や手おくれにならないためにも、安藤市長には切に要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之、通告に従いまして一般質問2点、御質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

令和元年を迎え、新春のことほぎの喜びを申し上げるともども、その中でも5月の1日を迎えましてはや1カ月と、月日がたってまいりました。

それぞれいろんな思いがある1カ月を過ごしてきたわけでございます。木々の樹木も緑豊かになってまいり、その中でもそれぞれ心に深呼吸を与えていただいて、川辺にもこれからは蛍がやってまいります。光り輝くこの季節、弥富市もいよいよ、令和元年とともに元気よく、明るく、やる気を持ってやっていくわけでございます。

5月1日に、市長初め職員の皆さんは婚姻届、29組の婚姻の皆さん方、おめでたいお言葉を与えたというのを市の広報、当然書いてありましたし、市長から早々に報告もありましたし、いろいろな点が喜ばしいことがスタートしているこの世の中でございます。

また、弥富市にとっては市民憲章、あるわけでございます。改めて、健康で教養豊かな市

民の皆様方がともに力を合わせて文化の薫り、その中で弥富が邁進していく中で、8月7日、水曜日でございますけど、NHKのラジオ体操が当市で開催されます。当然多くの方、めでたいこと、そしてまた健康宣言した後の一つの大きな事業でもございます。市長初め私ら議員も、そしてまた市民の皆さんも、職員の皆さんもと、ともに健康で行く上で一つの、まずは着実に事業をしていただけることの運びが今年度できることは喜ばしいことだと思う次第でございます。

さて、その中で、また国として新たな幼児教育、保育料無償化に当たりまして、しっかりと選挙の公約の中で自公政権が培ってきたことを進む、そういう意味で国民にとって大事な子は宝だと、安倍首相も何度もお話があるわけでございます。夫婦共働きの生活がスタンダードとなりつつ現状の中で、こうした家計の負担軽減措置は、ある意味すばらしい、よいことだと思います。

そこで、実際にはどのような恩恵が受けられるのか。そしてまた、今の制度とどう変わるのか。無償化という言葉を受け、やはりしっかりと確認をし、そしてまた弥富市民の方にいち早く伝えること、また周知すること、そういう思いの考えの中で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、国から令和元年10月、何がどう変わるのか。幼児教育、保育無料化とは、御説明お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

我が国における急速な少子化の進行、並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設するなどの措置が講じられたものでございます。

この幼児教育無償化の趣旨は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、教育の重要性が上げられているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 基本的な内容のことだと思いますが、その次の内容をそれぞれお伺いしてきます、順次。

無償化の対象となる人、また無償化の対象となるサービス、こういうものはどのような内容でしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

無償化の対象者についてですが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導

型保育を利用する3歳から5歳児の子供たちの利用料が無償の対象となります。

ただし、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料につきましては、月額2万5,700円を上限として無償となります。

また、ゼロ歳から2歳児は、これらの施設を利用する住民税非課税の世帯が対象となります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 続いて、逆に無償化の対象にならないサービスは、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、保護者から実費として徴収しております費用は、無償化の対象とはなりません。具体的には、日用品や文房具、行事などの経費、通園の送迎費用、延長保育を利用した際の利用料などでございます。

食材費につきましては、これまでも基本的に施設からの徴収、または保育料の利用料の一部として保護者が負担してきましたことから、この考え方が継続されます。

3歳から5歳児までの子供の食材費については、米、パンなどの主食費とおかずなどの副食費、両方ともこの制度の対象とはなりませんので、今後、市で料金を定めて保護者に御負担いただくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 最後の文章のほうですね、当然食事に関しましてはしっかりと市の皆さん、精査していただいて、そしてまた必要な経費ではいただくというわけでございます。それはやはり食べ物の、保護者も子供も食べることににおいては、無償ではない状況をつくり上げていくには大切にすることと、人間形成をつくると、先ほどの最初の中身のあった意見でございますので、そういうのを加味してそういうことを考えられていくかなあと思います。

当然、食物、食べ物、人、大事にすることは忘れてならんことでございますので、弥富市は非常に食事の面はしっかりとしている体制でもございますし、小・中学校もしっかりと給食は残飯はないわけでございますので、そういう意味で、そういうことは基本的に大事なもののかなあと。そしてまた、市の運営にも財政にも影響を与えることなく、しっかりと精査をして料金を決めていただきたいなあと思います。

引き続き、質問させていただきます。

現在の制度と比べて、軽減されるのはどのような内容でしょうか、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

本市内におきましては、弥富市立の公立保育所、9つの保育所でございますが、それと認

定こども園弥富はばたき幼稚園の幼稚園部と保育園部、さらに企業主導型保育3施設、具体的に申し上げますとちびっこランド、偕行会さんのたんぼぼ、海南病院のさくらんぼさんでございしますが、この3施設に通う3歳から5歳児までの利用料が無償化の対象となります。

なお、本市ののびのび園は、国の制度上の対象施設ではございませんが、市単独の施策としまして、3歳から5歳児までの利用料については、無償化で検討を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） そうですね。のびのび園、こちらについても無償化で進めることの運びをしていただきたいなあと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、これから市民の皆さん、そしてまた市としても、国からのいろいろな案内がきちつと来るとは思います、改めて市民の皆さんにはどのような形で理解と御協力、また周知ができる内容をよろしくお願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、国においてリーフレット、案内書を準備中でありますので、届きましたら、保育所等で保護者に配布させていただきます。また、合わせまして、市広報やホームページ等で周知に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 保育所等、保護者の方、また説明というのやはりきちんとやっていただきたいなあと思いますし、また、もし市民と寄り添う状況の中で幼児健診があるかと思ひますので、その折にも健康推進課の皆さんにも、しっかりと職員同士がタイアップしていただいて、共有していただいて、そういうお話も市民の方のひとつ窓口として、その中でいろんな御意見があればまた聞いていただいて、まずはしっかりとそのような市としての取り組みをやっていただきたいなあと思います。いま一度、よろしくお願ひしたいなあと思ひます。

また、この中でも、もう一つは私的契約児の対象ということがございします。その辺の内容もよろしくお願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

保育の必要性がないとなっております私的契約児でございしますが、3歳から5歳児の私的契約児につきまして、現時点ではこの制度の対象となっていないため、従来どおり保育料を御負担いただくこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） そうですね。私的契約については、そのような形にならざるを得ない

という状況だと思います。

また、いろいろな子供の研究会でちょっと見たところで印刷してきましたけど、やはりこういう形の内容もいろいろなものが出ておりますし、早く知っておられる方は早目に知られる方もおられます。改めて、国からのリーフレットをしっかりとお話をさせていただいて、市民の方にいち早いお届けをしていただければと思う次第でございます。

1つ目の質問については終えさせていただきたいと思います。

引き続き、2つ目の質問をさせていただきます。

子育て世代の取り組みの内容の充実に取り計らいをいただくわけでございますけど、その中で4点ほど御質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずは、当市におかれまして、保育所並びに児童クラブ、当然、利用者の方も数多く含まれながら、核家族化が進んでいく状況の中で、やはり市としてもきちんとした対応と、そしてまた、近隣市町の状況も加味しながら、これから取り計らいを進めていただく。特に、やはりこれからの国のこの政策とともに、よき弥富市となるため、そしてまた子育ての弥富市となるために一つ一つ、また保育所と児童クラブ、状況の内容を含めながら御質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず1つ目、保育所、児童クラブの開設時間、延長時間、土・日を含めての時間帯をお伺いします。確認でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

保育所の利用時間は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間に応じて、保育短時間と保育標準時間のいずれかの区分になります。

保育短時間の利用時間は、午前8時から午後4時までで、保育標準時間は午前7時30分から午後6時30分までとなっています。これを外れる時間帯が延長保育時間となります。

次に、児童クラブの利用時間ですが、平日は下校後から午後6時30分までで、学校休業日は午前8時から午後6時30分まででございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然の内容でございます。今の現状ですね。

その中でも、児童クラブの終了時間をやはり延ばしていただきたい。保育時間も延ばしていただきたい。その中で他の市町は7時が多い状況でございますけど、そのことを含みながら、7時まで延長できないかなあというふうな思いで質問をさせていただきますので、7時までにはできますか、どうですか。現状をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

児童クラブには4月1日現在、472名の児童が在籍しております。終了時間の午後6時30分までに保護者の方が迎えに来ることができず、ファミリー・サポート・センターを利用している方は2名見えます。ほかの470名の児童は保護者の方に迎えに来ていただいているのが現状でございます。

両親の雇用証明を調べましたところ、午後6時30分までにお迎えが間に合わないと思われる児童は18名でした。その内訳としまして、午後7時までに迎えに来られる方が5名、午後7時以降でなければ迎えに来られない方が13名となっております。

児童クラブを利用する児童数は、平成27年4月には289名でしたが、平成31年4月は472名で183名の増であり、年々利用者がふえております。

このような状況の中、児童クラブで働く支援員の確保が大変困難になってきており、児童クラブの利用時間の延長を進めていくことは難しい状況でございます。その要因としまして、支援員の資格要件を初め、変則時間勤務などの労働環境が上げられます。現状では、利用する児童数が毎年増加しており、児童の増加に対応する支援員を確保することが重要な課題でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、近くに御両親がいられば、時間内にもお迎えが行けるわけでございますし、その他の手法の形で核家族の皆さん方もお迎えにお願いできる、頼りになる方をお願いするわけでございますけど、ただ、弥富市のまちも変わってまいりましたので、その中で、先ほど核家族化の中で少しでも働きやすい環境で御両親はお仕事をしながら、そしてまた子供は安心して弥富市に住んで、預けて、お願いをします。少しでも、30分でも、今後、これから考えていただくことの運びをしっかりとお願いをしたいなあと思う次第でございます。そうすることによって、また一番、核家族の若い子育て世代は安心・安全に勤めることができるかなと思っておりますので、いま一度、考えを持っていただきたいと思っております。要望だけしておきますのでお願いいたします。

次に、市内におかれましては、社会福祉法人、また特別養護老人ホームの施設長さんから、子供たちと触れ合う等の案内の依頼があった場合の対応をお伺いします。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守児童課長。

○児童課長（山守美代子君） お答えします。

地域との交流につきましては、南部保育所では輪中の郷、十四山保育所ではヴィラ飛島、大藤保育所では愛厚弥富の里へ訪問させていただいております。

また、高齢者の方との触れ合いの場としまして、保育所での「祖父母とのふれあい」事業や「ふれあい昼食会」、また「デイサービスでのお年寄りとのふれあい」にお招きいただいております。

今後も保育所では、老人ホームなどから御依頼がありましたら、可能な限り対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、触れ合いをする子供さん、特に幼児の方と、この施設に入っている皆さん方と、そしてまた施設長の職員のスタッフの皆さんも、やはり元気で明るく触れ合うことが生命の誕生も力強くなるわけでございます。たくさん、そういう交流のお話がありましたら、どうか快く受けていただいております。ありがとうございます。

いろいろな子育て世代を含めながら、課長には答弁をしていただきました。ありがとうございました。

最後になりますけど、安藤市長のこのような見解の中での総意をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 御要望の児童クラブ利用時間の延長につきましては、担当課長より現状を説明申し上げました。支援員等の処遇の改善につきましては、毎年行っておりますが、児童クラブを利用する児童数が年々増加している中、支援員の確保が困難な状況であるなど、現時点では延長の見直しを考慮しておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、市長、また課長の答弁の、しっかりと考えた上での答えでございますので、また今後、近年のうちでもよろしいので少し、少しずつ、一つ一つなし遂げる、着実にいい事業の企てをしていただくことを要望をして、本日の一般質問をおさめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時50分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 炭 竈 ふく代



令和元年6月5日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番  | 加藤克之  | 4番  | 高橋八重典 |
| 5番  | 永井利明  | 6番  | 鈴木みどり |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 三宮十五郎 |
| 9番  | 早川公二  | 10番 | 平野広行  |
| 11番 | 三浦義光  | 12番 | 堀岡敏喜  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高清  |
| 15番 | 武田正樹  | 16番 | 大原功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 14番 | 佐藤高清 | 15番 | 武田正樹 |
|-----|------|-----|------|

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                  |       |                  |        |
|------------------|-------|------------------|--------|
| 市 長              | 安藤正明  | 副 市 長            | 大木博雄   |
| 教 育 長            | 奥山 巧  | 総 務 部 長          | 渡邊秀樹   |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 宇佐美 悟 | 開 発 部 長          | 大野勝貴   |
| 教 育 部 長          | 立松則明  | 総務部次長兼<br>庁舎建設室長 | 伊藤重行   |
| 総務部次長兼<br>財政課長   | 安井文雄  | 開発部次長兼<br>農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 開発部次長兼<br>土木課長   | 伊藤仁史  | 会 計 管 理 者        | 横山和久   |
| 監 査 委 員<br>事務局 長 | 山下正己  | 総 務 課 長          | 佐藤文彦   |
| 秘書広報課長           | 安井幹雄  | 企画政策課長           | 佐野智雄   |
| 危機管理課長           | 伊藤淳人  | 税 務 課 長          | 佐藤雅人   |
| 収 納 課 長          | 細野英樹  | 市民課長兼<br>十四山支所長  | 鈴木博貴   |
| 保険年金課長           | 服部利恵  | 環 境 課 長          | 柴田寿文   |
| 健康推進課長           | 飯田宏基  | 福 祉 課 長          | 大木弘己   |

|                                                 |      |                              |       |
|-------------------------------------------------|------|------------------------------|-------|
| 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 藤井清和 | 児童課長                         | 山守美代子 |
| 商工観光課長                                          | 横江兼光 | 都市計画課長                       | 梅田英明  |
| 下水道課長                                           | 水谷繁樹 | 会計課長                         | 伊藤えい子 |
| 学校教育課長                                          | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 山森隆彦  |
| 図書館長                                            | 服部朋夫 | 歴史民俗資料館長                     | 伊藤隆彦  |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 安井耕史 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第33号 弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について
- 日程第3 議案第34号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第40号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第42号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第14 議案第45号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第15 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第47号 市道の認定について
- 日程第17 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第19 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（追加提案）
- 日程第22 議案第53号 工事請負契約の締結について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、佐藤高清議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第33号 弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について

日程第3 議案第34号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第4 議案第35号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第5 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第6 議案第37号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

日程第7 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第8 議案第39号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第40号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第41号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第42号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第12 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について

日程第13 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について

日程第14 議案第45号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について

日程第15 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第16 議案第47号 市道の認定について

日程第17 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第33号から日程第21、議案第52号まで、以上

20件を一括議題といたします。

本案20件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可いたします。

まず、那須議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私の質問させていただく議案は、議案第34号、36号、37号、42号、43号、44号、45号、46号、いずれも消費税関連の議案についてでございます。

今回の消費税増税を見越してでの、そういう前提での議案となっているわけでございますけれども、しかし、この使用料、利用料が値上げとなっている議案が幾つかございますけれども、これが10月増税されるという想定でございますけれども、逆に増税されない場合はどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

消費税を本年10月1日に10%に引き上げる法案は、既に可決成立しておりますので、消費税の引き上げにつきましては、法律上は確定をいたしております。

そこで、仮に消費税の引き上げが延期された場合は、今議会に上程させていただいております使用料等を改正する条例につきまして、施行日を消費税の引き上げが延期された日付に一部改正する条例を議会に上程させていただくこととなります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 延期された状況に応じて、また議案がこうしたたくさん出てくるというような状況になるかと思いますが、そもそも公共料金等の消費税分を値上げするというところでございますけれども、通常の例えば民間会社と同じように、市のほうは国のほうに対して消費税を納めるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

地方公共団体、いろいろな事業をしておりますが、下水道事業等は除きまして、一般会計に属します、ただいま御質問の公の施設の使用料等につきましては、公の施設を貸し出すという市民サービスを提供するというところでございますが、当然、電気料など費用がかかっているわけでございます。そういったものが消費税率8%から10%に引き上げられると、それは市が負担することとなります。その引き上げ分は、施設を使用される方に転嫁させていただくという考え方でございますが、その消費税を納めるかどうかということに関しましては、そういったことは適用されないということで、地方公共団体は、そういった公の施設の使用料に含まれる消費税を納めることはないということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 使用料としては、別に消費税として納めるわけではなく、維持管理等の負担は消費税がかかってくる負担が市のほうにかかってくるということで、それを乗せるということでございますけれども、このたび軽減税率や、また中小業者の努力によって消費税を自分のところでかぶっているというところもございます。

弥富市は、今回はスポーツ推進をする立場なら、やはりこれは値上げする必要がないんじゃないかと思うのですが、市長、どのように考えていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいまの那須議員の御質問でございますが、先ほども総務部長が申し上げましたとおり、やはり施設を運営していく上には、電気、またガス等々におきましては、消費税がかかってくるものでございますから、そういったものを支払う分におきましては、やはり消費税を市としても払っていかなければならないわけでございますから、御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市のほうは、やはり文化・スポーツを推進するという立場にございますので、その辺をしっかりと考慮していただきたいと思います。

続きまして、今度は消費税増税で財源を原資として介護保険料の一部値下げの条例が出ておりますが、増税に伴う景気対策での減税の期限の延長であったりもするんですけれども、増税されなくても、こうした値下げ等の対策は行うんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 消費税率10%への引き上げに合わせて、今回、低所得者の介護保険料のさらなる軽減強化となっておりますので、その差額分につきまして、介護保険料の公費負担同様に、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で負担していくこととなっておりますので、増税分の財源がないとなりますと、この差額分やシステムの改修分まで市が全て負担することになります。そのため介護保険料の値下げは難しいと思います。

現時点では、国や県からは消費税率の引き上げが延期された場合の方針等の情報はございません。そのため正直なところ、判断できない状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 延期のほうは、どうなりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

増税に伴う景気対策での減税の期間延長等につきましては、個人住民税の住宅ローン控除

の適用期間の拡充、これは10年間から13年間に3年間延長されるものでございますが、こういったものは消費税率の引き上げが延期された場合は、地方税法の改正の状況にもよりますが、先ほどの使用料等の場合と同様に、施行日を消費税率の引き上げが延期された日付に一部改正する条例を議会に上程させていただくことになります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 住宅のほうはさておいても、やはり介護保険料といたしましては、やはり大変な御苦労されている方々に対して、減税することはいいことだと思いますので、これは消費税を原資としないように、市のほうでも考えていただいて、検討いただくことをお願い申し上げまして、質問としては終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、三宮議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 私は、議案第35号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定についてお尋ねをいたします。

本件につきましては、この3月定例会をめぐる、通常あり得ないような事態に対して、議会も全会一致で市長に重い責任があり、みずから必要な対応をすることを求めて、辞職勧告決議という、現在行われる一番厳しい議決を全会一致でされまして、市長自身もみずからの責任について必要な対応をされるという強い思いもあって、今回の条例の提案がされたと思いますが、ただ、実際に、これは重ければ重いほどいいという性質のものではなくて、今後、市長や市の幹部が事実上、市の組織として機能しなかった中で起こった失態でありますので、そういうことを二度と繰り返さないということを担保するその一つだというふうに思いますが、この市長個人にとって大変厳しいものとなります。

私も議員にさせていただいて52年目になりますし、1期空白がありますので、実際の議員活動は48年目でございますが、こういう事態は初めてであり、弥富の中でもいろんな問題があって、市長や市の幹部が処分、または自主的なそういう給与の返納するというような条例も決められたことがあります。それに比べると極めて異例のものだというふうに考えざるを得ません。

そこで、市長にお尋ねしたいんですが、第1の原因は市長にあるということでございますが、やっぱり市の重要問題は、市長を初めとする市の副市長、それから各部長等、トップの人たちが共有して初めて機能していくと思うんですね。そういう機能を発揮させていくという上で、私は市長だけが厳しい対応をすればいいということではなくて、二度と繰り返さないためにどうしていくかということの一環として、この問題が位置づけられてやられたのか、市の幹部間でも協議が、本当に今回の事態も反省しながら十分な協議がされて一致した市の方針としてこの提案がされたのか、その辺の経過をやっぱり市民や議会が納得できるように御説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま、三宮議員から私の給与の削減についての質問でございますが、3月議会におきまして、平成31年度弥富市一般会計予算（案）を訂正させていただいた問題は、これまで申してきておりますとおり、私の責任であり、責任の所在を目に見える形で示す必要があると判断しましたので、私の給与を任期中減額する条例を上程させていただいたものでございます。

また、この件につきまして、本当に猛省をしているところでございまして、現在も市の幹部等々とはいろんな事業に対しまして協議をしていく、そんな会議の場を今設けて、いろんな事業に当たっているところでございますものですから、御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私がお尋ねしているのは、そういう性質の問題であるわけでありまして、第一の責任がある市長が、私はそれなりの対応されたことについて、重いか軽いかという問題はありますが、それは必要なことだったというふうに思いますが、ただ、これが市の幹部の総意として、一致して議論をされて、提出されたものなのか、市長の思いで、やりたいからやらせてくれということを出されたのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この減額の件につきましては、私の思いで市の幹部に伝え、このような条例を上程させていただいたわけでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それは、少なくとも市長の思いで、市長が自主的に言われたことでありますが、同時に弥富の幹部会の組織としても、これでいいというふうに合意がされたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、そういうふうにおっしゃるなら、1つお尋ねしたいんですが、今回、やっぱり市長が一番この問題で気にされていたのは、市の財政調整基金がどんどん減ってきておると、これ以上減らしたくないという思いで、全額それを基本的になくするというのを最終的に決断されたということでございますが、その背景には、私は、本年度からの5カ年計画で37億円の財源不足となるということが示されておりましたが、このことについても、やっぱりそういう心配をされた根拠となっているかどうかをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 5カ年計画、37億円の財源不足ということでございまして、この数字につきましては、本当に私もショッキングでございまして、非常に大きな数字であると認識をしたところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） そうすると、既に一般質問の中でも議論をさせていただいてまいりましたが、実際には、この計画は税収を大幅に少なく見積もっているということで、ただ、当初計画、元年度の計画は80億余りでございましたよね。ところが、新年度予算は83億を超える史上最高の予算を計上しておりました。しかも、4月末で固定資産税の調定ができますので、大体年税額がほぼ確定します。その監査委員の審査をした監査資料によりますと、多分、固定資産税は現在計上しておるよりもさらに1億円を超えて増収になる見通しでありますし、従来のように、他の税もそういう見方をしておるとすると、新年度予算より2億数千万円の、また実際の差が出る。80億に比べて実際には86億。だから、5億5,000万ぐらい、税収だけで差が発生しておるということが、大きな。

さらに、これに対して、交付税と税収の見込みだけで、従来のこの5年間の当初予算と決算の関係を見てみますと、例えば、長い話はいかんとしますので、簡単に申し上げますが、25年度は税額で2億9,600万、交付税の予算額と決算額の差が5,800万で、35億4,000万でございました。この間、一番当初予算と差が大きかったのが平成27年度の当初予算と決算でございまして、税収の差額が2億2,200万円、交付税の差額が2億2,300万円で、4億4,500万円ね。一番基本的な収入のところで、いろんなそういう調整をしていくことでありますから、本来は、大きな税収が少なければ交付税額がふえる仕組みになっておりますし、税収がふえれば交付税が減る仕組みになっておりますので、こんな差が合計で出るということ自身が、私は現在の市の財政計画が極めて不安定で、しかもそういう原理原則を離れたものであるということが1つと。

もう一つは、歳出が非常に多くなった背景には、先ほど大原議員も全協で質問されておりましたが、保育士さんなんかの臨時の給料やボーナス、そういうものを改正するということで、人件費も大幅に増額しておりますし、扶助費も増額になっておりますよね。こういうことによって、財源不足が発生するということなんですが、非常に少ない税収、しかも交付税も当然そういう費用の増加ならば、基準財政需要額に対応されてきますので、税収が今のようない見込みなら、そちらのほうはかなり大幅にふえるわけですね。だから、税と交付税の総額で、どちらかがふえればどちらかが減るんですが、トータルでこんな差がずうっと続く、しかもそのことをこの増加の中には全然見ていないというような、やっぱり私は、財政計画は市長だけではなくて、議会や市民の皆さんにも市の財政の実力や実態をあらわしていない。

そのことに市長がショックを起こして、もしされたとしたら、私はこの責任はやっぱり弥富市の組織としての対応というか、現状に大きな問題があるというふうに思いますから、今、市長がおっしゃられたようなことで、もし市の幹部会の総意ということで、この市長のものが了承されたら、今後はそうした本当に市長や副市長を中心にした市の組織が組織として機能する方向についての、やはり率直な市の市長を初めとする幹部の集団として、チーム弥富として、市民に本当に市の財政の実態を明らかにして、今後の事業をどう進めていくか。こんな違いを初めからそのままにしておいて、計画なんていう話では、市長がそういうショックを起こされるような状態でありますから、ましてや議会も、私も平野議員もそうですが、もっと実態に近いものを明らかにすべきだということを言い続けてきました。

私は、合併前の最後の4年間、監査委員をやらせていただいて、その前からずっとやっぱり市町村財政というのは、国の助成の対象になりますから、そういうことを大体毎年7月ごろにはちゃんと国との間で、土台の収入については調整をして、足りない分は交付税措置を受けるといふ仕組みになっておりますので、こんな差が発生しないはずだと。

当時、6年間の平均で、交付税と市税の合計の差は年平均5,000万ですよね。そういうことができていた役所でありますので、一回この辺はしっかりと今後どうしていくのか、また市のチーム弥富として、市長と、それから市の幹部組織が日常的にどういう関係をつくっていくかということ、やっぱりもっと突っ込んで明らかにされて、本当に市民と協働、そして市の財政や実態について共有できる、そして全国814市区の中で49番目の財政力という状況のもとで、弥富がやっていけんようなら、日本中の市町はほとんどやっていけないわけありますから、しかも最近のいろんな今回議会に提案されておる案件につきましても、私たちが従来想像していたよりも、全国でやらなきゃいかん関係から、かなり交付税措置の対象をふやしたり、それから補助金をふやしたり、そういう形でされておりますので、やはり本当にそういうこの実態に即したものに抜本的に直すことと、そういう市長と市のトップ、あるいは課長会まで含めたチーム弥富として、本当にいかんことはいかんとはっきり言う市長も、わからんことはわからんと尋ねて、そういう心の通った役所にするように力を尽くしていただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 一昨日、佐藤議員の一般質問でも御答弁申し上げましたが、今後は議会の皆様はもちろんのこと、市職員ともしっかりと議論をしながら事業を一つ一つ着実に進めていきたいと考えております。

御指摘のとおり、弥富市は財政力が高いということは事実でございますが、来年1月には新庁舎建設が完了いたします。その後も総合計画に示された大型事業が続いてまいります。決して財源に余裕があるわけではございませんので、財源を有効に活用しながら事業を進め

てまいりたいと思います。また、議員の皆様の御理解、御協力をお願いしたいと思います。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長、そうおっしゃるわけでありますが、この5年間の当初予算との比較だけでも今言ったような大きな差があるんです。

どの計画は、税金そのものの計上した額がこの直前に発表された財政計画で、3億近くも違っている。交付税を合わせると、今までのものだと5億ぐらい違う可能性があります、さらに税金そのものがこの史上最高の予算を組まれたものよりも2億数千万ふえることは間違いないわけでありますので、これは私は財政計画とはとても言えないと思うんです。今本場に市長がこういう責任を取るという立場に立たれるなら、まずここを直してやっていく。

今、全員協議会でも交通安全の整備なんかおくれておるといっていますが、そんなものを心配するようなことは全くないわけでありますから、やっぱりここをきちんと市長と市の各部署の部長が一体となって、一日も早く現実的なものに改める。

この25年度から29年までの決算が終わったものとも比較しながら、もっともっと乖離が大きくなっているんですね、今のやり方は。それから、税金が足りなければ交付税措置がされるという仕組みも抜けておりますので、そういう素人が見てもすぐわかるようなもので、そんな差をつくっておって、いろいろ固定資産税がわからん分があるというんですが、わからん分があれば、それはもう一方で交付税で見ればいいわけでありますので、確かに年間新たに固定資産税だけで2億円ふえるとか、そういうこともあるし、減ることもありました。だけど、それは今言ったように、国の調整措置が働く中での話でありますので、ここはやっぱりきちんともう一度、抜本的にこの計画を見直すということも含めて対応されることを求めますが、最後に市長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平成25年から29年の決算を参考にして予算を編成したらどうだというような御意見をいただいたわけですが、予算を立てる上におきまして、やはり市といたしましては、慎重にならざるを得ないという部分があるわけですが、今後はしっかりとチーム弥富で固定資産税の収入等々、精査しながら予算を組んでいくことをしてまいりたいと思っております。

また、歳出につきましても、既定の金額といいますか、そういった額で予算が組んであるわけですが、やはり執行しますとそのような予算残というものが出てまいりますが、そういったことはどうしても当初からは見込めないわけですが、御理解をいただきたいと思います。できる限り予算におきまして、実と乖離がないように今後努めてまいりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 同じ質問を繰り返してもいかんもんで終わりますが、最後に申し上げておきたいと思いますが、今市長もおっしゃられたように、税金についても見込みで上げると、不足が発生する場合は、国の補填措置として地方交付税の措置がありますんで、このトータルで余り差がない当初予算をつくるということ。

それから、もう一つは、当然市長も今おっしゃられたように、今、建物を建てたり物品購入する場合は定価で組んでいきますので、基本的にね。そうすると、今、弥富は大がかりな費用が出ました、エアコンの中学校と小学校の分でも、実際には中学校は予定価格の56%で執行されましたし、小学校は70%近くでございましたが、合わせて66%で2億数千万円の予算の節約ができております。だから、やっぱり税金が少なく見込んだらというんですが、それは交付税との関係で解消できますし、それからもう一つは、執行残が、今市長もおっしゃられたように、市の部局や職員の皆さんの努力によって、そういう非常に弥富は以前からやっておられたことがありますので、やはりここは本当に信頼して、もっときちんと計上していく、交通安全対策も満足にできんような、心配するような必要は全くない状況でございますので、しっかりそのことを含めてやっていただく。

この計画そのものをはっきり直さないと、今後の毎年の同じことを繰り返しておったら、私は何のために今回こういうことをやったかというふうになりますので、そういうことのないように御尽力をされることを強く求めて質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終わります。

本案20件はお手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

本日、安藤市長より議案第53号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第22、議案第53号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。



安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第53号工事請負契約の締結につきましては、桜小学校長寿命化改良工事施工のため必要があるものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第53号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

内容につきましては、1. 工事名、桜小学校長寿命化改良工事。2. 工事場所、弥富市前ヶ須町地内。3. 請負契約金額、5億4,000万円。4. 請負契約者、大栄建設株式会社。5. 契約の方法、3名の一般競争入札でございます。

桜小学校長寿命化改良工事施工のため契約を締結するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより議案第53号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第53号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時34分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 武 田 正 樹

令和元年6月19日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 加藤克之 | 4番 | 高橋八重典 |
| 5番 | 永井利明 | 6番 | 鈴木みどり |
| 7番 | 那須英二 | 8番 | 三宮十五郎 |
| 9番 | 早川公二 | 10番 | 平野広行 |
| 11番 | 三浦義光 | 12番 | 堀岡敏喜 |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高 清 |
| 15番 | 武田正樹 | 16番 | 大原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|------|----|------|
| 16番 | 大原 功 | 3番 | 加藤克之 |
|-----|------|----|------|

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|------------------|-------|------------------|--------|
| 市 長 | 安藤正明 | 副 市 長 | 大木博雄 |
| 教 育 長 | 奥山 巧 | 総 務 部 長 | 渡邊秀樹 |
| 民生部長兼
福祉事務所長 | 宇佐美 悟 | 開 発 部 長 | 大野勝貴 |
| 教 育 部 長 | 立松則明 | 総務部次長兼
庁舎建設室長 | 伊藤重行 |
| 総務部次長兼
財政課長 | 安井文雄 | 開発部次長兼
農政課長 | 小笠原己喜雄 |
| 開発部次長兼
土木課長 | 伊藤仁史 | 会 計 管 理 者 | 横山和久 |
| 監 査 委 員
事務局 長 | 山下正己 | 総 務 課 長 | 佐藤文彦 |
| 秘書広報課長 | 安井幹雄 | 企画政策課長 | 佐野智雄 |
| 危機管理課長 | 伊藤淳人 | 税 務 課 長 | 佐藤雅人 |
| 収 納 課 長 | 細野英樹 | 市民課長兼
十四山支所長 | 鈴木博貴 |
| 保険年金課長 | 服部利恵 | 環 境 課 長 | 柴田寿文 |
| 健康推進課長 | 飯田宏基 | 福 祉 課 長 | 大木弘己 |

| | | | |
|---|------|------------------------------|-------|
| 介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 藤井清和 | 児童課長 | 山守美代子 |
| 商工観光課長 | 横江兼光 | 都市計画課長 | 梅田英明 |
| 下水道課長 | 水谷繁樹 | 会計課長 | 伊藤えい子 |
| 学校教育課長 | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 山森隆彦 |
| 図書館長 | 服部朋夫 | 歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 安井耕史 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記 | 伊藤国幸 | | |

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第33号 弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について
- 日程第3 議案第34号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第40号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第42号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第14 議案第45号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第15 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第47号 市道の認定について
- 日程第17 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第18 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

御報告をいたします。

学校関係者から、写真撮影の許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により許可をいたしましたので、御了承をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と加藤克之議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第33号 弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について

日程第 3 議案第34号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第 4 議案第35号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 5 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第 6 議案第37号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

日程第 7 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 8 議案第39号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第40号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第41号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第42号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第12 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について

日程第13 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について

日程第14 議案第45号 弥富市污水处理施設条例の一部改正について

日程第15 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第16 議案第47号 市道の認定について

日程第17 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第33号から日程第21、議案第52号まで、以上20件を一括議題といたします。

本案20件に関し、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

まず、平野行財政委員長。

○行財政委員長（平野広行君） それでは、行財政委員会委員長報告を行います。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第33号弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正についてを初め20件です。本委員会は、去る6月13日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部、開発部の所管する審査をいたしました。

まず、議案第33号弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正についてから議案第37号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正についてまで、議案第43号弥富市都市公園条例の一部改正についてから議案第47号市道の認定についてまで、以上10件の一括審査をいたしました。

委員より、消費税増税に伴って市民の負担がふえてくるが、市が国に消費税を納めるのではなく、市のコストがふえることによる増額ということだが、ここは、市の努力により市民に負担をかけることのないようにはできないかとの質問に、市側より、電気料、委託料などで施設管理をしているので、転嫁をさせていただきたいとの答弁があり、市には、消費税が上がることによって交付税が増額されるが、その部分で見られないのかとの質問に、市側より、基準財政需要額に算入される一方、社会保障に使うということで地方消費税交付金も上がってくる。それはそれで、そういった行財政の需要も上がってくるということで、国も認めてそのような措置をされますとの答弁がありました。

また、弥富市はスポーツの振興、文化の振興を進めているので、なるべく市民に負担をかけずにスポーツ・文化の振興に努力していただきたいとの質問に、市側より、施設の利用には費用がかかりますので、御理解いただきたい。スポーツの振興には健康都市宣言をしておりますので、別の形で対応していきたいとの答弁がありました。

続いて、議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、議案第51号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員より、農業集落排水事業の機能強化対策工事請負費というのは、真空ポンプに対応するものですか。それとも処理場の電気・機械設備の更新事業を含むものですかとの質問があり、十四山北部、弥富北西部、広大海の真空弁ユニット、ポン

プの更新ですとの答弁がありました。

次に、所管を入れかえ、民生部、教育部の所管する事項の審査に入り、まず議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第42号弥富市介護保険条例の一部改正についてまで、以上5件を一括審査いたしました。

委員より、家庭的保育事業の卒園後とは小学校と思うが、確保できないとはどういう想定ですかとの質問があり、市側より、市町村認可事業の地域型保育はゼロ歳から2歳を対象としており、保育の提供終了後も家庭的保育事業者は満3歳以上児童に必要な教育や保育が継続的に提供されるよう、保育所、幼稚園、または認定こども園などの連携施設を確保することとなっております。令和2年3月31日まで経過措置として確保しないことができるようになっており、多くの事業所が確保できていない現状に合わせ改正となりますとの回答がありました。

以上のような質疑がありました。

次に、議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）から議案第50号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、質疑はありませんでした。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て討論に入り、議案第34号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について、議案第36号弥富市税条例等の一部改正について、議案第37号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について、議案第42号弥富市介護保険条例の一部改正について、議案第43号弥富市都市公園条例の一部改正について、議案第44号弥富市下水道条例の一部改正について、議案第45号弥富市汚水処理施設条例の一部改正について、議案第46号弥富市道路占用料条例の一部改正について、議案第50号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、公的施設を使用する市民に消費税を賦課することは二重になるのではないかと。財源が消費税増加分で軽減されるものもあるが、軽減されるより消費税の負担のほうがはるかに多くかかるため、消費税を財源とするには賛同できない。軽減するなら消費税ではなくほかの財源で対応すべき。消費税に伴うシステム改修は消費税増税を行うべきでない。

議案第40号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、弥富市に事業所はないが、受け皿もないのに認めていくのは容認できない。

議案第41号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、資格が取りやすく、人材が確保しやすいという点はあるものの、今後、こうした研修が緩和されて安易なものになっていくおそれがあります。昨今では、児童虐待や認可外施設等の子供に対しての事件が後を絶たない状況で、こうした緩和が行われることに対して不安が残る。



議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）については、マイナンバーのシステムのサーバー代が含まれ、国の予算ではあるが、約1,800の自治体があるとし、日本全国で4,300億円以上が1回のシステム改修にこれだけの税金が無駄に使われるのであれば、廃止し、社会保障に回すべきと考えたとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案を了承、議案第34号は賛成多数により原案を了承、議案第35号は全員賛成で原案を了承、議案第36号、議案第37号は賛成多数により原案を了承、議案第38号、議案第39号は全員賛成で原案を了承、議案第40号から議案第46号は賛成多数により原案を了承、議案第47号は全員賛成で原案を了承、議案第48号は賛成多数により原案を了承、議案第49号は全員賛成で原案を了承、議案第50号は賛成多数により原案を了承、議案第51号、議案第52号は全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしを確認しました。

これより討論に入ります。通告に従い、まず反対討論を許します。

那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

日本共産党弥富市議団を代表しまして、議案第34号、36号、37号、40号、41号、42号、43号、44号、45号、46号、48号、50号について、反対の立場で討論させていただきます。

まず議案第34号、36号、37号、42号、43号、44号、45号、46号、50号についてでございます。

この議案に対しては、消費税増税を前提として、各種公共施設、グラウンド、下水道などの利用料や使用料の値上げ、または消費税増額分を財源とし、介護保険料の一部や住宅控除の期間延長であったりする議案となっております。

まず弥富市は、特例によって国に対して消費税を納めることはないという答弁がございました。納める必要のない消費税分を公共料金に反映させるべきではないと考えます。公の施設でも維持管理に消費税分の負担がかかるということでございますが、市はスポーツ・文化を推進している立場として、その会場やグラウンドの使用料を値上げすべきではないし、生活に直結する下水道料金を値上げすべきではないと思います。

そもそも消費税増税を前提としていますが、95歳まで生きるのに厚生年金をもらっても2,000万円不足すると試算が出ています。これが41歳以下だと3,600万円も預貯金が必要という資産が出ておる、そんなときに、さらに生活費を圧迫するような消費税を上げるべきでは

ないと思います。

今、市がとる立場は、消費税増税を容認して公共施設などの値上げをするべきではなく、国に対して住民を守る立場で消費税増税反対の意見を上げるべきだと思います。

また、議案第42号は、消費税を財源に介護保険料などの一部負担の軽減がありますが、軽減される額よりも消費税増税のほうが何倍も生活にかかる負担は大きくなります。それに、そうした社会保障に関しての財源は、所得の少ない人ほど生活費の負担が重くなる逆進性の強い消費税ではなく、別の方法で財源を確保すべきです。

別の方法とは、第1に、大企業に中小企業並みの当たり前の法人課税をすることで4兆円、第2に、大株主優遇税制を改め、諸外国と同じような税率にし、最高税率を引き上げることで3.1兆円、第3には、米軍への思いやり予算などの廃止で0.4兆円、合わせて7.5兆円の財源で消費税にかわる財源を持続可能な形で生み出すことができます。

さらには、平和憲法9条を持つ国として、ステルス戦闘機などの6兆円の爆買いをやめて5兆円を超える軍事費を見直し、正すことにより、さらなる財源を生み出すことができます。今すべきことは消費税の増税ではなく、こうした当たり前の税金の集め方、使い方にするよう、国に対して意見を上げるべきではないでしょうか。

また、議案第40号については、弥富市には家庭的保育事業はまだないとはいえ、現実的にゼロから2歳児の乳幼児の市内保育所の待機児童があり、こうした事業がいつ参入してくるかはわかりません。その中で受け皿もないのに認可できるような規制緩和は認めることはできません。

議案第41号に関しましては、児童クラブのスタッフの人材が確保しやすくなるとはいえ、昨今では児童虐待や子供に対しての事件・事故が相次ぐ中で、こうした研修の緩和がなされることに不安を覚えます。

最後に、議案第48号に関しましては、マイナンバーシステムのサーバー改修費用として約240万円ほどの補正予算となっておりますけれども、マイナンバーカードの発行は、弥富市の人口の1割にも満たない状況で、マイナンバーが有効に活用されているとは言えません。全国約1,800ほどの自治体があると考えれば、このマイナンバーシステムの1回の改修に4,300億円以上の税金が投入されることとなります。かなりの頻度でこうしたメンテナンスが行われているので、さらに恐ろしいほどの金額、税金が、この費用対効果もないものにじゃぶじゃぶと使われていることとなります。

全額国の予算でおりてきて、一見、弥富市の財政には影響がないように見えますが、市民の払う税金がこのようなものに無駄に使われているものを容認するわけにはいきません。このようなものに使うのならばマイナンバー制度を廃止し、社会保障の財源として使った方ははるかに有用なものと考えます。市としても、ぜひこの立場で国に対して要望するよう行っ

ていただきたいと思います。

以上の理由で、この12議案に対して反対の立場で討論し、他の議員の方への賛同を呼びかけ、討論を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第33号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、議案第39号まで、以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号まで、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第43号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、議案第52号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、議案第52号、以上2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議員派遣について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第22、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付をしたとおり議員派遣をすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第23、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、令和元年第2回弥富市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時24分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 大 原 功

同 議員 加 藤 克 之